

調 査 報 告 書

(公 表 版)

令和8年(2026年)4月12日

広島県立学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会

目 次

はじめに	7
第1 本委員会の設置と活動経過.....	9
1 本委員会設置の経緯	9
2 本委員会の目的・所掌事項	9
(1) 目的	9
(2) 所掌事項	10
3 委員構成	10
4 本委員会の活動	11
(1) 会議の開催	11
(2) アンケート調査	12
(3) 聞き取り調査	12
(4) 調査資料	15
第2 Aさんの成育歴等.....	16
1 Aさんの家族について	16
2 Aさんについて	17
(1) 誕生から乳児期	17
(2) 幼児期	17
(3) 小学校低学年	18
(4) 小学校高学年	19
(5) 小学校時代のAさんの人物像	19
(6) 小学校高学年の担任による評価	19
(7) 中学校の選択	20
(8) 中学校入学までの小括	20
第3 中学校入学後の経緯.....	22
1 Aさんが入学した中学校について	22
(1) 調査資料から	22

(2) 生徒や保護者のアンケート（選択肢回答）から	22
(3) 生徒や保護者のアンケート（自由記述）から	23
(4) 卒業生の保護者や学校関係者の聞き取りなどから	24
(5) SCの聞き取りから	25
(6) 学校訪問の印象	25
2 中学校1年次	27
(1) 入学早々の教員とのエピソード	27
(2) 身体不調の出現	27
(3) 提出課題の遅れ	28
(4) 課題をめぐる問題点の発覚と再度の叱責	29
(5) 親の認識と教員の認識	31
(6) 母親による課題のサポート	31
(7) 令和3年（2021年）11月～12月	32
(8) 『死にたい』という文字と関連する事実	33
(9) 塾での活動や塾の先生が受けた印象	34
(10) 中学校1年次の小括	34
(11) 課題提出遅れの原因理解	35
3 中学校2年次	39
(1) 2年次の教員について	39
(2) 身体不調の継続	39
(3) hyper-QU	39
(4) 髪を伸ばす、親と距離をとる、学校で大きな声を出す	40
(5) 独特な絶望感と不可解なエピソード	40
(6) 不可解なエピソードと現実生活の両立	41
(7) 本件直前の5日間	42
(8) 警察が発見したメモとカレンダー	43
(9) D-Lifeの記述	43
(10) 本件直前のAさんの塾での様子	43
(11) 本件当日	43
(12) 聞き取り調査から浮かぶ中学時代のAさん	44

(13) 中学校 2 年次の小括	44
第 4 本件自殺の原因及び背景要因	47
1 本件自殺について（事故死の可能性の有無）	47
2 本件自殺の原因及び背景要因（精神医学的・臨床心理学的考察）	48
(1) 自殺の心理について	48
(2) 自殺の危険因子について	49
(3) 精神医学的・臨床心理学的考察のまとめ	54
第 5 本件学校及び県教委の本件自殺前の対応が適切であったか	56
1 本件自殺前の生徒への学習指導・支援体制	56
(1) 課題に関する問題（量的側面から）	56
(2) 課題に関する問題（質的側面から）	58
(3) 課題提出が滞りがちであった A さんへの対応について	58
2 本件自殺前の生徒の支援体制	60
(1) 定期的なアンケート実施	60
(2) 相談窓口の設置	61
(3) SC の活用	62
(4) 自殺予防教育を含む心の健康教育	63
3 県教委の本件自殺前の対応（教職員研修の実施）について	64
第 6 本件学校及び県教委の本件自殺後の対応について	67
1 本件自殺後の対応の経緯	67
(1) 事案発生当日の動き(令和 4 年（2022 年）8 月 24 日)	67
(2) 事案発生 2 日目から 8 月末までの動き	68
(3) 令和 4 年（2022 年）9 月の動き	72
(4) 令和 4 年（2022 年）10 月の動き	76
(5) 令和 4 年（2022 年）末までの動き	78
(6) 令和 5 年（2023 年）の動き	78
(7) 背景調査を求めての動き	79
(8) 令和 5 年（2023 年）4 月からの動き【設置要綱をめぐるやり取り】 ...	81

(9)	令和5年(2023年)5月の動き【災害共済給付をめぐるやり取り】	82
(10)	令和5年(2023年)8月の動き【一周忌をめぐるやり取り】	82
(11)	令和5年(2023年)9月の動き【卒業式に向けてのやり取り】	83
(12)	令和6年(2024年)4月以降の動き【本委員会の稼働】	84
2	本件自殺後のSCによる心のケア	86
(1)	SCの緊急派遣	86
(2)	SCSVのかかわり	88
(3)	学校保健委員会	90
3	本件学校の本件自殺後の対応について	91
(1)	基本調査の在り方について	91
(2)	遺族への対応について	94
4	県教委の本件自殺後の対応について	97
(1)	本件自殺後の経緯	97
(2)	SCによる事案発生後の心のケアの現状と課題	105
(3)	基本調査と遺族への対応	108
(4)	基本調査から詳細調査への移行	110
(5)	遺族と県教委との直接のやり取りの開始	111
(6)	詳細調査を行う第三者委員会の設置要綱	113
(7)	第三者委員会の設置が知事部局に移ってからの対応	119
(8)	県教委の現在の認識	119
(9)	県教委の対応に対する評価	120
第7	再発防止に関する対応策及び改善策等の提言	125
I	日頃からの教育・指導・生徒支援の在り方について	127
1	生徒が「一人の人間として大切にされている」と感じられる指導・教育の実現(提言1)	127
2	教育相談体制の拡充について(提言2)	128
(1)	自ら援助を求めることが難しい生徒への支援に向けて	128
(2)	SCの配置拡充	129

3	学校・県教委から独立した、生徒の相談（事実確認・報告・提言）窓口の設置（提言3）	133
(1)	提言の趣旨	134
(2)	窓口の基本的役割	134
(3)	窓口の主な機能	134
(4)	実効性を確保するために不可欠な条件	135
(5)	不利益取り扱いの厳格な禁止	135
(6)	専門性と多職種性の確保	135
(7)	透明性と説明責任の確保	136
II	事案発生後の対応について	136
1	児童生徒の自殺等が起きたときの総合的な対応マニュアルの整備（提言4）	136
2	背景調査の適切な実施（提言5）	137
(1)	背景調査の指針の内容に即した対応	137
(2)	基本調査の結果の遺族への提供の在り方	138
(3)	基本調査の説明方法（日程設定）	138
(4)	背景調査の全体像の適切な説明	138
(5)	背景調査の指針の概要パンフレットの作成	139
(6)	全件、詳細調査を行うことを基本とすべきであること	139
(7)	第三者委員会設置要綱制定の際の遺族からの要望の反映	139
(8)	遺族への情報提供の仕組み構築の検討	139
3	自殺事案における警察の情報提供の在り方について（提言6）	140
(1)	学校への情報提供について	140
(2)	第三者調査委員会への情報提供について	141
4	事後の心のケアの体制整備（提言7）	141
(1)	日頃からの備え	141
(2)	児童生徒の自死後の心のケアプログラム実施についての合意形成と定式化	142
5	遺族支援の体制の検討（提言8）	144

(1) 学校・県教委と遺族との仲介機能	145
(2) 遺族の心理的ケアの体制について	145
Ⅲ 各提言を実行するための計画の作成と進捗状況の確認・公表.....	145
おわりに	147
文献リスト.....	148

はじめに

令和4年(2022年)8月24日午前7時59分ごろ、当時広島県立中学校(以下「本件学校」という。)2年生の男子生徒Aさんが、列車に轢かれ死亡した。

本件学校は、同年10月13日、広島県教育委員会(以下「県教委」という。)に対し、Aさんについて「基本調査」と題する書面(以下「基本調査報告書」という。)を提出したが、Aさんの遺族(以下「遺族」という。)に対しては、令和5年(2023年)3月1日まで、同書面を交付しなかった。

遺族は、同年1月30日、県教委に対し、『「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂について(通知)(平成26年7月1日付26文科初第416号文部科学省初等中等教育局長通知)』(以下「背景調査の指針」という。)に基づく詳細調査を要望した。

同年4月13日、県教委が制定した広島県立中学校生徒の自殺事案に係る調査委員会設置要綱(以下「県教委要綱」という。)が施行されたが、これを閲覧した遺族は、その要望を無視されたと感じ、広島県知事あてに、知事部局において第三者調査委員会を設置することを要望した。

その後、県教委要綱は廃止され、同年9月28日、知事部局において広島県立学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会設置要綱(以下「本設置要綱」という。)が施行された。

令和6年(2024年)4月14日、広島県立学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会(以下「本委員会」という。)の第1回会議が開催された。

遺族は、同日付け「第三者調査委員会への調査要望書」において、「私たちの息子・〇〇は、令和4年8月24日、始業式の朝に自死しました。その後、9月21日に、同じ中学の三年生だった〇〇さんが、■■■■〇〇さん(〇〇中学一年)と一緒に■■■■なさいました。しかし、広島県立〇〇学校及び広島県教育委員会は、一か月間に同じ学校の生徒2名、合計3名の子どもたちが■■■■した異常事態でありながら、今日まで、保護者説明会も記者会見も行っていません。このため、私たち両遺族だけでなく、在校生とその保護者たちは、世界から取り残されたような孤独と不安の中に居続けています。」「どうか、息子と同じ立場に置かれたら誰もが同じ状況に陥る可能性があるのだという視点を持ち、子どもの立場と気持ちになって調査をしていただきたく存じます。」と述べている。

本委員会は、この遺族の要望を踏まえ、合計133名の関係者等にご協力いただいて聞き取り調査を行い、本件学校の生徒及び保護者からいただいた合計794件のア

ンケートの回答や、遺族、本件学校、県教委、Aさんが通っていた学習塾等から提供いただいた合計約 8000 枚の調査資料を精査し、合計 31 回の会議を経て、Aさんが自殺に至るまでの事実関係及びその前後における本件学校及び県教委の対応について調査及び検証を行った。

本調査報告書は、この調査及び検証を踏まえ、Aさんの自殺の原因及び背景要因を究明するとともに、本件学校及び県教委の本件自殺前後の対応が適切であったかを検証し、併せて、再発防止に関する具体的な対応策及び改善策を提言するものである。

令和 8 年（2026 年） 4 月 12 日

広島県立学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会

委員 長	中	嶋	善	英
副委員 長	窪	田	由	紀
委 員	大	貫	隆	志
委 員	岡	田	卓	司
委 員	塚	本	千	秋
委 員	寺	川	史	朗

※委員は五十音順

第1 本委員会の設置と活動経過

1 本委員会設置の経緯

当時中学校2年生であったAさんは、2学期の始業式当日である令和4年(2022年)8月24日午前7時59分ごろ、列車に轢かれ死亡した。

本件学校は、Aさんについて、生徒及び教職員から聞き取りなどを行った上で、同年10月13日、県教委に対し、基本調査報告書を提出した。なお、遺族が同書面を受領したのは、令和5年(2023年)3月1日であった。

遺族は、同年1月30日、県教委に対し、背景調査の指針に基づく詳細調査を要望した。

同年4月13日、県教委要綱が施行されたが、これを閲覧した遺族は、調査委員及び調査対象に関する要望を無視されたと感じ、広島県知事あてに、知事部局において第三者調査委員会を設置することを要望した。

同年5月22日、県教委要綱が廃止され、同年9月28日には、知事部局において本委員会の設置を定める本設置要綱が施行された。

その後、各推薦団体からの委員の推薦を経て、令和6年(2024年)4月14日、本委員会の第1回会議が開催された。

2 本委員会の目的・所掌事項

本設置要綱によると、本委員会の目的・所掌事項は下記のとおりである。

記

(1) 目的

背景調査の指針に基づき、令和4年(2022年)8月24日に発生した本件学校の2年男子生徒(Aさん)の自殺について、本件自殺に至るまでの事実関係に関する詳細な調査及び検証並びに本件自殺の原因及び背景要因の究明並びに本件学校及び県教委の本件自殺前後の対応について調査等を行い、今後の再発防止を図ること。[本設置要綱1条]

なお、背景調査の指針3ページによると、「この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者として、上記目的を踏まえて事実に向き合うものである」とされているところ、本委員会の調査も「民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでない」ので、念のため付記しておく。

(2) 所掌事項

- ① 本件自殺に至るまでの事実関係を調査及び検証し、本件生徒に何が起きたのかをその心理状態も含めて明らかにすること。
- ② 本件自殺に至るまでの事実経過において、本件学校の本件生徒に対する対応の事実関係を調査し、本件生徒に何が起きたのかを明らかにすること。
- ③ 前2号に規定する調査によって明らかになった事実関係を踏まえて、本件自殺の原因及び背景要因について究明すること。
- ④ 第1号及び第2号に規定する調査によって明らかになった事実関係に対して、本件学校及び県教委がどう対応したのか、又は対応しなかったのかを明らかにし、本件学校及び県教委の本件自殺前後の対応が適切であったかを検証すること。
- ⑤ 前各号に規定する調査等によって明らかになった結果を審議し、広島県の子供が健やかに生きるための環境整備の視点も踏まえた再発防止に関する具体的な対応策及び改善策を提言すること。〔本設置要綱2条〕

3 委員構成

役職	委員氏名	推薦団体（所属）	専門分野等
委員長	中嶋 善英	山口県弁護士会（日本弁護士連合会からの打診による）	法律
副委員長	窪田 由紀	一般社団法人 日本臨床心理士会	心理
委員	大貫 隆志	一般社団法人 ここから未来	その他必要な知識経験を有する者
委員	岡田 卓司	山口県弁護士会（日本弁護士連合会からの打診による）	法律
委員	塚本 千秋	一般社団法人 日本児童青年精神医学会	児童精神医学
委員	寺川 史朗	日本教育法学会	教育

※委員は五十音順

4 本委員会の活動

(1) 会議の開催

※R=令和

日付	回数	場所	議事など
R6(2024)4.14	第1回	広島県庁	事案概要説明、委員長及び副委員長選出、運営方針、遺族からの意見聴取、その他
R6(2024)5.1	第2回	Web会議	今後の調査について、遺族からの意見聴取、その他
R6(2024)5.22	第3回	Web会議	今後の調査について、その他
R6(2024)6.6	第4回	Web会議	今後の調査について、その他
R6(2024)6.28	第5回	Web会議	アンケート調査について、聞き取り調査について、その他
R6(2024)7.19	第6回	Web会議	聞き取り調査について、その他
R6(2024)8.10	第7回	Web会議	アンケート調査について、聞き取り調査について、その他
R6(2024)9.6	第8回	Web会議	聞き取り調査について、その他
R6(2024)10.2	第9回	Web会議	聞き取り調査について、その他
R6(2024)10.18	第10回	Web会議	聞き取り調査について、その他
R6(2024)11.15	第11回	Web会議	生徒等からの聞き取りについて、その他
R6(2024)12.15	第12回	Web会議	生徒等からの聞き取りについて、その他
R7(2025)1.20	第13回	Web会議	教職員等からの聞き取りについて、その他
R7(2025)2.20	第14回	Web会議	教職員等からの聞き取りについて、遺族からの意見聴取、その他
R7(2025)4.4	第15回	Web会議	県教委事務局職員等からの聞き取りについて、今後の調査について、その他
R7(2025)4.30	第16回	Web会議	聞き取り調査について、今後の調査について、その他
R7(2025)6.6	第17回	Web会議	今後の調査について、その他
R7(2025)7.2	第18回	Web会議	今後の調査について、その他
R7(2025)9.2	第19回	Web会議	調査内容の整理、その他

R7(2025)10.3	第 20 回	Web 会議	調査報告書の検討、その他
R7(2025)11.5	第 21 回	Web 会議	調査報告書の検討、その他
R7(2025)11.19	第 22 回	Web 会議	調査報告書の検討、その他
R7(2025)11.30	第 23 回	Web 会議	調査報告書の検討、その他
R7(2025)12.11	第 24 回	Web 会議	調査報告書の検討、その他
R8(2026)1.8	第 25 回	Web 会議	調査報告書の検討、その他
R8(2026)1.22	第 26 回	Web 会議	調査報告書の検討、その他
R8(2026)2.1	第 27 回	Web 会議	調査報告書の検討、その他
R8(2026)2.18	第 28 回	Web 会議	調査報告書の検討、その他
R8(2026)3.21	第 29 回	Web 会議	調査報告書の検討、その他
R8(2026)3.28	第 30 回	Web 会議	調査報告書の検討、その他
R8(2026)4.12	第 31 回	広島県庁	調査報告書の提出、その他

(2) アンケート調査

Aさん及び本件学校の状況について、本件学校のすべての生徒及び保護者を対象として、Web上のアンケートフォームに入力する方法により回答する形式のアンケートを実施した。

アンケートの実施に際しては、本件学校から全保護者にPTA用のメールシステム等で事前連絡をしていただいた上で、保護者向け依頼文（別紙1-1）を封筒に入れて封緘し、生徒を通して保護者に渡すこととした。

回答期間は、令和6年（2024年）7月17日から同年8月5日までとした。

回答件数は、生徒合計335件、保護者合計459件であった。

生徒及び保護者に対する各アンケート項目及び回答内容の概要は、別紙1-2、1-3のとおりである。なお、自由記述部分については、個人が特定される可能性があるなどのため、掲載を控えることとした。

(3) 聞き取り調査

下表のとおり聞き取り調査を実施した。

聞き取り調査は、委員が本件学校、広島県庁、広島県東広島庁舎等に出向く方法、Web会議及び書面により実施する方法により行った。

なお、生徒に対する聞き取りに際しては、スクールカウンセラー（以下「SC」

という。)に待機いただくこととした。

また、本件学校の関係者の聞き取り調査に先立ち、令和6年(2024年)8月18日、本件学校内を現地視察した。

【聞き取り調査(対面、Web会議、書面による)】

日付	立場	人数	場所又は方法	備考
R6(2024).6.9	遺族	2	広島県東広島庁舎	遺族両親
R6(2024).8.18	教職員	1	本件学校	
R6(2024).9.8	遺族	2	広島県東広島庁舎	遺族両親
R6(2024).10.5	遺族	3	広島県東広島庁舎	遺族両親、姉
R6(2024).10.12	教職員	1	本件学校	
R6(2024).10.25	生徒	8	本件学校	生徒に同伴
	保護者	2		
R6(2024).10.26	生徒	2	広島県東広島庁舎	元在校生の保護者
	保護者	3		
	その他	1		
R6(2024).11.1	生徒	7	本件学校	
R6(2024).11.5	生徒	4	本件学校	生徒に同伴
	保護者	1		
R6(2024).11.6	保護者	1	広島県東広島庁舎	元在校生の保護者
	その他	1		
R6(2024).11.7	保護者	1	広島県東広島庁舎	
R6(2024).11.8	生徒	4	本件学校	生徒に同伴
	保護者	1		
R6(2024).11.12	その他	1	広島県庁	元在校生の保護者
	生徒	4	本件学校	
R6(2024).11.13	生徒	1	Web会議	生徒に同伴
	保護者	1		
R6(2024).11.29	生徒	4	本件学校	生徒に同伴
	保護者	1		
R6(2024).12.3	生徒	4	本件学校	生徒に同伴
	保護者	1		
R6(2024).12.6	生徒	7	本件学校	生徒に同伴
	保護者	1		
R6(2024).12.7	保護者	4	広島県東広島庁舎	

	生徒	1		
R6(2024).12.16	生徒	1	Web 会議	生徒に同伴
	保護者	1		
R6(2024).12.17	生徒	4	本件学校	
R6(2024).12.20	生徒	3	本件学校	
R6(2024).12.22	遺族	2	広島県東広島庁舎	遺族両親
R6(2024).12.23	教職員	3	本件学校	
R6(2024).12.24	教職員	3	本件学校	
R6(2024).12.25	教職員	3	本件学校	
R6(2024).12.26	教職員	2	本件学校	
R7(2025).1.19	その他	2	広島県東広島庁舎	医師
	保護者	2		
R7(2025).1.31	教職員	1	広島県東広島庁舎	
R7(2025).2.5	教職員	1	広島県東広島庁舎	
R7(2025).2.6	教職員	3	広島県庁	
R7(2025).2.12	教職員	3	広島県東広島庁舎	
R7(2025).2.13	教職員	2	広島県庁	
R7(2025).2.17	教職員	1	広島県東広島庁舎	
R7(2025).2.19	教職員	1	広島県東広島庁舎	
R7(2025).3.6	教職員	1	Web 会議	
R7(2025).3.14	その他	4	Web 会議	東広島市自殺対策推進会議関係者
R7(2025).3.16	その他	1	広島県庁	塾関係者
R7(2025).3.17	教職員	3	広島県東広島庁舎	
R7(2025).3.18	県教委	3	広島市内会議室	
R7(2025).3.19	教職員	1	Web 会議	
R7(2025).3.21	教職員	2	本件学校	
R7(2025).3.25	県教委	3	広島市内会議室	
R7(2025).4.17	教職員	1	Web 会議	
R7(2025).4.19	その他	1	広島県庁	小学校時の同級生
R7(2025).4.20	その他	2	広島県東広島庁舎	小学校時の同級生
R7(2025).5~6 頃	その他	3	書面による照会	小学校時の同級生
R7(2025).5.17	その他	1	広島県東広島庁舎	小学校時の同級生
R7(2025).5.23	遺族	3	広島県東広島庁舎	遺族両親、姉
R7(2025).6.13	その他	1	Web 会議	塾関係者
R7(2025).6.15	その他	1	Web 会議	塾関係者

R7(2025).7.12	その他	1	広島県庁	当時の学校関係者
R7(2025).12.20	遺族	2	広島県東広島庁舎	遺族両親
R8(2026).3.1	遺族	2	広島県庁	遺族両親
R8(2026).3.14	遺族	2	広島県庁	遺族両親

【聞き取り調査対象者の合計人数】

	遺族	教職員	生徒	保護者	県教委	その他	合計
実人数	3名	30名	54名	20名	6名	20名	133名
延べ人数	18名	33名	54名	20名	6名	20名	151名

(4) 調査資料

本調査報告書の作成にあたっては、以上のアンケート調査及び聞き取り調査の内容に加えて、遺族、本件学校、県教委、Aさんが通っていた学習塾及び広島県警察本部から提供された調査資料の内容に依拠することとした（なお、遺族からは、Aさんのノート、作文、成績通知表などのAさんに関する資料のみならず、本件学校の在校生、転校生、卒業生及びこれらの保護者などから聴取した証言をまとめた書面や、自己情報開示請求により収集した資料などの提出があった。）。

これらの調査資料の総頁数は約8000枚であった。

調査資料の内容に基づき、別紙2のとおり、Aさんに関する時系列表を作成したので、参照されたい。

次頁の第2以下では、アンケート調査、聞き取り調査及び調査資料の内容を踏まえ、本委員会が認識したところに基づき、記載することとした。

なお、令和6年（2024年）4月14日に本委員会の第1回会議が開催された時点で、Aさんが死亡した令和4年（2022年）8月24日からすでに1年7か月以上経過しており、記憶が判然としない関係者もいたこと、調査への協力を得られない関係者もいたことから、本委員会の調査に限界があったことには留意されたい。

また、前述のとおり、本委員会の調査は「民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでない」（背景調査の指針3ページ）ので、本調査報告書の記載をもって、直ちに関係者の民事・刑事上の責任を認めることにならないことにも、併せて留意されたい。

第2 Aさんの成育歴等

以下の記述は、遺族から提出された資料、本委員会が実施したアンケート調査、及び委員による聞き取り調査（対象者：遺族、小中学校の同級生や同じ部活の生徒、教職員、塾講師など）を整理して要約したものである。

なお、文中の※印は、文末の「小括」及び末尾の「精神医学的・臨床心理学的考察」に関連する部分である。

1 Aさんの家族について

Aさんの家族は父母と姉の4人である。

<父親>

現在、大学の理系学部の教員であり、物静かな方である。

幼少期から動物好きで、高校で生物学に関心を持ち、大学は理学部に進学した。

<母親>

現在、病院の勤務医で、理性的な方である。

家系に医師が多く、自分にも医師になるプレッシャーがかかって大変な時期もあったが、医学部に合格した。そのため、我が子には本人の希望する進路を尊重するように伝えてきた。

<姉>

6歳年長。

本件前、県外の大学の学生だったが、コロナ禍の影響で実家にいることが多く、課題の多さに悩むAさんの話を聞き、一緒に映画に行くなど、気晴らしに付き合っていた。

本件後、Aさんを救えなかった自責感などで健康を損ねていた。そのため、聞き取り調査において委員らは細心の注意を払った。

<家族の関係性>

家族の仲は良く、4人そろって、度々子どもたちが関心をもつ施設に旅行に行っていた。

姉が思春期になって悩みを母親に打ち明けるようになったので、以来、母娘の関係が濃くなり、相対的にAさんは父親とのかかわりが増えた。また父

親の研究にAさんが興味をもち二人の関係が深まった。結果として、家庭内には「母親と姉」、「父親とAさん」というグループが成立したが、女性同士、男性同士ということでとりわけ不自然なことではない。

Aさんが中学校1年次に、課題提出が滞っていることが判明し、それ以降、母親が一時的に課題遂行を支援した。また、課題提出をめぐる教員との行き違い（後述）が生じてからは、父親が本件学校に電話するなど、両親が役割を分担して、Aさんの監督・保護にあたった。

2 Aさんについて

(1) 誕生から乳児期

Aさんは平成20年（2008年）4月に東広島市で誕生した。

Aさんの妊娠中、母体は健康で、周産期にも異常はなかった。

乳児期のAさんは、おとなしい赤ちゃんで、両親が育児に困ることはほとんどなかった。6歳年長の姉はAさんの誕生を喜び、かわいがった。

母親が職場に復帰してからは、母親の不在時の育児は民間会社に保育を依頼した。また、父親の職場は裁量労働制であったため、父親もしばしば育児に関与した。

顎定（くびのすわり）、初歩（歩きはじめ）などAさんの身体的発達に問題はなく、言語の獲得など精神機能の発達も正常であった。1歳半検診や3歳時検診時にも心身の発達の遅れ等を指摘されたことはない。

その後の乳幼児期を通じて、コミュニケーションの障害、特定の感覚を嫌がるなどの感覚過敏、同一性を保持したがわるなどのこだわり行動、爪噛みやチックなどの神経症性習癖、特定の食べ物を拒否するなどの偏食は認められていない。

1歳時（平成21年（2009年）6月）、母親が勤務時間を増やしたことに合わせ、Aさんは父親の勤務先の保育施設に通園を開始した。送迎は父親が行った。

保育園は小規模で、Aさんは同園にすぐ溶け込んだ。他児とも仲良く過ごし、保育士からは「温和で、大人の指示が聞ける手がかからない子ども」と評価されていた。

(2) 幼児期

引き続き保育園でも家庭でも手がかからず、問題なく成長した。少年らしいおもちゃを集め、テレビでは動物番組などを好んだ。ただ、少し臆病など

ころがあり、新幹線の通過音や花火の音、街で聞こえてくる大人の怒声が苦手
で怖がった。

3歳ごろから、花粉と黄砂のアレルギーで、春先になると目のかゆみや皮膚
の発赤（ほっせき）が出るようになったが、それ以外には大きな病気にか
かったことはない。

習い事としては、2歳からベビー英会話クラスに、4歳からスポーツクラ
ブの水泳に通い始めたが、どちらにもAさんは楽しく参加していた。

(3) 小学校低学年

平成27年（2015年）4月、Aさんは自宅から徒歩で通える公立小学校に
入学した。Aさんは登校を嫌がることはなく、すぐに適応した。入学当初か
ら放課後は学童保育を利用したが、こちらにも楽しく参加した。

Aさんの小学校入学前後から、姉が中学受験のストレスから不安定にな
り、母親の手がとられるようになったため、Aさんの送り迎えなどの生活上
の世話は主として父親の役割になった。Aさんと父親との関係は良好で、衝
突したエピソードはない。

小学校時代を通じ、Aさんの成績は優秀でテストはほぼ満点だった。

また、勉強以外の学校生活でも、忘れ物などで教員から注意を受けたこと
はなく、後述する4年時のエピソード以外に他児とのトラブルは全く生じて
いない。放課後の学童保育内で、順番を守れない同級生にAさんが怒ったこ
とがあったが、母親から「直接相手を怒るのではなく、指導員に相談しなさい
」と言われ、以降はそれを守るようになった。このように大人からの指導
に聞き分けが良い、というのがAさんの特徴である。

手先が器用で、ものを設計し組み立てることが好きだった。父親が研究者
であったことも影響してか、夏休みには自分で計画を立てて研究を実施し、
報告書を書いている。こうした興味関心が、その後の「研究者になる」とい
う将来の夢や、中学校入学後の部活動「 部」につながっていったよ
うに思われる。

運動は得意でこそなかったが苦手でもなかった。家族とのレジャーでは乗
馬やアスレチックを楽しむなど、身体を動かすことは好きだったようである。

身体発育の点では、標準的な身長・体重と比し、身長が常に高い、いわゆ
る“細身”であったが、食事は十分に摂取しており、同じく高身長瘦身の父
親譲りの体質と考えられた。

(4) 小学校高学年

小学校4年時に学校で行われた「二分の一成人式（10歳のお祝い）」で、Aさんは将来の夢について「研究者になるぞ！」と勢いよく書いている。天体望遠鏡で宇宙を観察し、「天文学者を目指す」などの言葉も聞かれた。

小学校低学年に引き続き成績は優秀で、学業面での問題は何もなかった。

4年時後半に一度だけ、「いじめる友達がいる」と両親に言い、登校を渋る期間があった。隣クラスの児童が執拗にからかってくるため、担任の対処（強引に仲直りの握手をさせる）にAさんは納得がいかなかったが、5年からの新しい担任の対応が功を奏し、その児童との関係も改善した。このエピソード以外には、人間関係上のトラブルはなく、たくさんの友人と楽しく遊んでいた。

5年までは自分の部屋がなく、父親と机を並べて勉強し、夜は両親の部屋で眠っていたが、6年になって姉が進学して家を離れ、かつての姉の部屋を「自分の部屋」として与えられ、自分の好みに改装して喜んでいた。

3年から通っていた塾は、本人の希望で6年から中学受験コースに変わったが、課題が多すぎて学校の課題に手が回らなくなるため、個別対応の塾に移った。こちらの塾でも課題は多かったが、提出が遅延するようなことはなかった。

(5) 小学校時代のAさんの人物像

小学校時の同級生を対象とした聞き取りから、浮かび上がるAさんの像は、以下のようなものである。

「積極的に責任感があり、6年時には学級委員をやっていた」

「物知りで質問すると詳しく教えてくれるお兄さんのような存在だった」

「頭が良いので理解が遅い人に腹を立てることもあったが、暴力的になることはなかった」

「外遊びで鬼ごっこをしたが、ズルをする児童に対し怒っていた」

「いつも明るくハイテンションで、悩んでいる様子は全く見えなかった」

まとめると、明るく責任感のある子どもで、他児との喧嘩もあったが、それはAさんなりの正義感の表れと考えられる。何かに悩んで暗くなっていた様子は全く観察されていない。

(6) 小学校高学年の担任による評価

学年末の「あゆみ」（いわゆる“通知表”）によれば、4年時の欠席はな

く、皆勤賞をもらっている。「生活の様子について」では、△（もう少し）が付けられた項目はなく、教科ごとの学習成績「めあてと評価」では体育の一項目のみ○（できる）である以外は、すべて◎（よくできる）で、数値的な評定はすべて3（最優秀）であった。

5年時の「あゆみ」では、欠席は前期2、後期2のみ。「行動の様子」では、△はなく、前期・後期を通じて「責任感」の項目に○が付いている。学習成績である「学習の様子」では、音楽と体育以外は、ほぼすべての項目で「よくできる」に○が、音楽と体育も「できる」に○が付いている。

6年時の「あゆみ」では、欠席は後期3のみ。「行動の様子」では、やはり△はなく、「責任感」の項目に○が付いている。「学習の様子」では、音楽と体育以外の教科でも、いくつかの項目が「よくできる」から「できる」に下がっているが、大半の項目で「よくできる」に○が付いている。総合所見として「積極的な発言で自分の考えを述べたり、周りの考えをまとめたりすることができました。理科では豊富な知識を生かして事象を考えたり、実験結果から考察できることを論理的に説明したりしました。」と書かれており、教員からは積極性、協調性、論理的思考のどれもが優れていると評価されている。

(7) 中学校の選択

小学校の成績は最優秀で、模擬試験の成績も良く、どの進学系の学校にも進学できる状態であった。Aさん本人からは「共学が良い」という希望があったが、その理由は「男子だけだと喧嘩をするから」という理由だったようで、怒鳴り声やいさかいを嫌うAさんの性格特徴が垣間見えている。

結局、本件学校を含む二つの進学校を受験し、両方合格した。母親は、本件学校の指導が厳しいという噂（この噂は「上位百番以内には東大受験を勧める」等の漠然としたものであった）を聞いて、別の学校への進学を勧めたが、Aさんは自分で本件学校を選んで進学した。一番の理由は仲の良い友達が、本件学校に進学したためと思われる。

(8) 中学校入学までの小括

Aさんの成育歴には、自殺の危険因子（後述）とされる児童虐待や、神経発達症などの発達上の問題は認められない。また、この時期までには、うつ病などの精神疾患の発症も見られない。ただし、大きな音や大人の怒声に弱かったという感覚特性は、中学校入学後の「教員の怒声恐怖」（後述）の発

生に影響していると思われる。

痩せ体型で、体重は標準体重すれすれであるが、食欲はあり、痩せ願望やボディイメージの障害は認めないなど、摂食障害であった可能性もない。

小学校入学までのAさんは、どちらかといえばおとなしい子どもであったが、小学校入学後からは活動性が芽吹き、知性的な両親の影響からか、自発的に勉強に取り組み、研究者になる、という夢をもつまでになった。家族や知人に愛されて育ち、正義感や他者への寛容な精神も育てている。

あえて問題点をあげるなら、姉が「不満を表出して母親とぶつかった結果、自己主張力が育った」のに対し、Aさんは「おとなしく知的な子どもで、やはり温和な父親との間で衝突することなく育った」ので、「大人に反抗したり自己主張したりする力が育ちにくかったのではないか」と推測される。

小学校6年で自分の部屋を与えられたことは、思春期を迎えつつあったAさんのためには妥当であったが、両親とAさんの心理的距離が開くという側面もあったかもしれない。

第3 中学校入学後の経緯

1 Aさんが入学した中学校について

(1) 調査資料から

Aさんが通学した本件学校は、広島県内における [] に設立された。

本件学校の設置に向けては、 [] 当時の知事や教育長はその趣旨として「豊かな人間性や社会性の育成」「生徒の個性尊重」といった理念を掲げた。また、学習指導要領に示された「自ら学び、自ら考える力」を引用し、子どもの多面的な成長を重視する方針を示した。そのため、入学試験は学力偏重とならないよう配慮し、入学後の学習も大学受験に過度に傾注しないことが強調されていた []。実際、現在も [] が実施されている。

しかし、開校後の知事や教育長の発言からは、人間性や個性への言及が次第に減少し、 [] 以降は、教育効果として「東京大学への合格者数」など、数値的に分かりやすい成果への言及が増加している []。

厳しい経済状況の中、 [] 公立の中高一貫校は、当初掲げられた理念とは異なり、次第に大学受験の成果を主要な目的とする学校へと傾斜していったと考えられる。

(2) 生徒や保護者のアンケート（選択肢回答）から

本委員会が行った生徒（回答者 335 名）と保護者（回答者 459 名）を対象としたアンケート調査における、選択肢回答（自由記述以外）部分の概要（表）を以下に示す。詳細は、巻末の資料（別紙 1—3）を参照。

アンケートによれば、教員への相談や進路指導に関しては、生徒・保護者ともにおおむね肯定的に評価している。特に生徒は、「教員が話を聞いてくれる」、「進路指導で意向を尊重してくれる」という項目で満足度が高く、保護者より肯定的であった。

一方、授業や試験の難しさ、課題の多さについては、生徒・保護者ともに「難しい」「多い」と感じるものが半数に上った。ただし、入学時から高度な教育を期待しているので、これを否定的な評価ということとはできない。

保護者への情報提供については、「十分ではない」とするものが半数近くに達している。特に寮生の保護者は、子どもの様子を把握しにくいので、本件学校からの情報提供のニーズが高いと考えられる。また、自宅通学者の保護者も、受験を経て入学させていることから教育への関心が高く、情報提供への満足度が低くなる傾向が見られる。

教員の指導に対する全般的な満足度は高いものの、回答した生徒の約4分の1が「教員の暴言や体罰など不適切な言動で悩んだ経験がある」と回答している点は看過できない。保護者の回答はそれよりも少ないが、これは生徒が保護者に伝えていないケースが多いことを示している。こうした生徒は、教員が対象であるがゆえに本件学校内で相談しにくく、一人で苦しんでいる可能性がある。

教員についての評価	肯定的（生徒）	肯定的（保護者）
相談しやすい雰囲気	79.8%	60.4%
話を聞いてくれる	81.9%	（設問なし）
いじめや悩みに対応してくれる	78.6%	65.5%
進路指導で意向を尊重してくれる	87.7%	75.2%
十分な情報提供をしている	（設問なし）	51.5%

勉強についての評価	生徒	保護者
授業が「難しい」「どちらかといえば難しい」	33.5%	36.6%
試験が「難しい」「どちらかといえば難しい」	57.6%	48.2%
宿題が「多い」「どちらかといえば多い」	53.7%	50.5%

教員の暴言や体罰など不適切な言動で悩んだ経験	ない	ある
生徒の回答	77.3%	22.7%
保護者の回答	88.9%	11.1%

- (3) 生徒や保護者のアンケート（自由記述）から
上記アンケートの自由記述部分の概要を以下に示す。

ア いじめに関する記述

生徒からは約40件、保護者からは70件余りの記述があり、物をとられ

る・壊される、悪口やからかい、無視といった事例が多くあげられた。

イ 教職員による不適切な指導

生徒からは約 120 件、保護者からは 100 件余りの記述が寄せられ、内容は「提出物遅れへの過度な叱責」「部活動での高圧的態度」「意見を尊重しない」「不要な身体接触」など、生徒・保護者ともに威圧的な言動や配慮不足を指摘する声が目立った。威圧的な言動の中には「人間のクズ!」「こんなこともできないのか」等、生徒の人権を損ねるようなものもあった。

ウ 学校生活全般への意見

生徒からは約 110 件、保護者からは 200 件近い記述があった。

肯定的な意見は生徒で 1 割未満、保護者で 40 件程度にとどまり、課題量や授業難易度の適切さ、教員の寄り添いなどが評価された。

一方で、否定的な意見は多数を占め、課題の多さ、校則、授業・試験の難しさ、設備や給食、情報提供の不足など幅広い不満が示された。

エ 情報提供に関する課題

選択式回答と同様、自由記述でも連絡のとりづらさや情報不足への不満が多く寄せられた。十分な情報がないことで、改善すべき問題が放置される可能性がある。

オ 全体的な傾向

自由記述部分には否定的な記述が多かったが、この種のアンケートには本件学校に不満を抱える層が多く回答するので、件数のみから本件学校全体が否定的に評価されていると断定することはできない。

ただし、成果重視の教育方針に伴う課題の多さや授業の難しさ、厳しい指導、課題提出が遅れるなど、ついていけない生徒への不適切な対応については、かなりの数の生徒・保護者が具体的に言及しており、そのような実態があったと考えざるを得ない。

また、本件学校から保護者への情報提供が不十分であることも改善が必要である。

(4) 卒業生の保護者や学校関係者の聞き取りなどから

本件学校の卒業生の中には「良い学校だった」と回顧する声もあったが、複数の保護者から「反省文を5回書かせるなど、その意味や効果がよく分からない罰則や指導がある」「勉強には熱心だが、生徒の心のケアが行き届いていないのではないか」などの声もあった。

本件学校の関係者からも、「生徒たちは姿勢も良く、身なりもきちんとしているが、学校の姿勢として、指導についていけない、成績が中位以下の生徒へのケアが不十分である」等の意見が聞かれた。

(5) SCの聞き取りから

本件学校に勤務経験のあるSCや、事案発生後に派遣されたSCから、生徒の特徴を聴取した。彼らが語った生徒像は以下のとおりである。

生徒は、保護者や地域の期待を背負って入学してくる。本件学校側も、ことあるたびに「君たちは県のリーダーとなるべき存在だ」というメッセージを伝え、高度かつ広範囲なカリキュラムを展開している。そうした教育環境のもと、多くの生徒は積極的に学び、成長している。その一方、授業についていけなかったり、課題提出が滞る生徒も出てくる。こうした生徒はしばしば心身の不調をきたし、その一部がSCのもとを訪れる。しかし、彼らが、課題の多さや教員の厳しさを言葉にすることはほとんどなく、不調を自分の能力や努力不足のせいにして、自責的になりがちである。

中学校では年間の欠席日数が規定を超えると進級できないため、地元中学校へ転校したり、本件学校の高等部へ進めず他の高校へ進学せざるを得ない場合がある。期待を背負って入学した生徒にとって、これは大きな心理的打撃となる。

ただし、長期的にかかわってきたSCによれば、以前は「入学した以上、高校も含め6年間在籍するのが当然」との意識が強かったが、近年は「辞めて別の高校を受験する」という選択への抵抗感が薄れてきているという。同時に、教員側にも生徒の思いを尊重する雰囲気広がりがつつあり、それもあって生徒も辛さを言語化する場面が増えてきているとのことであった。

(6) 学校訪問の印象

委員らは複数回にわたり本件学校を訪問し、施設・設備の見学及び生徒への聞き取りを実施した。その結果、以下のような印象を得た。

ア ポジティブな印象

- (ア) 広大な敷地に建設された校舎、体育館、武道場等の施設は規模が大きく、整備も行き届いている。
- (イ) 校内は整理整頓され、清掃も徹底されており、備品を大切に扱う姿勢が定着している。
- (ウ) 廊下には高度な研究発表のポスターが多数掲示され、校外には部活動の成果も示されており、生徒の能力の高さと指導の充実がうかがえる。
- (エ) 生徒からは「暴力やいじめがほとんどなく、平和な環境で勉強に集中できる」との肯定的な声が多く寄せられた。

イ ネガティブな印象

- (ア) 校舎や教室群のほとんどが大きな直方体で、デザイン上の工夫に乏しい。広さはゆとりを生むが、温かみや親密さに欠ける。木造部分が少ないこともあり、冷え冷えとした印象を与える。中学校と高校の職員室は一体となっていて、端から端までには相当な距離があり、教員間の交流が生まれにくいのではないかと推測される。
- (イ) 設立当初に強調された「地域とのつながり」は、大学や研究施設との連携は認められるものの、地域住民との結び付きは弱いのではないかと推測される。周辺には生活関連施設が乏しく、造成地ゆえに「地域に根ざした学校」という雰囲気醸成されていないように思われた。
- (ウ) 本件学校の雰囲気は「平和で良い環境」であるが、これは、同世代間の摩擦や困難な人間関係を通じた人格形成の機会が乏しいとも解釈できる。教員もまた、困難な子どもとのかかわりを通じて教育力を磨く機会が少ないのではないかと推測される。不登校や不適應の生徒への支援は十分とは言えず、結果として本件学校は「教員に逆らわない良い子」を中心とした学校に、教育活動は数値化しやすい受験対策に偏っているのではないかと推測される。

ウ 評価のまとめ

本件学校は、学習環境や施設面において極めて優れており、安心して学べる場を提供している。しかし、地域社会との結び付きや多様な生徒への支援、人間形成の契機という観点では課題が残されているように推測された。

2 中学校1年次

令和3年(2021年)4月、Aさんは本件学校に入学した。通学方法は、父親の車での送迎と電車、その後は徒歩で、電車には友人が乗り合わせていた。

その年度は、新型コロナウイルス感染症(covid-19)が流行中で、PTA総会、学級懇談会、文化祭、運動会などの行事は行われず、その結果、保護者は直接、校内の様子を見聞きすることがほとんどできなくなった。しかし、生徒間の交流には制限が設けられておらず、他の生徒と一緒に遊ぶことはできていた。Aさんは、入学後6月初旬までに数回、在宅オンライン授業を受けているが、それについて特に問題はなかった。

(1) 入学早々の教員とのエピソード

入学直後から、生徒たちには英語と数学を中心にかなりの量の課題(いわゆる宿題と呼ばれるもの)が課された。Aさんにも同様の負荷がかかったが、それに関連して、遺族によれば、4月のどこかの時点で、「英語のノートのまとめ方が指示通りにできていない」と、部活に参加していたAさんのもとに、英語の教員であるB教諭(Aさんの1年次担任でもある)が怒鳴り込んできて、「誠意をもって完璧にやれ」と言い、教室に連れ戻され、やり直しをさせられたとのことである。

これ以降、Aさんは、もし提出物に不備があるとまた怒鳴られるのではないかと、課題の提出に不安を感じて、完成できなくなったり、提出が遅れたりするようになった。

なお、このB教諭の指導については、学校から保護者に連絡は行われていない。

(2) 身体不調の出現

令和3年(2021年)5月の連休明けから、Aさんは朝起きがうまくいかなかった。家族に「だるい」という発言が増え、トイレにこもっている時間が長くなった。夜更かしをしたり、いったん就眠した後に深夜に起きだしたりしている気配があったので、心配した父親が、担任であるB教諭に電話をして相談したところ、学校でも居眠りがあることが分かった。

母親は、スマートフォンで音楽を聞いて睡眠不足になっていると考え、Aさんからスマートフォンを没収し、「規則正しい生活をするように」と話した(6月24日)。母親は、没収理由を姉にメールで報告しているが、文面を読む限り、Aさんは反抗しなかったようである。

眠そうにしているAさんを、父親が本件学校のある駅まで車で送るようになった。車中でも、Aさんは背もたれに体を倒して目を閉じていたが、駅に着くと何事もなかったかのように降車して本件学校に向かった。

その後、居眠りはなくなったが、9月になっても、朝～午前中の不調は続いていた。起こしても、一度では起きられず、ベッドから起きてからもソファで目を閉じてじっとしていたり、朝食後に再びベッドに戻ったりという調子であった。しかし、「学校に行きたくない」と言ったことはなかった。下痢でトイレに駆け込むことが多くなり、「食事をすると下痢をする」と言ったりした。

こうした午前中の不調を、医師でもある母親は「起立性調節障害」と見立てて、生活リズムの改善という対処方法をAさんに勧めている。

なお、1年次2年次を通じて、Aさんは本件学校の保健室を利用していないが、これは①ひとたび登校してしまえば身体的な不調が軽減していたこと、②保健室を利用すると、放課後の部活に行きにくくなること、③そもそもAさんには本件学校の保健室で休むなどの発想がなかった、などの理由が考えられる。なお、本件学校では保健室登校を認めておらず、保健室で休むのは1時間までという決まりがあった。1時間を超えると、教室に戻るか、帰宅しなければならず、保健室が生徒にとって安らげる場所になっていなかった可能性がある。

6月には本件学校でhyper-QU（楽しい学校生活を送るためのアンケート）が行われており、その結果から学校不適應のサインが読み取れるが、これについては別に詳述する。

(3) 提出課題の遅れ

1学期末から、Aさんは課題提出が遅れるようになったが、本件学校からは連絡がなく、家族は遅れを把握していなかった。8月末（2学期初頭）、すべて提出したはずの夏休みの課題に関して、B教諭から連日、教室や教室前廊下等で指導されたが、このことも保護者に連絡されていない。

令和3年（2021年）10月6日に、提出物（数学の『体系ノート』）の遅延をめぐる問題が起きた。

両親によれば、3日までに終わらせた課題を、コロナワクチンの副反応のために（4～5日は学校を休んだため）6日の夕方まで提出できなかったことについて、数学の教員であるC教諭がAさんに「コロナワクチンの副反応か何か知らんけど、ちゃんと朝出すように」と叱ったのである。

この件はいったんそのままになるが、その後（11日）、別件で父親がB教諭に電話をした際、6日に提出したはずの課題を、C教諭が「受け取っていない」と言っていることが明らかになった。

Aさんと両親は、くまなくノートを探したが見つからなかったため、困惑した母親は、B教諭とC教諭にあてて、「教室のどこかに落ちていないか、他の子どものノートに紛れていないか、先生の手元を探してください」という手紙を書いた（同時に、やり直して、評価がどうなるのか、この手紙で問うた。）。手紙はAさんが本件学校に持参したが（13日）、生徒の日誌（D-Life・「年間の学習計画と生活記録」）に挟まれた手紙にB教諭が気付かなかったためか読まれず、翌日（14日）、父親が電話をして手紙のことも伝言して、Aさんが再提出した。

するとAさんはB教諭とC教諭に職員室に呼び出され、手紙について「なんじゃこれは！」と怒鳴られた。C教諭に「受け取っていないものはない」「もし出てきたら謝ってやるよ」と言われたAさんは意気消沈し、帰宅後、両親の前で泣きだした。

C教諭からの聞き取りによれば、体系ノートは、チェックが終わったらずべての生徒に返却してしまうので、自分の手元がないということは、返却したとの認識だった。また保護者からの手紙とその内容については一切記憶がないとのことであった。

B教諭からの聞き取りによれば、保護者からの手紙について「なんじゃこれは」と言ったかもしれないが、挑発的な意味の発言ではなかった、とのことである。

(4) 課題をめぐる問題点の発覚と再度の叱責

この一件に関連して、B教諭からの電話で「提出していない課題がほかにも複数ある。6月からたまっている」と聞き、両親は驚いてAさんに確かめた。

両親が調べたところ、未提出の課題は手つかずではなく、途中で止まっているものや、答え合わせを残して、ほぼ完全にできているものが多かった。提出していない理由についてAさんは、1学期の初めに、英語ノートのまとめ方が指示通りにできていなかったことがあり、部活の場に怒鳴り込まれ、教室に連れ戻され、やり直しを強要された経験を話した上で、次のように説明した。

「数学と英語の課題は、締め切りを示されずに一度に大量に出される。い

つまでにすれば良いか分からず、戸惑いながら進めていると、ある日突然に締め切りを告げられる。それで提出しようとした際に『あ。答え合わせやってない』『このページやるの忘れた』と不備に気付き、不完全なまま提出するとまた怒鳴られると考え、怖くて出せなくなった」。

B教諭から「不完全でも期限通りに提出しよう」と言われたAさんは、「先生は、僕とお母さんと言うことが違う」と悔し泣きをした。両親になだめられ、課題提出を促されたAさんは、遅れていた数学の課題を仕上げて令和3年（2021年）10月18日に提出しようとした。

しかし、その日の朝、「遅れてすみません。確認をお願いします」と、謝罪とともに提出に来たAさんに対し、C教諭は「そうやって遅れたのに報告もせず、いまさら出しても受け取る義理はない」と受け取りを拒否し、Aさんは途方に暮れて帰宅した。

この件に関する、C教諭の聞き取りによれば、Aさんは他の子が難しいと思うところを、パッと答えるなど、他生徒が「すごい」と感じるエピソードが何回かあり、提出物を他の生徒から回収する役割も行うなど、他の生徒の模範にならないといけなさと感じていた。それなのに「出してない」上に「何の報告もない」というのは、他の生徒に示しがつかなく思った。「受け取る義理がない」と受け取りを拒絶したのは、2か月分、2回分全く出てないという状態で、「リポート出しに来ました」という軽い言い方で持ってきたので、「なんで今日まで連絡しなかったのか」という気持ちと、「きちんと提出日を決めてその提出日に出すべきである」という気持ちからであり、声は大きかったかもしれない、と回答している。

また、同席したB教諭は、C教諭のAさんへの指導の声は大きかったかもしれないが、内容はよく記憶していない、もっぱらC教諭がしゃべり、Aさんは委縮してしまったのか言葉がなかったと記憶している、と聞き取り調査で回答している。

ちなみに、このC教諭の指導態度について、委員による生徒の聞き取り調査では、印象や評価は割れている。「目を付けた生徒にのみ厳しい」「声が大きく威圧的で怖かった」と否定的に評する生徒と、「指導熱心で好かれていた」「字がきれいで板書がうまい」と肯定的に評する生徒の両方が存在した。

またB教諭については、「Aさんは髪形を指導されて嫌っていた」と、Aさんとの関係性が良くなかったことを記憶している生徒が数名いたが、「自分には普通の先生で特に印象はない」「話が面白いので盛り上がる」など、

否定的に評価する生徒は少なかった。

(5) 親の認識と教員の認識

教員らとの問題がこじれて、Aさんには解決できなくなっていると両親は感じ、父親がC教諭に電話して「受け取る義理はない」といった理由について説明を求めた（令和3年（2021年）10月19日）。

C教諭は、この件について「受け取る義理はない」と言ったことは認めた上で、「今まで2回提出期限があったのに、『忘れた』『まだ終わっていない』などの弁解もしないで放置している。1学期からずっと、提出できないときにはその理由を言いに来なさいと指導しているのに、他の生徒はできているのにAさんだけずっとそれができていない。昨日、提出物を持ってきたときの態度も、『すみません、遅くなったのを受け取ってください』という軽い感じだったので、『持ってこられなかった理由をちゃんと話すなど、段取りを踏むのが当たり前でしょう』と思って指導した。1回だけの話ではなく、4月から積み重なってきている彼の態度を改めさせないといけないと思った」という趣旨の説明をしている。

同日、父親はさらにD教頭に電話して「課題に対する息子の対応に拙さがあったのは認めるが、『受け取る義理はない』等の言葉に息子は恐怖心を感じている。パワハラじみていると思うが、我々の感じ方が間違っているのか。息子には起立性調節障害などもあり、不登校になるのではと心配している、もう少し指導の仕方に配慮してほしい」という希望を述べた。

D教頭は、「中1の子どもに対してはきつい言葉だったかもしれませんが。厳しい指導ばかりで、気持ちが折れたり、恐怖心を感じたりすることがないように、子どもの心情を汲んだ優しい対応も必要」と応じて、「職員に話をして改善を図っていきます」と父親に回答している。

D教頭が職員にどのように話をしたかは不明であるが、何らかの指示があったためか、その日のうちに、B教諭・C教諭から父親に電話があり、未提出課題の再提出方法について指示や、今後の対応についての提案（「課題がたまってきたら教員から保護者に連絡する」など）があったが、きつい言葉についてのAさんへの謝罪やねぎらいはなかった。

(6) 母親による課題のサポート

両親、特に母親は、これ以上、課題提出やその遅れをめぐるストレスにA

さんをさらしてはいけないという親心から、出された課題の完了と提出に向けて、カレンダーに印を付けるなどの工夫を行って、Aさんの課題への取り組みを手伝うようになった。その背景には母親が友人や本件学校の保護者から、「C教諭に目を付けられるとずっと攻撃される」という話を聞き、恐れを感じていたことがある。

こうした母親の支援に対し、Aさんは「迷惑をかけてごめんなさい」と自責的になりつつも、Aさんなりに課題に取り組もうとした。しかし、母親から見ると、Aさんの課題への取り組み方は、集中力や能率の点で、小学校時代よりも劣るものであった。例えば複数の課題に対してうまく時間配分ができない、提出をしたか、していないかについての記憶が不確か、などである。

一連の教員らの態度に不信を感じ、Aさんの心情を心配した母親が、Aさんに「転校するか」と尋ねると、「友人関係もいいし、話を聞いてくれる先生もいる。部活動も楽しいから、転校はしたくない」と母親に伝えた。

母親は、「転校しない以上、これ以上、C教諭やB教諭に目を付けられないようにするしかない」と考え、Aさんにもそのように話した。

(7) 令和3年(2021年)11月～12月

母親から見ても、普段の膨大な量の課題と、遅れた課題の双方を仕上げることは負担が大きく、Aさんには笑顔がなかった。

教員との関係についても、前述した二人の教員からの指導が続いていた上、「他の教員とも話しづらい」とAさんは話していた。Aさんが遅れた課題を出そうとすると、どの科目の教員からも「なぜ遅れたのか」と詰めよられ、理由を話すと、『それはあなたの都合でしょう!』と毎回言われる。そうすると「頭が真っ白になってもうどう答えればいいのか分からない」とのことである。母親は、教員から提出遅れをとがめられた際の謝罪の仕方(遅れた理由を話すだけでなく、謝罪の言葉を付け加える、など)をAさんに助言した。

12月末の三者懇談では、Aさんの忘れ物に関して、「先生に注意されて泣いていたよね」というB教諭の発言があり、出席していた父親は「泣くほど責められたのか」と違和感を抱いた。

母親による課題提出の支援は、遅れた分を取り戻す12月末まで続いたが、その後は、自己管理できるようになったため、この支援はいったん終了している。

さらに教員に対する恐怖心が表れているエピソードが、翌年の1月冬休み明けに起きている。

家庭科の課題プリントが出ていないと、B教諭から電話連絡があったとき、Aさんは半ばパニックになって、プリントを探し回り、「また怒られる！どうしよう！」と頭を掻きむしって動揺した。実際には机のすぐ見える場所にあった。

つまり、10月までのエピソードによって生じたAさんの恐怖は、父親からの電話を聞いたD教頭の理解と他の教員への指導、母親によるAさんの課題取り組みへの支援によって、表面的には見えにくくなってはいたが、実際は小さな刺激でパニック化するほど重篤な状態が続いていたのである。

11月4日に実施された hyper-QU では、Aさんは学級生活不満足群と分類される状態であった。しかしこのテスト結果を、本件学校がAさんの支援に生かした形跡はない。

(8) 『死にたい』という文字と関連する事実

2学期の終わり、たまった教材やプリントの整理をしていたとき、父親が『死にたい』と書かれたノートを見つけた。それは提出用のノートではなく、新しいノートで、ほかには全く記載がなく、理由も書かれていなかった。両親がノートを示して「どうしたのか」と尋ねたが、Aさんは返事をしなかった。

心配した母親は、SCの来校スケジュールを見せて、「話を聞いてもらう？」と促したが、Aさんは嫌そうな表情で「いらぬ。話すことなんてない」と言っている。母親は翌年の2月にも「SCに申し込んでみたら」と本人に促しているが、「いらぬ。大丈夫だから」と答えている。

翌年の令和4年(2022年)3月(春休み)になって、再び母親がこの記載についてAさんに尋ねたところ、Aさんは「あれは、夏に心が病んでいたときに書いた」「ひよっとしたらうつ病みたいなものだったのかな」と答えている。

その一方、この夏休み、Aさんは部活に行き、部活後は父親の研究室で勉強し、塾のある日は塾に行くなど、行動の面では問題は起きていない。しかし、母親は、「食事のときにぼんやりと宙を見つめ、箸が止まっていることがあった。声をかけるとハッとして食事を再開した」という観察記録を残している。

Aさんは、この「死にたい」という文字以外にも、中学校1年次の時期は不明だが、塾の英語教材の欄外に「こんな人生もう嫌だ」と書いている。

(9) 塾での活動や塾の先生が受けた印象

塾では塾独自の課題もあったが、10月19日以降は、両親の依頼で「学校の課題の手伝い」に取り組むようになった。中学校入学当初、Aさんは塾でいつもニコニコ、笑顔で課題に取り組んでいたが、2年になるころには本件学校で出される「問題を書き写す」「同じ課題を反復させる」などの課題に対して、「意味がない」「意味が分からない」などと、塾で不満を述べるようになったとのことである。これらの不満はそのような課題を出す教員の指導法に対する不満であって、勉強自体は「幾何が好き、面白い」というなど、前向きに取り組んでいたようである。

(10) 中学校1年次の小括

小学校時代には健康で活気もあったAさんに、本件学校に入った途端、朝、しっかりと目が覚めず起きられない、トイレに長くこもる、などの身体症状が出現した。この状態は、起立性調節障害(Orthostatic Dysregulation 略称 OD)及び、過敏性腸症候群(Irritable Bowel Syndrome 略称 IBS)と呼ばれる、自律神経(特に副交感神経系)の過活動からくる心身症である。

思春期は「同世代の他者にどう見られているか」が気になり、心理的緊張が高まりやすく、そうした緊張を背景に心身症を発症する中学生は少なくない。それが高じてそのまま不登校になってしまう事例もしばしば見受けられる。

ただ、Aさんの場合、「どう見られているか」などの思春期心性からくる過緊張よりも、学校生活上のストレスが大きかったのではなかろうか。

進学による環境変化、通学の負担、慣れないオンライン授業など、複数のストレス因が推測されるが、最大のストレスは、入学直後からの課題の不備に対する教員からの激しい叱責であり、その前提となる課題の量の多さと、締め切りが明確に示されないなどの提出法の不合理性だと思われる。

この「締め切りが明確に示されない」ことについて、C教諭は聞き取り調査で、「たくさん問題に取り組ませたいので、1か月か2か月前に大量の課題を提示する。先を知っている子たちは自分でやり始める。毎日コツコツ復習する子は、今日このページ習ったからこのページから、とやっていく。チェック表を1か月か1か月半ぐらい前に渡すが、そこに提出日を書いてあり、それを見て子どもたちは授業をやりながら、期日までに終わらせる。」と説明している。これは進学に重きをおく学校でときに見られる“大量に課題を課す”というやり方だが、小学校卒業後間もない子どもにとっては分かりに

くく、ついていけない子どもも出てくるだろう。

もともと合理的な思考に秀でたAさんにとっては、課題の量が多くとも、課題を課す意味が理解でき、提出法が明示されていれば、課題の提出遅れはもっと少なくて済んだであろう。さらに、指示通りにできていないと教員に怒鳴り込まれたり、職員室で指導されるという経験にさらされ、Aさんはますます委縮し、心身症というSOSを呈したのである。

なお、母親が、教員からとがめられた際の「弁解の仕方（ごめんなさいを、必ず付け加える）」までAさんに教えなければならなかったことは、本件学校の指導姿勢を典型的に示しており、子どもの人権の保護の観点から看過できないことである。

その後、母親の一時的な支援によって課題の提出はうまくいき、自己管理できるようになっていくが、そうした母親の支援に「ごめんなさい」と言って自責的になっている姿（自己否定的感情）や、母親が気付いた能率の悪さ・集中力の欠如は、精神医学的に、うつ病の診断基準までは満たさないものの、「うつ状態にあった」ことが推測される。

つまり5月ごろに、学校のストレスを原因とするODやIBSなどの心身症で始まったAさんの不調は、8月ごろには、瞬間的に「死にたい」と考えるほどになり、11月には、教員らに対する恐怖症のような状態を伴った、深刻なうつ状態を呈するまでになっていたと考えられる。

ところで、不合理な環境におかれ追い詰められたとき、個体は生き延びる戦略として「闘争」と「逃避」（Fight or Flight）という二つの方向の対処行動をとろうとすることがよく知られている。Aさんの場合、前者については、特定の友達に教員に対する愚痴をこぼしたり、塾で不満を述べるくらいの極めて抑制的なものであり、後者については子どもの場合「不登校や怠学」といった形をとるものだが、そうになっていない。これはAさんが本件学校に進学した主な理由が、「仲良しの友達と一緒にいたい」であり、「部活動が楽しかった」ためであるだろう。本件前、両親からは「転校してもいい、不登校になっても良い」というメッセージが繰り返し出されていたのに、Aさんがそれを選ばなかったことが悔やまれる。

(11) 課題提出遅れの原因理解

ここで、Aさんの課題の提出遅れについて検討を加える。

Aさんが1年次に本件学校で出されていた課題について、遺族からの情報提供によれば、以下のような状況にある。

英 語：授業ノートのチェック、正規課題（新中間プリント、トレーニングノート、教科書活用ノート）

毎週の単語・文法テストの誤答数に応じた書き取り課題

文法のまとめプリント、テスト用の復習プリント、テストの誤答分析ノート

数 学：正規課題（レポート、体系ノート）、自主的に行う課題やレポート

全教科：テスト課題（テスト期間末に締め切り）

誤答分析（間違えた問題のやり直し）

C教諭は、「たくさん問題に取り組ませたいので、1か月か2か月前に大量の課題を提示する。先を知っている子たちは自分でやり始める。毎日コツコツ復習する子は、今日このページ習ったからこのページから、とやっていく。チェック表を1か月か1か月半ぐらい前に渡すが、そこに提出日を書いてあり、それを見て子どもたちは授業をやりながら、期日までに終わらせる。」と述べており、大量の課題を長期間に課していたことが分かる。さらにC教諭は聞き取り調査において、「1年目が大事で、1年生では許されたけど、2年生で厳しくすると、1年のときの先生が良かったってなる。1年目で、こうしないといけないということをしつけておくのが重要」と、入学してきた生徒に厳しく接するという趣旨の発言をしており、ある程度意図的に完遂困難な課題を与えていたことがうかがえる。

小学校では、担任が一人で課題（宿題）を出す場合がほとんどなので、複数教科の課題を課す場合も、全体量を調整していると考えられる。また、課題の内容については帰りの会で連絡帳に記載させる形で漏れのないように伝え、保護者も連絡帳を確認して、児童に促すなどしている場合が多い。このように小学校時代の課題は、特に計画的に進めるための努力をしなくても遂行できる状態であったため、Aさんに限らず、本件学校に進学してきた生徒たちは、いずれも学力も学習意欲も高い子どもたちであり、小学校時代は課題の提出遅れなどの問題は生じていなかったと考えられる。

しかしながら、本件学校に進学後、このように、複数の教科で種類の異なる大量の課題が出されている状況の中で、それぞれ遺漏なく期限までに消化していくためには、「課題の全体像を把握し、提出期限までの間に無理なく遂行できる計画を立て、進捗状況をモニタリングしながら実行していく能力」

が求められる。これらは、日常生活や学習・仕事を効率的に進める上で欠かせない「実行機能」と言われるものである。「実行機能」は脳の「前頭前野」が司るものであり、完成するのは20代半ばと言われている。Aさんに限らず、中学生になったばかりの生徒たちが複数教科での大量かつ種類の異なる課題を期限内に教員の指示通りにこなすことができないことがあったとしても、発達段階からして無理のないことと言えるだろう。

しかしながら、両親によれば、Aさんは、1学期の早い時期にB教諭からノートまとめの不備について、部室に怒鳴り込まれて「誠意をもって完璧にやれ」と言われ、教室に連れ戻されてやり直しをさせられたことがあった。それ以降、また怒鳴られるのではないかとの恐怖からその後は課題が提出できなくなったとのことだった。後日両親が確認したところ、未提出の課題は、手つかずではなく、途中で止まっているものやほぼ完成しているものが多かったとのことである。また、5月からはC教諭から職員室に呼び出されて不備を指摘され、完璧にできるまで何度でもやり直しをさせられていた。それ以外の教諭からAさんが厳しく叱責されている場面を見たと言っている生徒もいたようである。

その結果、もともと大量に出されていた課題にやり直し課題が加わり、Aさんが提出すべき課題はさらに膨大なものとなっていった。これに伴い、全体像の把握と計画的な実施がより強く求められるようになった。しかしながら、B教諭やC教諭らへの恐怖から、中学校1年生前半期においては発達途上にあつたと考えられる実行機能が、十分に機能せず、提出物遅れが頻発する事態に至っていたと考えることができる。

令和3年(2021年)10月以降、両親が課題遂行にかかわるようになり、課題の全体像の把握、提出期限までの計画的な実施をカレンダーに記載するなど、実行機能部分を肩代わりして支援するようになって以後、Aさんの課題提出をめぐる問題は解消した。その後、12月ごろからは、Aさん自身で遅滞なく課題提出ができるようになっていく。このことは、Aさんが両親の支援の過程で課題の全体像を把握し、期限までに計画的に実施する方法を具体的に学習したことで、自分自身で適切に対処することが可能になったことを示している。

従って、Aさんに限らず、学力や勤勉さに問題がないにも関わらず、提出物遅れが生じている生徒に対しては、単に「提出を促す」指導や叱責ではなく、課題ごとに進捗を「見える化」する工夫や、優先順位付けを一緒に考えるサポート、さらに提出期限までのスケジュールを細分化して具体的な行動

計画を立てる指導が求められる。その過程で、一つひとつの遂行を確認し、自身が達成感を得る機会を設けて動機付けを高め、自分自身で課題の細分化、優先順位を付けた上での具体的計画を立てて取り組むことができるようになることを目指す指導が必要となる。Aさんに対する両親の支援は、まさしくこのような内容であり、具体的な方法を学習したAさんは12月ごろからは自己管理が適切にできるようになっている。

3 中学校2年次

(1) 2年次の教員について

2年次担任は男性のB教諭から、女性のE教諭に替わり、ソフトな指導を受けるようになったせいも、Aさんは比較的良い印象をもったようである。令和4年(2022年)4月下旬ごろに母親が新しい2年次担任であるE教諭の印象についてAさんに問うと、「優しいよ。あの先生ドジなんだよね」と言い、少し笑っていたので、母親は、E教諭との関係は良いのだろうと思った。

英語と数学は1年次のまま、Aさんが恐怖を感じるB教諭とC教諭が担当で、「締め切りを明確に示さない」という課題の出し方は変わらなかった。しかし、課題の自己管理ができるようになっていたので、忘れ物や提出遅れなどはなかった。その結果、1年次のように怒鳴られる指導を受けることは少なくなったと推測されるが、確認できていない。1年次にAさんが「話を聞いてくれる先生もいる」と名前をあげた教員は、授業担当から外れていた。

(2) 身体不調の継続

一方、「朝、起きられない」「トイレにこもる」などのAさんの体調不良は続いていた。食欲は十分あり、体重も増えているのに、体調が改善しないことを母親は心配していた。

そのため、登校時には父親が本件学校の近くの駅まで車で送っていた。しかし、そのような日でも夕方帰宅時には表情も明るく元気になっており、「朝はしんどかったけれど、授業を受けているうちに治ってきたから保健室には行っていない」と言っていた。

数学の成績は非常に良いので、体の負担を心配した母親が「塾の科目を減らしてはどうか」と勧めたが、Aさんは「数学は塾の先生に教えてもらいたい」と言ったので、継続した。

(3) hyper-QU

本件学校では1年次の6月、11月に続き、令和4年(2022年)5月17日にhyper-QUが実施された。Aさんは『要支援群』に分類され、「教師との関係」項目が最低であった。この結果をE教諭は「自分が現場復帰したばかりで学校現場の勝手が分からなかったから」と解釈し、遺族に対しても、委員の聞き取りでも、そのように話している。この解釈は推測の域を出ず、本当の原因の究明はなされぬままになり、1年次と同様、本件学校から保護者へのhyper-QUの結果の説明はなかった。

なお、「教師との関係」は最低であったが、学習の項目は高得点で、学習意欲はあり、それが先の「数学は塾の先生に教えてもらいたい」発言につながっているように思われる。

(4) 髪を伸ばす、親と距離をとる、学校で大きな声を出す

1年の夏ごろから、Aさんは髪を伸ばし始めていたが、2年になってさらにその傾向が強まり、目と耳を髪で隠したがるようになった。

また、以前は週末には両親と買い物に行く習慣があったが、「のんびりしたい」と言って自宅に一人が残るようになった。

令和4年(2022年)6月の文化祭について、Aさんは両親に珍しく強い口調で「恥ずかしいから見に来ないで」と言った。両親は残念に思ったが「思春期とはそういうものかな」と考え、参加しなかった。

また、E教諭の聞き取りから、この文化祭が近づいたある日、集会に遅れてきたAさんがロッカーに向かって、「そんなこと言ったってできないよ」と叫んでいることがあった。呼んで理由を聞くと、Aさんは「友達に対して叫んだのではなく、イライラしたら叫んじゃうんです」と応答したので、E教諭は「みんなびっくりするからそれは良くない、考えてね」と話した。なお、このときAさんが苛立っていた理由について、E教諭からの聞き取りによると、「よくわからないんです。どうしたってというのは聞いたんですけど、焦るとイライラするんですみたいな感じで。それは聞きました。」とされている。

また6月に、前年トラブルになったC教諭との関係を母親がAさんに尋ねると「僕はあの先生に嫌われた。何でもないときに『あの・・・』と声をかけたのに、それだけで『うるさい』って怒鳴られた。俺まだ何も言っていないのに、こうなのかよ…と思った」と述べたので、両親は「世の中には嫌な人や合わない人はどうしてもいるから、できるだけ避けるんだよ」と助言している。続けて母親が「また嫌なことがあったら、親に言うんだよ」と言うと、Aさんは「言ってもいいけど…、親に言うの大ごとになるのが嫌なんだよな」と呟いたとのことである。

(5) 独特な絶望感と不可解なエピソード

2年次1学期、Aさんは、家庭では全体的に活気がなく、表情は乏しかったが、課題の自己管理はでき、成績は上昇し、期末試験では良い成績をとつ

この過活動的な状態は、同月中旬に入ると止まり、再び以前のように、朝、起きられなくなり、午前中だらだら過ごすようになる。

8月16日には「塾の帰りに偶然会った」小学校時代の同級生と公園で鬼ごっこをして遊んだ、と嬉しそうに母親に報告する。

8月17日に夏休みの課題を大幅にやり残していた事実が判明（Aさん本人は『やり残しているという事実』を十分に分かっていたのではないかと委員は推測する）し、母親に「落ち着いて一つずつやるように」と指導されている。

(7) 本件直前の5日間

令和4年（2022年）8月20～21日、夏休み前から予定していた家族旅行にAさんも参加した。Aさんは水族館でキーホルダーと海月のペーパーウェイトを購入し、宿の料理を楽しんで食べた。ただ、家族で宿の売店を訪れた際には姿がなく、探すと離れたところで本を読んでいた。何を読んでいるのか母親がAさんに問うと「友達に勧められたラノベ（ライトノベルズの略称）」と答えた。

宿でも夜に英語の課題をしたが、少しいライラしている様子だった。母親が課題を手伝おうかと聞くと、Aさんは断った。

旅行中に海岸で姿が見えなくなったことを心配した姉が捜すと、Aさんは海岸の岩に登ってぼんやり景色を眺めていたとのことである。

8月22、23日は部活を休み、塾で、残った学校の課題をするよう母親が指示した。このためAさんは8月21日の夜、部活動の友人たちに向け、メールを送信している。その内容については後述する。

塾の先生の話では、塾に来たとき、ひどく疲れた様子で、言葉遣いも普段よりも乱暴だったとのことである（後述）。

8月23日の夕食時、父親が不登校になった知人の話を持ち出し、中退して通信制の学校へ行くことになったと話した。それに同調した姉が「よくあることだよ。大丈夫。不登校から大学へ行った子もいる。気にすることじゃない」と話した。どちらもAさんの不調を心配しての発言であったが、Aさんはぼんやりして話を聞いていない様子だった。

夕食後、Aさんは突然「美術の課題をする」と言い出し、慌てた母親は24日締め切りの課題を先に仕上げるよう説得した。「部活動のやりすぎで課題に手が回らないのなら、部活動の参加も見直さなければならない。提出が遅れたら、また先生に目を付けられるよ！」と母親が言うと、Aさんは涙ぐん

で落ち込んだ様子だった。

母親に言われるままにプリントの整理等を行ったが、頭が働いていない雰囲気だった。しかし、その後父親と談笑しながら課題を進め、結局深夜1時ごろまでかけて全部終わらせた。

(8) 警察が発見したメモとカレンダー

本件後、警察がAさんの自室にて、自殺方法を書いたメモと、8/22に「自殺日」と記入した卓上カレンダーを発見している。

(9) D-Life の記述

Aさんの通学カバンに入っていたD-Lifeには以下の記述があった。

8月21日：旅行から帰りました。あとは、スパートをかけます。(母親によれば、上記の文章の下に、「旅行から帰ったら自殺します。多分、明日か明後日には死んでいると思います」という文章が消しゴムで消されていたとのことである。)

8月22日：今日は自殺せず寝てしまった。明日こそ…

8月23日：今日も失敗…、夜にする予定だから、学校でなにか迷惑かかるかもしれません。すみませんでした。

令和4年(2022年)8月23日に一緒に課題をした父親は、この日記風の記述は、21、22、23日と日ごとに書かれたものではなく、23日の深夜、課題が終わった後にまとめて書かれたものだろうと推測している。

(10) 本件直前のAさんの塾での様子

Aさんが小学校時代から、事件直前まで週に2回通っていた塾の先生は、令和4年(2022年)8月23日のAさんの塾での様子を明瞭に覚えており、聞き取りで次のように話をした。

「塾の玄関(2階)で待ってたら、何か疲れた感じで階段あがってきた。駆けあがってくるのではなく、暗い感じで、ちょっと疲れてるのかなって思った。」「『どうしたの』みたいに尋ねたが、『なんか別に』のようなつげんどんな返事だった。」

(11) 本件当日

令和4年(2022年)8月24日の始業式の朝、6時に母が起こすと、Aさんはいつもよりスムーズに起床した。「課題はできた？」と母親が問うと、「うん！」とかならずいて親指を立てた。「頑張ったね。では提出して帰ったら、家で残りの美術の宿題を仕上げようね。今日の塾は休む連絡をしたから、早く帰ってね」と言うと、また親指を立ててうなずいた。

Aさんは朝食を食べ、午前7時10分ごろ家を出て、父親が自宅の最寄り駅まで車で送っていった。その後、Aさんは40分歩いて現場の踏切に行き、線路内に侵入した。

(12) 聞き取り調査から浮かぶ中学時代のAさん

生徒の聞き取り調査で浮かんできた、中学校時代のAさんの姿は以下のようなものである。

(多くの生徒に共通する回顧)

- ・頭が良い、特に理系の知識が豊富
- ・ポケットにいつも工具を突っ込んでいるなど、変わった感じがする生徒
- ・Aさんがいじめたり、いじめられたりする光景は見たことがない
- ・自殺をほのめかす言葉は聞いたことはなく、悩んでいる様子を見たことがなかった
- ・機械の修理など自分の得意なことについては、自分の技能を生かし、積極的に親切にするところがある

(親しい生徒の回顧)

- ・基本的に情緒は安定していたが、特定の教員についての愚痴をよく言っていた。
- ・よく「自分はだめだ」と言うので、自己肯定感の低さを心配していた。

Aさんの印象について、基本的に頭が良く、明るいと言っている生徒が多いが、他の生徒と言い争っているAさんや、「切れる」Aさんの姿を記憶している生徒もいた。また、Aさんが「教師が嫌い」と一般論的に話したり、特定の教員を名指して不満を述べる場面や、Aさんが死について述べる場面を目撃した生徒もいた。

(13) 中学校2年次の小括

2年になっても、過敏性腸症候群（IBS）様の心身症症状と、うつ状態は継続していた。どちらも夕方になると軽快していたが、このように朝不調で夕方軽快するという日内変動は、うつ病でしばしば認められるものである。

令和4年（2022年）5月に実施された hyper-QU では、Aさんが『要支援群』に分類され、「教師との関係」項目が最低点であった。この「教師との関係」について、2年次担任であるE教諭は、事後の遺族との対話や聞き取り調査で「自分の責任」と発言している。しかしAさんによるE教諭の印象は、母親に対する「あの先生はちょっとドジ」と答えた発言からも分かるように、あまり悪いものではない。おそらく他の教員のせいにしたくないという防衛的な意識から生じた発言だと推測されるが、いずれにせよ、E教諭はこの結果を両親に伝えた上で、教員集団で原因を調査し、早急に対策を講じるべきであった。

またAさんは2年になってからさらに髪を伸ばすようになった。

思春期に髪を伸ばす男子は少なくなく、背後に「自己主張・自己表現」や「おしゃれや流行への関心」があることが多いが、Aさんの場合は、不登校などの不適応を呈する生徒にしばしば見られるように、前髪を目の前まで伸ばして、外から覗かれないようにする、という外からの干渉の拒絶の表れであったように思われる。

それ以外にもAさんは、週末に家族と別行動をとろうとする、文化祭での来校を嫌がるなど、さまざまな面で親と距離をとろうとしていた。さらに教員らの行動について「嫌なことがあったら言ってほしい」と願う母親の発言には、「親に言うとは大ごとになるから」と拒否的である。「大ごと」とは、おそらく1年次の10月に起きた数学のノートの件を指すと推測されるが、Aさんは「親に話しても問題は改善しない（課題の量や教員の態度は変わらない）」と認識していたのだろう。

一連の、それまでとは違うAさんの行動に対して、両親は「思春期とはこういうものかな」という感想をもっている。この感想はおそらく的を射っており、このように本件学校に関連することでは親と距離をとろうとしながら、家族旅行には一緒に行くという一見矛盾した行動パターンは、学校や友達と、親との間に境界を引いて、自らの心理的内界を親に秘密にしたがる思春期心性と理解できるように思われる。

同じ時期、本件学校では「そんなこと言ったって…」とロッカーに向かって大声を出すAさんの姿が一度だけ観察されているが、この行動は「自分が望まないことを強要され、思い通りにならないことへの怒り」の表現と推測

される。

一方、家庭では大きな声を出したり、ものを壊すなどの内的衝動の行動化は全く見られず、両親との雑談では、前向きな将来像が話し合われる。

その一方で、教員の発言を取り入れて、「男子は女子にはかなわない」と発言する。こうした取り入れは、「どうせだめ」という絶望感の婉曲な表現とも解されよう。

その後、発生するドアへの工作（隙間のタオル、荷造り紐とガムテープ）は、それぞれ親との間に境界を引こうとする思春期的な行動とも解釈できるが、どちらも中途半端な感じが否めない。タオル、荷造り紐、ガムテープと並べると、境界の壁としての機能よりも、自殺の準備を暗示させる。

家庭でのこうした不穏な動きとは裏腹に、この時期、本件学校では過活動、過適応である。精神医学には、躁的防衛という用語があり、「不快な感情からの逃避（内面にある不安、喪失感、抑うつ的な感情を意識することが耐え難いため、それらを覆い隠すように高揚した態度や行動をとる）」「補償的機能（劣等感や脆弱さを補うために、外面的には自信満々で力強く振る舞う）」などと説明されるが、ともに当てはまるかもしれない。

偶然会った小学校時代の友人との鬼ごっこ（8月16日）は、楽しかった小学校時代が一瞬、よみがえったようで、痛ましい。

8月17日～8月23日までの間に、Aさんは少なくとも3回（8月17日、8月22日、8月23日夜）、母親に課題に取り組むよう指導されている。最終的に父親の励ましもあって課題は完成し、8月24日の朝には母親にサムズアップのポーズを示している。母親による課題遂行の促しがAさんの心境に与えた影響は不明だが、サムズアップのポーズを常識的に解釈すれば、影響はごく小さい、と考えるべきであろう。

Aさんは8月21日～8月23日まで、D-Lifeに自殺の決意についての日記風のメモを残している。仮に父親が言うようにこの記述が23日にまとめて書かれたものだとしても、自殺の決意は21日よりずっと前から生じていたと考えるのが自然である。

第4 本件自殺の原因及び背景要因

1 本件自殺について（事故死の可能性の有無）

Aさんについて、警察作成の変死体等取扱事案報告書（東部）によると、「自殺、XXXXXXXXXX」とされている。

「遮断棒内側に立ち、列車が通り過ぎる際に線路内に立ち入る死者発見→非常ブレーキも接触（7:59）」と記載されているところ、この記載は、警察が列車内等に設置されたカメラで撮影された映像を確認した結果に基づいているものと考えられ、信用性が高い。

この記載からすると、Aさんが自らの意思で線路内に立ち入ったことがうかがわれるところ、そうであれば事故死とは考え難い。Aさんの死が「自殺」であることについて、本委員会が入手できた資料を前提とする限りでは、少なくとも否定するに足る証拠はない。

そこで、本委員会は、Aさんの死を自殺によるものであることを前提として、本調査報告書をまとめることとした。

2 本件自殺の原因及び背景要因（精神医学的・臨床心理学的考察）

(1) 自殺の心理について

自殺及び自殺予防について研究している高橋祥友（2006）は、自殺に追い込まれる人に共通する心理として①極度の孤立感、②無価値観、③強度の怒り、④窮状が永遠に続くという確信、⑤心理的視野狭窄、⑥あきらめ、⑦全能の幻想、という7項目をあげている。

この7項目がAさんにどのように当てはまるかについて順に見ていく。

ア 極度の孤立感

Aさんの場合、本件直前まで、家族との会話も友人との活動・会話が維持されており、客観的に見れば全く孤立していない。しかし、「サポートの不足」の項で詳述するが、「教員らからの理不尽な指導が永遠に続く」という絶望的な思いが受け止められることは全くなく、孤立はしていなかったが、「孤立感」は強かったのではないかと推測される。

イ 無価値観

教員の発言を取り入れた「どうせ女子には勝てない」という言葉や、「僕はあの先生に嫌われた」という発言の裏には、「自分がいくら頑張ってもだめ、認めてもらえない」という無価値観が表れている。

ウ 強度の怒り

Aさんは、あまり怒る方ではなく、本件学校で衝動性を爆発させたことは数回にとどまる。また、家庭ではほとんど爆発させていない。しかし、2年次担任（E教諭）の聞き取りで、本件学校でロッカーを相手に「そんなこと言ってもできないよ」と叫んだエピソードは、Aさんの中に蓄積した強い怒りの表れではないだろうか。

エ 窮状が永遠に続くという確信

Aさん自身はそのように語っていないが、「教員に怒鳴られることにおびえながら、課題に追われる日々が、永遠に続く」という確信をもっていたのではないか。

オ 心理的視野狭窄

一般的な見地からすると、死がよぎるほど本件学校の課題や叱責などに

追い詰められているのなら、本件学校を休むなり、転校を考えたりすれば良いと思われるし、実際に母親に転校を勧められているが、Aさんは母親の提案を断っている。そのときの様子について母親は、転校について考えたり迷ったりする様子は一切ないという。

ここには別の可能性や、異なった選択について考慮するゆとりを全く失っているAさんの思考が見てとれ、まさに「心理的視野狭窄」が当てはまる。

カ あきらめ

「教員とのトラブルが起きたら親に話してほしい」という母親の促しに対し、Aさんは「話しても大ごとになるだけ」と否定的である。しかし、ほかに相談できる相手も見つかっていないし、自分で解決することができないことにもAさんは気付いている。ここには教員との間でトラブルが起きても「どうせ解決できない」という強いあきらめが見てとれる。

キ 全能の幻想

自分が考えたり、行動したりすることによって、外界が著しく変貌する、という病的な心理を指す。例えば、「自分が死ぬ」と考えただけで、それを察知した周囲の対応が激変したり、実際に「自分が死」ねば、学校や地域などの環境が激変する、といった極端な考えで、幼児的な幻想と言える。Aさんの場合には、現実感が損なわれていることはなく、この項目は当てはまらない。

(2) 自殺の危険因子について

以下の文章は、前記高橋がまとめた11項目の自殺の危険因子（出典：高橋祥友「自殺の危険：臨床的評価と危機介入」、新訂増補版、2006）に、若干の注釈を加えたものである。

【自殺の危険因子】

1. **自殺企図歴**：最も重要な危険因子であり、企図の状況・方法・意図・周囲からの反応などを検討する
2. **精神障害の既往**：気分障害、物質関連障害、統合失調症、素行症、発達障害、パーソナリティ障害、アルコール依存症の有無を検討する
3. **サポートの不足**：未婚、離婚、配偶者との死別、職場での孤立など、孤立してサポートを受けられなくなっていないかを検討する。
4. **性別**：従来、自殺企図者は女性より男性に多く、未遂者は男性より女性が多いとされてきたが、近年、その比率に差が見られなくなっていることが分かっている。
5. **年齢**：中高年者（特に男性）に多かったが、ここ10年日本では徐々に減少してきた。一方、数的には中高年よりも少ないが、若年者では減少傾向が見られず、その結果、割合としては高くなっている。
6. **性格**：以下のような性格のものの自殺リスクは高いとされている。未熟性格、依存的性格、衝動的な性格、極端な完全主義、孤立・抑うつ性格、反社会的性格
7. **喪失体験**：さまざまな喪失が自殺のリスクを高める。例えば経済的損失、地位の失墜、病気やケガによる健康の喪失、業績不振や予想外の失敗による自己の価値の喪失。
8. **他者の死の影響**：精神的に重要な、つながりのあった人の突然の死は自殺リスクを高める。
9. **群発自殺・メディアの影響**：若いタレントの自殺やアーティストの自殺報道後に、自殺者が増えることが報告されている。青年期の自殺既遂には、有意に伝染や模倣のメカニズムが見られるので、マスコミは煽情的にならない報道、同時に相談先の電話番号等を報じるようになってきた。
10. **事故傾性**：繰り返し交通事故にあったり、命が危険になるような病気になったりする事例があることが知られている。具体的には事故を防ぐ措置をとらない、必要な服薬の怠りや医師の助言の無視などで、慢性自殺と呼ばれることもある。
11. **児童虐待**：小児期の心理的・身体的・性的虐待が、思春期～青年期に情緒の障害や対人関係の障害として現れ、自殺未遂・既遂につながることもある。

Aさんの場合、自殺企図歴はなく、被虐待の既往もないので、ここでは、「精神障害の既往」「サポートの不足」「性格」について取り上げて検討する。

ア 精神障害の既往

(7) 精神障害の既往に関する一般論

自殺に精神障害の既往が関係することは以前から知られていたが、子どもや思春期の自殺についての研究は、欧米でも1980年代以降に始まり、日本では2000年代になって、ようやく端緒に付いたばかりである(三上、2010)。複数の自殺未遂者を精神医学的な立場から検討した四つの研究を概観した三上による(巻末の別紙3表1参照)と、いずれの研究においても精神障害の率が高く、とりわけ気分障害と適応障害を合わせた頻度が高いことは共通していた(三上、2015)。一方、欧米での先行研究では物質依存・乱用の既往が多く、重要なリスクファクターとされているが、日本での研究では少なかった。

また近年では、神経発達症と若者の自殺が関連付けて報告されることが増え、Reidらのレビュー(2024)やSantomauroらによるレビュー(2024)によれば、自閉スペクトラム症(ASD)や注意欠如多動症(ADHD)をもつ若者の自殺の危険率は高いとされている。

人間の認知機能は、「注意」「実行機能」「記憶」「言語」「知覚-運動」「社会的認知」の6領域に整理されるが、ASDやADHDなどの神経発達症では、この6領域の発達にバランスの崩れがあることが知られている。ASDでは社会的認知(他者の意図や感情を理解する能力)の遅れが、ADHDでは注意(注意を持続させる能力)の遅れが目立つことが多いが、どちらも結果的に「実行機能(計画・抑制・柔軟性などを統合して目標志向的な行動をする)」の問題を伴うことが多い。

(イ) Aさんの実行機能の一時的な低下

Aさんが、ASDやADHDなどの神経発達症ではないことはすでに述べたが、中学校入学後、多くの課題の提出が滞り、一時的な実行機能の低下を呈している。背景因子としては、小学校を出たばかりの子どもにはこなしきれない大量の課題が急に課されたことである。その結果、Aさんは普段ならしないようなミスをしてしまい、そのミスに対して怒鳴られるなどの心理的ストレスが加わって、実行機能が一時的に低下し、

さらに提出物遅れなどが生じるという悪循環が生じたと推測される。

(ウ) Aさんのうつ状態

Aさんを精神医学的診断という観点からふりかえると、本件学校入学以降、心身症から始まった不調が「特定不能のうつ病性障害」に進展していった可能性が高い。ここで「特定不能の」というのは、うつ病の症状の特徴が見られるものの、診断基準を完全には満たさない、ということを表している。

巻末の資料（別紙3）に、うつ病の診断基準（DSM-5TR）をあげておく。

Aさんをこの診断基準に当てはめると、A基準では、(7)(8)(9)は当てはまるが、(1)(2)(5)については、ときに当てはまることはあっても、「毎日」や「一日中」は当てはまらない。経過を通じて食欲はあり、不眠については別の部屋に寝ているため、はっきり観察されてはいない。

なお、ここで解説している診断分類（DSM-5TR）は、いくつかの診断（PTSD（心的外傷後ストレス障害）や認知症など）を除き、現れている症状や当事者の苦痛感、社会的な機能低下を数えてカテゴリー的に分類しているもので、原因には触れていない。

それゆえ「うつ病」と診断されるものには、（めったにないことではあるが）環境的な原因が全く見いだされないものもあるし、明らかに心理的トラウマやハラスメントをきっかけに発症しているもの、その時点での患者の生活環境や職場環境に大きな問題があつて、それに対する反応と考えられるものも、含まれることになる。

要するに、うつ病という診断は『原因を規定しない』ということである。

イ サポートの不足

Aさんの場合、家庭内では両親からのサポートが十分にあつた。しかし、そのサポートは、「怖い教員に目を付けられないようにするための」課題提出のためのサポートが中心で、心理的サポートというよりも現実的側面が強いように思われる。

しかし、一般的に思春期とは、親に対する反発心が芽生えて本音でコミュニケーションしなくなる年齢であり、親に心理的サポート役を期待するには無理がある。だからこそ、同年代の支援（ピアサポート）や心理カウ

ンセラーなど専門家による支援が必要になってくるのである。

しかもAさんの場合、自分の苦痛を意識化して言葉にすることがあまり得意ではなかったと考えられるから、サポート役を見つけることができなかったのだろう。

本件学校の中では、友達や部活の顧問に囲まれて、「いわゆる孤独」は感じなかったかもしれないが、課題の提出やテストの成績にばかり言及し、目の前の生徒の心に関心を向けない教員たちからのサポートは明らかに不十分であり、その面で「孤独に見えない孤独」であったと言っても差し支えないと思われる。

Aさんは本件学校にはほとんど毎日登校しており、クラスメートや部活の友達との関係は維持している。しかし、校内では悩んでいる素振りほとんど見せず（何人かの友人には「教師が嫌い」とは言っているが）、ほとんどの友達は不調に気付いていない。むしろ部活や社会科の新聞作りに集中していた様子から、複数の同級生が「Aさんが自死するなんて全く考えられない」という感想をもったのは自然なことであろう。

また、両親に対しても、身体的な不調は見せているが、自死を心配させるような希死念慮や絶望感は訴えていない。「SCに相談したら」と心配する母親に対しては、「話すことなんかない」と否定的で、潜在している（はずの）絶望感を隠している。

こうした不調の隠ぺいは、

- ・ Aさんが思春期に差し掛かって、友達や親には弱みを見せたくない、という心性が優勢になったこと。
- ・ 元来、Aさんは自らの心理的苦痛感を認知することが苦手で、認知できない以上、言語化することも困難だった。

という二つの可能性が考えられる。

本件学校での教員やSC等によるサポートの問題については、別項で詳しく解説する。

ウ. 性格

危険因子の説明であげられている「性格上の問題」は、未熟、依存的、衝動的、極端な完全主義、孤立・抑うつ的、反社会的、の6つである。

そもそも性格とは、幼児期～学童期～思春期青年期～成人期、という過程を通じて成熟していくものであり、発達途上にあった中学校2年生のAさんの性格を云々することはできない。

例えば、「未熟」については、「周囲の大人の言葉をよく聞いて行動する」という面ではむしろ大人びている、と言えるし、先ほど述べたように「苦痛を言語化する力が弱い」という面を取り上げれば、今のところ未熟と言えるかもしれない。

「依存的」なところはほとんど見られない。Aさんの両親が合理的な思考をする、独立した人間で、「依存的」であることをよしとしない環境で育ったからかもしれない。自殺予防の観点では「もっと依存的になってほしかった」といえるかもしれない。

「衝動性」については、Aさんの不幸な転帰を考えると、検討すべき項目であろうが、同級生や教員は、「衝動的になったAさん」を何度か目撃しているものの、専門家が注意欠如多動性障害(ADHD)や破壊性障害(DD)と診断するような児童生徒と比べれば、はるかに頻度も程度も少なく、この点でも「おとなしく聞き分けの良い子どもだった」と評価すべきであろう。

「完全主義」については、小学校で「100点でなければ気が済まない」というエピソードがあるが、これは優等生にはよくあることで、極端な完全主義ではない。そのほかに強迫性を示すエピソードは認められず、この項目も当てはまらない。

「孤立・抑うつ的」「反社会的」、いずれも認められない。

(3) 精神医学的・臨床心理学的考察のまとめ

- ① Aさんは乳幼児期から小学校時代にかけて、心身の発達は順調であり、学業成績も優秀で、友人関係も良好であった。自己主張が多少苦手だったが、日常生活や学習に支障をきたすほどではなかった。
- ② 中学校進学後、Aさんの学校適応に困難が生じた。背景因子としては急に大量の課題（特に英語・数学では課題量が多く）をこなさなければならなくなり、その結果、やむなく生じたミスに対して、教員からの厳しい指導が加わって恐怖が募り、課題へ向き合うことがますます困難になったと考えられる。こうしたストレス負荷により心身症状が出現し、次第に抑うつ状態へ移行し、ときに希死念慮が生じるようになった。
- ③ 2年生になると教員に怒鳴られるなどの心理的ストレスは減少したものの、Aさんは「叱責されない状態を維持しなければならない」という強い緊張を抱え続け、かつ、大量の課題に取り組む状況が続いた。その結果、楽しみにしていた部活動の継続も危ぶまれるようになり、Aさん

の絶望感はさらに増大した。こうした複合的な要因により、Aさんの希死念慮は強まり、危機的な心理状態に至ったと推測される。

第5 本件学校及び県教委の本件自殺前の対応が適切であったか

1 本件自殺前の生徒への学習指導・支援体制

(1) 課題に関する問題（量的側面から）

ア 聞き取り調査やアンケート結果によると、課題をこなせている生徒が一定数存在する一方で課題の量が多いと感じている生徒も相当数存在する。

また、課題をこなせている生徒であっても、特にテスト前に夜遅くまでかかかって課題を何とかこなしている生徒も存在する。

本件学校は、本件発生前後から、課題の量を漸次減らしていたとのことであり、そのこと自体、課題の量が過大であることを本件学校が認識していたことを示している。

イ 中学校では、一人の担任が基本的に全科目を担当する小学校とは異なり、科目ごとに担当教員が決まっており、担当教員がそれぞれ課題を出すことから、一人の生徒に対する課題の量が、得てして過大になりやすいという構造的要因が存在する。

本件学校においては、各科目を総合した、一人の生徒に出される課題の総量を把握する仕組み自体は存在していたようであるが、英語、数学の課題の量が多く、他の科目の教員において課題の量を減らす形で調整をしていたようであるが、科目ごとのバランスがとれていたか、特に英語、数学の課題の絶対量が多いのではないかという問題は残る。

ウ そもそも、本件学校における、一人の生徒に対する全課題の絶対量が適切であったかという点も問題となる。

(7) 課題の量に関する指針等は存在せず、各教員の裁量的判断に委ねられている。

ただ、課題が教育的効果を発揮するためには、課題を与えられる生徒が、十分消化できるような形で課題を与えられる必要がある。

そして、生徒の中にははずば抜けて能力の高い者がいることはあるとしても、生徒の課題の消化能力は、成長・発達の度合いに相応じて、それほど大きく差はないというのが実情と思われるから、同年代の生徒がどの程度の時間を学校外での学習に割いているか、ということは、課題の量の適切さを考える上で一つの有意な視点を提供すると考えられる。

(4) この点で参考になるのが「児童生徒一人ひとりの学力・学習状況に応じた学習指導の改善・充実」を標ぼうして、文部科学省国立教育政策研究所が毎年度実施している「全国学力・学習状況調査」である。

令和4年度（2022年度）の調査における関連部分を抜粋すると、下記

のとおりである。

記

(質問) 学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含まれます）。

回答群を見ると、「1時間以上、2時間より少ない」が34.3%で最も多く、次に多いのが「2時間以上、3時間より少ない。」で25.3%、その次に多いのが「30分以上、1時間より少ない」で17.0%であった。

(質問) 土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日あたりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含まれます）。

回答群を見ると、「1時間以上、2時間より少ない」というのが25.7%で最も多く、次に多いのが「2時間以上、3時間より少ない」で24.3%、その次に多いのが「1時間より少ない」で18.7%であった。

- (ウ) これらの調査結果からすると、平均的な生徒が1日あたり勉強にあてる時間は、学習塾等による学習時間を含め、2時間以上3時間未満と考えられるので、この程度の時間で消化できる程度の課題の量が適切と考えられる。

これを大きく超えるような量の課題を課すのであれば、個々の生徒への配慮が求められる。

遺族によると、Aさんは、平日は塾がある日（二つの塾×2日＝4日）は3時間程度、塾がない日は2時間程度、毎日勉強をしており、土日は3～4時間程度勉強していたとのことである。

また、塾では、塾独自の課題を出してくれなくても良いぐらい、学校からたくさんの課題が出ているので、本件学校の課題を教えてもらっていたようである。

このような課題量からすると、Aさんに対する課題の量は、平均的な

生徒にとって適切な量を相応に超えていたと考えられるから、本件学校には、Aさんに対する配慮が求められていたと考えられる。

(2) 課題に関する問題（質的側面から）

遺族によれば、本件学校から提出された課題には、義務教育課程にある中学生のレベルに必ずしも見合ったものではないものも含まれていた。例えば、全生徒を対象とする中学校2年生の夏休みの数学の課題に「ユークリッド原論」に関するレポート課題があった。

このように、本件学校で生徒に出されていた課題については、義務教育課程にある中学生のレベルに見合っていないものが含まれていた可能性がある。

(3) 課題提出が滞りがちであったAさんへの対応について

本件学校では、課題の提出が滞りがちであったAさんに対し、提出が遅れたことに対する非難・叱責はあったものの、課題の出し方を見直そうとした形跡はうかがえない。また、Aさんの課題提出が遅れる原因を分析した上で、どうすればAさんが課題を遅れずに提出できるかという観点からの対応を行った形跡もうかがえない。

一般に実行機能が低下しているような生徒に対しては、単に「提出を促す」指導や叱責ではなく、課題ごとに進捗を「見える化」する工夫や、優先順位付けを一緒に考えるサポート、さらに提出期限までのスケジュールを細分化して具体的な行動計画を立てる指導が求められる。

Aさんに対しては、令和3年6月と令和3年11月のhyper-QUにおいて「不適応」という所見が出ており、令和4年（2022年）5月17日のhyper-QUにおいても、Aさんは「要支援群」に分類されており、Aさんへの個別支援の必要性は認識可能な状況であった。

また、前述のとおり、本件学校における課題の量は、平均的な中学生にとって適切な量を相応に超えていると考えられるので、個々の生徒の特性を踏まえた配慮が求められる。

課題提出が滞りがちということから、Aさんの消化力に見合った課題の質及び量であるのかを再検討した上で、Aさんに対する支援的な対応を検討する契機にすべきであった。

また、学校からは、「Aさんにとって」厳しい叱責がなされていたとのことであり、遅ればせながら課題を提出したAさんに対し「受け取る義理はな

い」などと担当教員が発言したことなどからして、学校側は、Aさんが単に怠けているだけである、という先入観に囚われていた可能性がある。

しかし、生徒が期限までに提出できない理由は単に「怠けているから」とは限らない。

課題提出が滞りがちであったAさんに叱責するだけであった本件学校の対応には問題があると言わざるを得ない。

2 本件自殺前の生徒の支援体制

(1) 定期的なアンケート実施

ア いじめアンケートの実施

いじめアンケートは、生徒・保護者に対して7月、12月、3月の年間3回（保護者については3回目は任意）実施されている。「いじめは絶対に許されないものであり、学校が絶対に許さず、生徒が安心して学べる学校作りをめざす（生徒）、いじめられている生徒を徹底して守る（保護者）」ことが冒頭に明記され、7項目のいじめの例示の上で、自分の被害、加害、いじめの見聞や関連した悩みや要望を尋ねる項目からなっている。

Aさんと両親はいずれの回においても、自身の被害・加害、他生徒のいじめの見聞や悩みや要望はなしとしている。

イ hyper-QU（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の実施

hyper-QUは、学級集団をアセスメントし、より適切な支援を行うためのツールであり、学級満足度尺度、学校生活意欲尺度、ソーシャルスキル尺度からなっている。

学級満足度尺度では、友人に嫌なことをされる（被侵害得点）や先生や友達に認められている（承認得点）を感じているか否かを測定し、その二つの得点から、学級の生徒は、学級生活満足群（被侵害が低く、承認が高い）、非承認群（被侵害が低く、承認が低い）、侵害行為認知群（被侵害が高く、承認が高い）、学級生活不満足群（被侵害が高く、承認が低い）、及び要支援群（不満足群の中でも、被侵害得点が著しく高く、承認得点が著しく低く、いじめ被害や不登校になる確率が高く、早急な個別対応が必要な状態）の5群に分類される。

学校生活意欲尺度は、学校生活（学級生活）における意欲や充実感を測定するものであり、中学生は友人との関係、学習意欲、学級との関係、教員との関係、進路意識を測定する。個々の生徒のプロフィール（各得点の平均との比較や、個人内での領域のばらつき）が把握できるほか、学級全体の状況も把握可能となっている。

ソーシャルスキル尺度は、対人関係能力を「配慮」と「かかわり」の二つの側面で診断しようとするものである。

本件学校では、年に2回実施され、その結果については学年会で共有され、必要に応じて当該生徒をSCにつなぐなど、支援に生かされているということであるが、例えば、要支援群については直ちに個別面談を行うとい

った明確な方針は定められていなかったようである。

Aさんは、令和3年度（2021年度・1年次）第1回6月17日実施では『不満足群』、第2回11月4日実施では、『不満足、孤立』であり、学校に行きたくない（5点）、教師との関係が5点で最低、令和4年度（2022年度・2年次）第1回5月17日実施では『要支援群』であり、教師との関係は最低の評価をしていた。1年次10月の初旬、Aさんはコロナの予防接種の副反応のための欠席で課題を遅れて提出した際にC教諭に強く叱責され、さらに後日「受け取っていない」と言われ、その後1年次担任であるB教諭から、保護者あてにほかにも未提出の課題が複数あるとの連絡がなされた。10月中旬には、遅れていた課題を提出しようとして受け取ってもらえないという出来事に遭遇していた。「学校に行きたくない」が5点となっていた背景にはこれらの事情が関係していると思われるが、このような結果を踏まえた教員からの働きかけが行われたことはいかぬ。

さらに、早急に個別支援が必要とされる『要支援群』となった2年次の第1回の結果が出たのちも、2年次担任であるE教諭は1学期末の三者懇談の前にこの結果を認識しながら、個別に話を聞き、支援につなぐ動きがとられた様子は見受けられない。E教諭は、夏休み中に部活で出校してくるAさんに、比較的頻繁に声をかけるようにしていたということではあったが、時間を確保しての個別面接や保護者への連絡はなされておらず、「いじめ被害や不登校になる確率が高く、早急な個別対応が必要な状態」である要支援群への対応として極めて不十分であったと言わざるを得ない。

ウ 体罰やいじめに関するアンケート

学期末の三者懇談の待ち時間の間に、体罰やいじめに関するアンケートが実施されている。ただ、限られた時間での実施であり、また記名式で担任に提出するため、十分な回答ができないという遺族からの意見が寄せられている。

(2) 相談窓口の設置

本件学校においては、勉強や進路、いじめや友達・家族や教員などとの人間関係に関する悩みや困りごとについては、担任や部活動顧問への相談を勧めるほか、誰に相談して良いか分からない場合については、テーマごとに特定の教員が担当する相談窓口が設置されている。

ア 進路相談

勉強の仕方や受験・進学先のこと、将来のことなどについての相談。2名の教員及び進路指導室の教員が担当となっている。

イ 教育相談

人に言えない悩みや一人で抱え込んでしまいそうなことなどの相談。8名の教員の名前が明記されているほか、SCへの相談も可能とされている。

ウ いじめの相談

いじめの被害や見たことがあるなど、いじめに関して気になることがある場合の相談。4名の教員の名前のほか、自治体の電話相談などの紹介もなされている。

エ 体罰・セクシュアルハラスメント・不適切な指導の相談

現在は、本件学校には、教員からの殴る蹴るの暴行、長時間の肉体的な苦痛の強制等の体罰、セクハラを受けた場合、友達が受けた場合の相談窓口が設置され、担当者として、4名の教員と中高の教頭の計6名があげられているほか、県教委等の電話相談の紹介もなされている。なお、不適切な指導についての相談窓口は、Aさんの在籍中は設けられていなかった。

Aさんのように担任に安心して相談できる関係が築きにくかったと思われる生徒にとって、担任以外の教員に話を聞いてもらうことができる機会は貴重なものだと考えられる。これらの窓口がどの程度生徒に知らされていたか、各窓口への相談をどの程度推奨されていたかは、定かでないが、Aさん自身はこれらの窓口にアクセスすることはなかった。

(3) SCの活用

本件学校においてSCは、県費で週に1回6時間、PTA予算で1.5時間、計7.5時間)配置されている。中学校各学年■クラス、高等学校各学年■クラス、全■学級約■■■名の生徒に対しては、十分とは言い難い配置時間ではあるが、自発来談のほか、担任や養護教諭などからの紹介、保護者の依頼などのケースが窓口教員のもとに集約されて予約管理がなされている。毎回、中学校、高等学校の養護教諭、教育相談担当教員、学年主任等との間で各学年の生徒の状況についての情報共有がなされ、対応について検討する体制が設けられている。それ以外に、当日カウンセリングを行った生徒の担任など

の関係教員については、SCの窓口となっている養護教諭とともに相談室を訪れ、守秘に配慮した上で生徒についての情報共有・協議をする機会がもたれている。このように、限られた配置時間ではあるものの、個別支援が必要な生徒や保護者に関してや、カウンセリングにつながらないものの教員たちが気になっている生徒の理解や日々の対応について、最大限SCを活用するための手立てが講じられていると言えよう。

Aさんは、自らカウンセリングを希望することがなかつただけではなく、学年教員や教育相談担当教員の間でカウンセリングが必要な生徒として話題になることもなかつた。1年の折には学年教員の間で提出物が出にくい生徒として認識されていたようではあるが、その背景について深く検討し、SCに相談するといったことはなされなかつた。

両親は、心の相談窓口に関するプリントや連絡先のカード、SCの予定表などは、Aさんがいつも見られる場所に貼り、自ら相談することを期待していたようであるが、Aさん自身はいずれの窓口にもアクセスすることがなかつた。

(4) 自殺予防教育を含む心の健康教育

本件学校では、SCを講師として、学年単位でストレスや心の健康に関する講演会が年に1回程度開催されていた。また、保護者対象の思春期の子ども理解の研修会等がもたれている。

なお、本件事案発生後はSCによる啓発は夏季休業前に全校生徒対象に行われ、そのほかに年間を通して、中学校1年生から高校3年生まで学年単位で実施されている。基本的には、ストレスマネジメントを主たるテーマにして学年の状況に応じて、コミュニケーション、それに関連した自己分析・他者理解のようなテーマも折りこみ、ストレスに感じたときに、どのような対処をすればいいのかの理解を深めるものである。自殺予防教育の構成要素の一つである「ストレスに直面した際に相談を促す」内容に触れられていることはうかがえるが、明確に「自殺予防教育」として教員集団とも共有した上での実施であるとは考え難い。また、学年単位であることから、生徒との相互交流的な実施とはなっておらず、その効果には限界があると思われる。

3 県教委の本件自殺前の対応（教職員研修の実施）について

県教委の本件自殺前の対応として、県教委により提出された資料からは、教職員を対象とした諸種の研修が用意されていることが分かる。

各研修の実施要項によると、本件自殺前の令和3年度（2021年度）における中学校教職員対象の研修のうち、本件事案に関係すると考えられるものは以下のとおりである。

① 初任者研修

個別最適な学び、主体的な学びを促す授業改善、学習指導の基礎・基本、学級、授業における児童生徒との関わり方、各教科の指導の実際、子供と保護者の心理的ケア、児童生徒理解と教育相談、生徒指導の在り方

② 2年目研修

個別最適な学び、主体的な学びの充実、子供と保護者の心理的ケア

③ 6年目研修

生徒指導・教育相談の充実、スクールソーシャルワーカーとの連携

④ 中堅教諭等資質向上研修

教育と法規、保護者・地域・関係機関等との協働、個に応じた学習指導の在り方、授業改善の進め方、指導方法・指導体制の工夫・改善

⑤ 主幹教諭研修

教育法規、児童生徒理解に基づく組織的な生徒指導の在り方

⑥ 学校経営基礎講座（初年教頭対象）

信頼関係に基づく学校経営の在り方、学校安全の現状と課題、教育法規、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止

⑦ 学校経営基礎講座（2年目教頭対象）

信頼関係に基づく学校経営の在り方、組織マネジメント、教育法規、学校、家庭及び地域住民との連携

⑧ 教頭研修

学びのセーフティネット

⑨ 学校経営実践講座（初年校長対象）

信頼関係に基づく学校経営の在り方、校長のリーダーシップと組織的な学校運営の確立、自律した学校、10年後の学校の構想

⑩ 学校経営実践講座（2年目校長対象）

校長のリーダーシップと組織的な学校運営の確立、信頼関係に基づく学校経営の在り方

⑪ 専門研修講座

以上のほかにも、広島県立教育センターにおける専門研修講座があり（令和4年度以降「専門講座（学びプラス）」）、本件事案に関係すると思われるものとして、人権教育「一人一人が自分らしく輝く人権尊重」講座がある。

これらについて、令和6年度（2024年度）までの各研修の実施要項を確認したところ、個別のテーマや講演者などが異なることは見られるが、大枠としてはほぼ例年同じような内容を扱った研修が実施されていることが分かる。

もっとも、例えば、専門研修講座については、令和4年度（2022年度）以降「専門講座（学びプラス）」として人権教育に関する講座が若干増えていることに加え（令和4年度の研修計画は前年度のうちに立てられたものと思われる、本件事案発生の影響で増えているわけではないと考えられる）、令和6年度（2024年度）の生徒指導主事研修の中で「いじめへの組織的な対応について」、「児童生徒の自殺予防に係る取組の充実について」、「いじめ重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について」、「子どもの心の危機への対応について」、「『生徒指導提要（改訂版）』が示すこれからの生徒指導の方向性」といった内容が扱われていることが分かる。

同じく令和6年度（2024年度）の学校保健主事研修では「生きづらさを抱えた子どもと向き合うために」、「生きづらさを抱えた子どもへの対応と保健主事の役割」が、主幹教諭研修では「児童生徒理解に基づく組織的な生徒指導の在り方」が、それぞれ研修内容に含まれている。

なお、本件学校においては、令和5年（2023年）6月20日（火）、教職員

を対象とした不祥事防止研修「不適切な指導の防止」が実施されており、県教委指導主事が講師を務めていることが確認されている。

第6 本件学校及び県教委の本件自殺後の対応について

1 本件自殺後の対応の経緯

(1) 事案発生当日の動き(令和4年(2022年)8月24日)

ア 令和4年(2022年)8月24日午前7時59分ごろ、本事案が発生した。本事案発生の事実は、同24日9時20分ごろ、警察署から本件学校に連絡された。連絡の趣旨は、西条～西高屋駅間の踏切で人と列車の接触事故があったこと、接触した人の持ち物にAさんの名前が書いてあることだった。同校はすぐにAさんが出席していないことを確認し、その旨を警察署員に伝えた。

イ 9時30分ごろ、県教委から本件学校に同校のAさんが亡くなったこと、警察署員が同校に向かう旨の連絡が入った。

ウ 午前10時すぎに、警察署員2名が本件学校に到着。これにF校長、D教頭、Aさんの2年次担任(E教諭)、Aさんが所属した部活動の顧問で2年次副担任でもあったG教諭が対応している。警察は、Aさんの学業や出席状況、部活動等の状況を確認した。これに加え、本人に希死念慮があったかを確認し、これに対して本件学校はそうした事実はないと答えている。警察署員は11時30分ごろに同校を後にしている。

エ 午前11時55分ごろ、E教諭は遺族父親に電話をし、警察から知らされたことを説明し、事実であることを確認した。その際、当日の朝は遺族父親がAさんを自宅の最寄り駅まで車で送ったこと、課題をためていたので1週間くらいやらせたことを聞いている。

オ 県教委の総括指導主事と担当職員は昼過ぎに県庁を出発し、本件学校へと向かった。その後、総括指導主事、担当職員、F校長、D教頭で事前打ち合わせ。担当職員の記憶によれば、背景調査の指針と、子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き(平成22年(2010年)3月・文部科学省。以下「緊急対応の手引き」という。)を複数部持参してF校長に手渡している。

カ 14時30分から15時にかけて、県教委の指示の下、校長室でプロジェクト会議を開いた。本件学校の記録によれば、出席者は県教委からの2名に加えF校長、D教頭、2年学年主任、養護教諭、E教諭、部活動顧問のG教諭であった。

この会議においては、①これまでの経緯、②遺族の気持ちに寄り添いながら対応すること、③他の生徒へのケア、④翌日の1限～3限に学年集会でF校長から生徒に話をし、その後、各担任がクラスの生徒と2～3分程

度面接を行うこと、⑤5限にプロジェクト会議を開き、面接後の生徒の様子を確認することなどが話された。

- キ 15時30分～16時にかけて、E教諭が遺族に電話連絡をしている。この電話では、①生徒に話す内容を事前に確認しシナリオを作成すること、②死亡の事実について生徒にどのように伝えるかについては、「事故で亡くなった」という言い方で対応すること、③生徒への伝え方は、F校長が集会で話し、その後、各担任がクラスで話す流れで遺族の了承を得る、④他の保護者へ文書で伝える場合は、遺族に事前に内容を見てもらうことの了解を得て、遺族の意向を大切にしながら進めていくことを確認している。
- ク 16時15分に教職員が集合し、F校長は教職員に事実を伝えた。その後、16時30分からは中学校教職員の打ち合わせが行われ、翌日からの生徒の心のケアについて基本的な対応の確認が行われた。
- ケ 18時ごろ、Aさんが参加していた部活動の部員からの聞き取りを行ったG教諭から、結果の報告が行われた。報告によれば、8月17日に部活動参加したのは、Aさんを含む3名の生徒であり、8月18日も同じ3名の生徒が出席、8月19日にはAさんを含む4名の生徒が参加し、Aさんはそのうち1名の生徒と一緒に帰っている。特に変わった様子はなかったと言う。8月21日、20時33分には、Aさんから部員あてにメールで「すみません。部活行けないみたいです」と連絡があった。部員たちは、欠席の件についてはそれほど気にならなかったが、15行ほど空けて「もう。」と書かれており、これには1名の部員だけが気がついていた。
- コ 時間帯は不明だが、県教委によれば、当日出勤予定だった本件学校担当のSCのH氏により、教員に対して生徒にどう対応したらいいかをテーマに研修会を実施しているとの記録がある。18時以降には、緊急派遣されたスクールカウンセラー・スーパーバイザー（以下「SCSV」という。）のI氏による、教職員に対する生徒等への心のケアに係る助言等を行う予定であった。しかしながら、SC及びSCSVの聞き取りにおいては、いずれもそのような発言は得られなかった。SCSVのI氏は、直後の段階で本件学校に出向くことはなかったと言っている。

(2) 事案発生2日目から8月末までの動き

ア 令和4年（2022年）8月25日（木）

- (7) 8時25分、職員朝礼でF校長は同校生徒が亡くなったことを教職員に伝えた。生徒に対しても、今後、学年集会やホームルームで伝えるこ

とを確認した。本件学校ではAさんの学年である2年生、続いて3年生、1年生の順に学年集会を実施し、F校長からAさんが亡くなったことを伝えた。加えて、噂や憶測で話をしないことや、心配なことがあれば大人に相談することを生徒に伝えている。

その後は、1限～3限まで面接の時間として各クラス担任が対応にあっている。クラスの副担任は、見回りや体調不良の生徒をSCにつなぐ等の対応を行った。

- (イ) 12時40分ごろ、本件学校は、遺族父親と以下の3点について連絡をとっている。①同校生徒が亡くなったことを全校で伝えると、非常にショックを受けた生徒がいた、②保護者にも家庭で様子を見ていただく必要があるため、保護者にお願いのプリントを配ることにした、③その内容について遺族父親に説明し了解を得た。

しかし遺族によれば、プリントの内容についての説明を受けた記憶はないという。

本件学校は、通夜と葬儀の場所を確認し、PTAより生花と弔電を送ることを伝えた。そして、マスコミ等、外部からの問い合わせには、「事故で亡くなったと保護者から聞いている」と対応することを遺族に説明した。遺族からは、葬儀や通夜は親族だけで行いたいこと、生徒のお別れの参加については、落ち着いたら本件学校に連絡をすると伝えている。

ただし、遺族の記録によれば、「在校生と保護者には、自殺と言わないでほしい。事故と伝えておいてほしい」と申し入れたのは、28日の家族葬のタイミングである。

- (ウ) 本件学校では、13時30分～14時25分にプロジェクト会議を開いた。出席者は、県教委から総括指導主事、担当職員、学校からは、F校長、D教頭、2年学年主任、養護教諭、E教諭、G教諭、SCのJ氏であった。会議では、①午前中の面接を終えて、気になる生徒について情報を共有、②下校が不安な生徒については、保護者の迎えをお願いする、③できるだけ日常の生活リズムに戻し、落ち着いた学校生活を送らせることを確認した。

- (エ) 15時30分、本件学校は保護者あてのプリント「生徒の心の支援について(お願い)」を各学年主任から担任に渡し、クラスで配布。18時、この日欠席した生徒及び保護者へ、「生徒の心の支援について(お願い)」をもとに事実と注意点について電話で連絡した。

- (オ) 作成日時は不明だが、8月25日の日付の入った「学校用想定」という

マスコミ対応の想定問答には、「問1：中学生が8月24日に死亡したと聞いたが、本件学校の生徒か。」という質問に対して「○本件学校の生徒である。○しかし、本件学校生徒であることは保護者からもプライバシー保護のため伏せるように強く言われている。ご理解いただきたい。」と書かれている。これに対し、遺族は「(そのようなことは)言った事実はない」と明言している。

イ 令和4年(2022年)8月26日(金)

- (7) 8時25分、F校長は、職員朝礼で生徒の出席状況を確認し、結果を各学年主任から各校種の教頭へ伝えるよう指示。カウンセリングのため、午前中はSCのH氏とSCのK氏の2名、午後はSCのK氏をお願いしており、教職員も相談があればカウンセラーに相談すること、体調不良の生徒がいれば授業中でもカウンセラーにつなぐよう指示した。
- (4) 9時10分、本件学校は、県教委の総括指導主事、担当職員に本日の出席状況を報告。
- (ウ) 11時50分～12時35分、プロジェクト会議を開催。出席者は県教委の総括指導主事、F校長、D教頭、2年学年主任、E教諭、G教諭、他教員4名、SCのK氏であった。

本件学校の記録によれば、会議内容は以下のとおりである。

「前日の段階で気になった生徒のその後の様子、及び前日に家庭に連絡を行った際に気になったこと、本日欠席した生徒の理由について各学年より報告があった。SCのK氏からは、①気丈に振る舞う生徒、時間がたつて症状が現れる生徒がいる、②カウンセリングは話すだけでなく、誰かと一緒にいるという考え方も大切、③母親もサポートが必要であり、状況によってはカウンセラーとの連携を勧めるといいとの助言を受けている。できるだけ、放課後は教室に残ったりせず、部活動に参加させ、通常の生活を意識させること、生徒による葬儀等への参加は控え、お別れの会等については保護者の意向を聞きながら教員に相談することを共有している。」

ウ 令和4年(2022年)8月28日(日)

この日、遺族は家族葬を行った。遺族によれば、遺族父親が本件学校に「在校生と保護者へは、自殺と言わないでほしい。事故と伝えておいてほしい」と申し入れたのはこの日だという。

エ 令和4年(2022年)8月29日(月)

13時30分～14時、本件学校はプロジェクト会議を開催。出席者はF校長、D教頭、2年学年主任、E教諭、他教員2名、SCのL氏。

先週の金曜日(8月26日)に欠席したり、本日も欠席したりする等、気になる生徒の情報を共有。

SCのL氏からは、以下の5点が伝えられている。①ゆっくりといろんな人が声をかけていく、②名前があがっている生徒の様子を共有していく、③今週いっぱい、生徒の様子をしっかりと見る、④各クラス担任とのノート(D-Life・「年間の学習計画と生活記録」ノート)のやり取りでのフォローはいいことである、⑤事故を自殺と結び付けて話をしている生徒もいるが、事故という言い方で対応していくこと。

保健室からは、休み明けのしんどさを抱える生徒もいること、あまり寝ていない生徒もいるようだと言われた。

その他、過去の自分を振り返って、自分の発言により相手が亡くなったら…とってしまう生徒も見られること、学年、教科担当、部活動顧問を中心に管理職と面談を実施すること、8月30日(火)に残りの職員全員と面談を実施することが話し合われた。

オ 令和4年(2022年)8月30日(火)

(ア) 朝の時間帯に学校の留守番電話に、遺族からの「学校へ伺いたいと思っている。連絡ください」とのメッセージが入っていた。

(イ) 11時50分～12時40分、プロジェクト会議を開催。出席者はF校長、D教頭、2年学年主任、E教諭、他教員4名。

面接や家庭との連携等において、気になる生徒の情報を共有した。その他、時間がたち、じわじわと悲しみがわいてくる生徒も見られること、明るく振る舞おうとしている男子と明るくしている男子をよく思っていない女子の間に温度差が感じられること、自分の気持ちを友達に話して良いのか分からない雰囲気があることが報告された。

(ウ) 14時15分～14時45分。遺族に電話連絡。来校日の調整を行い、9月2日(金)16時、校長室でF校長、D教頭、E教諭、2年学年主任が対応することに決定。この電話の際、遺族からは、本件学校での写真、動画等をデジタルで提供してほしい、仲の良かった生徒の名前を教えてほしい、Aさんの形見・思い出になるようなものを渡したいとの希望が

出された。

- (エ) 同日、SCのJ氏からは、①アンケートで生徒の状況を把握するより、D-Lifeの記述等を利用し個別の声掛けを行うこと、②不調が1か月以上続く場合、医療機関との連携も考えること、③D-Lifeのコメントも気を付けること、④コメントに悩んだら、他の先生に相談したり、口頭でコメントしたりでも良いことなどが伝えられた。
- (オ) 本件学校の記録によると、30日当日、遺族からの電話で「Aさんと仲が良かった生徒に形見のようなものを渡したい」との要望を受けて、派遣SCのJ氏に相談している。その結果、県のSCSVから「形見のようなものを学校を介して相手に渡すことは控えた方がいい、自宅に焼香に来た保護者や生徒に直接渡していただくのが良い」という助言を電話で受けたということになっている。ただ、J氏はこの件について明確に相談を受けたとの認識はない模様であり、また、県の2名のSCSVいずれからもそのような内容は語られなかった。

カ 令和4年(2022年)8月31日(水)

13時30分～14時15分、プロジェクト会議を開催。出席者はF校長、D教頭、2年学年主任、G教諭、E教諭、他教員4名、SCのH氏。

面接や家庭との連携等において、気になる生徒の情報を共有。①登校できていなかった生徒もオンラインで授業に参加できたり、少しずつ前向きにとらえたりする姿が見られるようになったこと、②再来週には3年ぶりとなる運動会があることから、生徒が集中して取り組むことができるように、来週から気持ちを切り替えることも大切であること、③別れをどのような形で区切りを付けると良いか。生徒たちの中で区切りを付ける場も必要ではないか。今後の様子を見て検討した方が良いことが話し合われた。また、前日のSCのJ氏からのアドバイスを共有した。

(3) 令和4年(2022年)9月の動き

ア 令和4年(2022年)9月1日(木) (大雨のため休校)

(7) 13時25分～13時45分、プロジェクト会議を行う。出席者は、F校長、D教頭、2年学年主任、G教諭、E教諭、他教員6名。

面接や家庭との連携等において、気になる生徒の情報を共有。少しずつ、回復している生徒がいるという発言があった。2学年教員からは、①仲が良かったり関係が深かった生徒を教えてもらいたい、②保護者に

渡すため、写真や動画等があれば提供してもらいたいとの発言があった。

- (イ) 13時45分～14時00分にかけて、翌9月2日の遺族対応に向けた打ち合わせをF校長、D教頭、2年学年主任、E教諭で行う。報告書とともに、想定される質問について対応を考えておくこととした。
- (ウ) 16時00分～17時00分、同じメンバーで再び翌日の遺族対応に向けて、打ち合わせを行う。具体的な質問への返答について確認、事実を伝えることに留意するとし、各質問に回答する際の分担を決める。座る位置、話の切り出し方の確認を行った。

イ 令和4年(2022年)9月2日(金)

- (ア) 10時50分～11時10分、①面接や家庭との連携等において、気になる生徒の情報を共有、②事案発生後、初めて登校した生徒への配慮、様子を見ること、③引き続き、自然に生徒の様子を見ていくこと、④自分の目の前のことに頑張らせることも大切であること、⑤この件にかかわるSCの派遣は本日で終了すること、⑥以降のSCの派遣は、通常配置の水曜日のみとすることが報告された。
- (イ) 11時10分～11時40分、この日の遺族対応に向けて、F校長、D教頭、2年学年主任、E教諭で打ち合わせ。遺族の気持ちに寄り添う気持ちを忘れないことを確認した。
- (ウ) 16時00分～16時45分にかけて、遺族両親、姉が本件学校を訪問。本件学校側は予定通り、F校長、D教頭、2年学年主任、E教諭とで対応した。本件学校はお悔やみを伝え、遺族両親は警察への対応、他の生徒に迷惑・心配をかけたことをわびている。

本件学校での様子を尋ねた遺族両親に対し、本件学校は、Aさんが理科や技術に長けており、友達からも信頼が厚かったことを伝え、学習面において、計画的に取り組むことができるようになるなど、成長していたことを話した。遺族両親は、他の生徒についても心配したが、本件学校はSCを配置しケアを行っていたと伝えている。本件学校は、遺族の都合の良い時期に、お参りをさせていただきたいと申し出るが、遺族両親は、それについてはあらためて連絡をすると答えた。

- (エ) 遺族の記録によれば、この日、遺品と友達の名簿を受け取っている。本件学校からは「(Aさんの)同級生と教職員に尋ねたところ、生徒間のいじめはなく、Aさんから悩みを聞いた人はいなかった」と説明された。

ウ 令和4年(2022年)9月9日(金)

遺族の記録によれば、正確な日付は不明としながらも、9月9日ごろに遺族両親が生徒たちに贈る「遺品のキーホルダー類(15個)」を本件学校へ預けた。封筒に生徒の名前を書き、手紙とともにキーホルダー等を入れたものであった。しかし本件学校は、これを生徒に手渡すことはなく、時期は不明だが遺族に無断で封を開けている。

エ 令和4年(2022年)9月12日(月)

16時40分～17時25分、プロジェクト会議を開く。出席者はD教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事、舎監、2・3年学年主任、学校経営担当、E教諭、1年学年主任代理。

9月2日(金)の来訪時の遺族の様子、会話の内容が報告された。気になる生徒について情報を共有したのち、1年学年主任代理からは、
生徒がいること、2年学年主任からは、
少しずつ前向きになってきていること、D-Lifeの内容に、このたびの件についての記述が少なくなり、前向きに進んでいるととらえているという報告があった。3年生の様子としては、
気持ちの整理はもう少しであるが、
少しずつ前向きになるという話の一方、カウンセリングに定期的につなぐ方が良い生徒もいるとの報告があった。

運動会終了後に、学年ごとに面談を行うとした。内容は、運動会の話、中間考査の話、悩み等。一斉に面談を実施すると、8月の面談がフラッシュバックすることも考えられるので、学年ごとでのタイミングで実施することとしている。

オ 令和4年(2022年)9月20日(火)

10時00分～11時15分、警察署から3名が来校。本件学校からはF校長、D教頭、途中から2年学年主任、E教諭、G教諭、C教諭、他教員1名が参加している。

警察署員は、亡くなった要因について、本件学校での友達関係や授業、部活動での参加の様子について質問している。これに対して本件学校は、①iPadの操作で困っていたり、分からなかったりしたらAさんに聞くなど、

信頼され誰からも一目置かれていたこと、②部部の人数、部の位置付け、部の夏の活動状況などを伝える。警察署員は、①本件学校でいじめ等がありそれが要因とは思っていない。②部活動を欠席したときのメールの文面から、何らかの事情で部活動に参加できなくなったことが要因ではないかと想像していると発言。夏の課題ができていなかったために、部の活動に参加できなかったのではないかとこの確認のため、当日もっていた提出物を2学年の授業担当者に確認を行ってもらい、課題をやりきっていたことを確認した。警察署員は、部における製作に向けて、Aさんがどのような取り組みを行っていたかを質問。部の担当教諭は、仕組みを理解するためキットのロボットを制作したり、ドライバーで手際よく作成したりするなど活躍していたこと、AさんのD-Lifeの記述からも、とても意欲的に参加していたことが読み取れると答えている。警察署員からは、部と一緒に取り組んでいたほかのメンバーからも、Aさんがどれくらい熱心に取り組んでいたかを聞き取ってもらいたいという要望を受け、本件学校は、後日面接で聞き取ることを約束した。

カ 令和4年(2022年)9月21日(水)

- (ア) 本件学校はこの日から27日にかけて、警察署員からの依頼に基づき、部と一緒に取り組んでいたほかのメンバー部に面談を実施している。
- (イ) この日、本件学校中学3年生のMさん・〇〇中学校1年生のNさん部が亡くなった。

キ 令和4年(2022年)9月28日(水)

- (ア) 17時30分にE教諭から遺族父親に電話。10月2日の週のどこかで、クラスでメッセージ等を送ることを考えていることを伝える。
- (イ) 遺族父親からは、(生徒が自宅に)来ても構わないが、個々に来られると大変であることをE教諭に伝えている。さらに、「遺品のキーホルダー類(15個)」を生徒に渡してほしいが、本件学校で渡してもらうことは可能かとE教諭に質問。E教諭は、お参りに来た生徒に渡した方が良いのではと、以前に伝えたことを再度伝えたが、この話はいったん保留となった。
- (ウ) その後、遺族父親は「原因につながるものが分かったか」と質問した

が、E教諭は「特にない」と返答している。

ク 令和4年(2022年)9月29日(木)

10時30分ごろ、D教頭は警察署に電話をかけている。内容は、生徒への聞き取りが終わったので、警察との連携を行う日程調整のためだった。10月5日(木)9時00分に警察署員が本件学校を訪問することとなった。

(4) 令和4年(2022年)10月の動き

ア 令和4年(2022年)10月5日(水)

- (7) 9時00分、警察署員3名が本件学校を訪ねる。F校長とD教頭が対応。Aさんがどれくらい熱心に██████████に取り組んでいたかについて、一緒に取り組んでいたほかのメンバー██████████から聞き取った内容を伝えている。警察署員からは、①警察署が預かっている遺品については、本日、遺族と連絡をとり、返却する日取りが決まったら本件学校にも伝えること、②遺族には警察署に来ていただくようになること、③亡くなる2日前にAさんが卓上カレンダーに書いた内容については、すでに事実として遺族には伝えてあること、④盆明けくらいから心境の変化があったように思うが、最終的には分からないという説明があった。
- (1) その際、警察署員から、Aさんは、親から宿題をしなければならないので部活に行ってはいけないと言われたことについて、部活にずっと行くことができないものと誤解し、絶望してしまったのではないかと、2日ぐらい前から心境の変化があったのではないかと話があった。なお、この話については、警察から遺族には伝えないとのことだった。
- (2) 同日10時35分、警察署員より電話。遺族の方への引き渡しや経過報告は、10月8日(土)の15時30分に警察署で行うと連絡があった。

イ 令和4年(2022年)10月6日(木)

- (7) 18時30分～19時00分、F校長とE教諭で遺族宅を訪問した。49日を兼ね、友人たちのメッセージカード等を届けている。この際、本件学校は「遺品のキーホルダー類(15個)」の封を開け、中身が入れ替わった可能性があること、教室に飾る考えであることを伝えた。
- (1) E教諭から、クラスと██████████部に預ける「分身」の申し出があった。
- (2) 遺族は、1年時にC教諭からAさんに、数学の提出物について指導があり、指導を受けたときの対応が怖かったとAさんが言っていたことを

(ウ) 本件学校は、生徒を連れての弔問を考えていること、「偲ぶ会」を提案した。しかし「偲ぶ会」は開かれることはなかった。

(7) 背景調査を求めての動き

ア 令和5年(2023年)1月24日(火)

遺族が、県教委に「背景調査の指針に基づく基本調査が、Aさんの件でも行われているか。結果は遺族に開示されるのか。詳細調査を依頼したつもりだが、経過について知りたい」とメールで問い合わせた。

イ 令和5年(2023年)1月26日(金)

(ア) 県教委豊かな心と身体育成課より、遺族あてに回答があった。要旨は以下の2点。

(イ) 文部科学省の「背景調査の指針」に基づく「基本調査」について、県教委では関係児童生徒が亡くなったことが判明した時点で、本件学校が把握している情報と教職員からの聞き取り等、その後の調査で得られた情報を整理するよう指導している。

(ウ) 本件学校においても基本調査が行われており、弔問及び遺族が本件学校に訪問された際に、基本調査の結果をもとに本件学校での様子等について話ししていると報告を受けている。

ウ 令和5年(2023年)1月30日(月)

遺族母親が、豊かな心と身体育成課へ、文部科学省の「背景調査の指針」に基づく「詳細調査」を要望した。

エ 令和5年(2023年)2月3日(金)

豊かな心と身体育成課より、詳細調査の進め方について、遺族・本件学校・県教委で話し合うための日程調整を行うと連絡があった。

オ 令和5年(2023年)2月27日(月)

(ア) 豊かな心と身体育成課からのメールで、「背景調査の指針」に基づく「基本調査報告書」が、すでに令和4年(2022年)10月13日に県教委に提出されていたことを遺族が知る。

(イ) 10月13日は、遺族が本件学校に「分身ペア」(クマのぬいぐるみ)を届けた日であり、その前の10月6日に「詳しく調べてほしい」とF校

長へ申し出ていた。しかし、すでに調査が終了していることも、10月13日の時点で「報告書」が県教委に提出されたことも遺族には知らされていなかった。これにより、遺族が本件学校に対して強い不信感を抱くことになった。

カ 令和5年(2023年)3月1日(水)

- (ア) 13時～14時、基本調査、詳細調査についての話し合いが行われた。出席者は遺族両親に加え、県教委から指導監、担当職員、本件学校からF校長。
- (イ) 遺族両親は「基本調査報告書」のコピーを受け取る。F校長から、「基本調査」の結果を遺族へ渡していなかったことについて謝罪。令和4年10月13日の説明で、一定の理解を得られたと考えていたと述べた。遺族母親は、まだ調査中と認識していたと反論した。
- (ウ) F校長からは、Aさんのhyper-QUに関する説明はなかった。F校長はさらに、「教職員の暴言や不適切指導については、これまでも保護者から相談を受けている。PTAからも意見が出ている」と発言している。
- (エ) 遺族両親は、県教委とF校長の双方に「調査要望書(調べていただきたいこと)」を手渡した。この要望書には「Aさんに対する不適切な指導は、(放課後の)部活動を行っている最中や、職員室への呼び出し、帰りのホームルームや廊下で行われた」など、Aさんに関する具体的な情報のほか、他の生徒に関する不適切な指導に関する情報、調査に対する要望が書かれていた。

キ 令和5年(2023年)3月10日(金)

- (ア) 18時、遺族両親が本件学校を訪問し、D教頭と2年学年主任とE教諭と面会。D教頭はあらためて「基本調査」の経緯に関して謝罪。今後は県教委と連携して調査を行っていく旨を話す。
- (イ) 遺族両親は、「事実関係の調査でありながら、令和3年10月に遺族両親が当時の担任に手紙を渡して指導方針について相談したこと、D教頭に電話をして本人の恐怖感と体調不良について相談したことが、全く書かれていない以上、「基本調査」の内容を認めるわけにはいかない」と発言。
- (ウ) 遺族両親は、年度が終わるにあたりクラスの生徒個々への贈り物を渡そうとしたが、本件学校はこれを「SCからの指示」を理由に断り、クラ

スへの手紙のみを受け取った。この贈り物は、形見ではなく同じクラスの生徒と担任に手渡すために用意した動物のラバーキーホルダーだった。なお、本件学校側の記録では、SCSVから「Aさんの形見を学校経由で渡すことは控えた方がいい」との助言があったとのことだが、両氏からはそのような話はなされなかった。

ク 令和5年(2023年)3月20日(月)

18時00分～18時30分、遺族両親が本件学校を訪問。2年学年主任とE教諭が対応した。遺族両親は、「分身ペア」を引き取り、クラスメートからのメッセージを受け取った。遺族両親は、県教委の調査が始まれば協力してもらいたいことを本件学校に伝える。

ケ 令和5年(2023年)3月末

B教諭及びC教諭が異動。

(8) 令和5年(2023年)4月からの動き【設置要綱をめぐるやり取り】

ア 令和5年(2023年)4月18日(火)

- (ア) 遺族母親が、県教委あてに設置要綱の提供をメールで依頼したところ、「交付はしない。閲覧は可能」との返信があったことから、4月18日朝、県教委に電話をして閲覧できることを確認した。
- (イ) 遺族母親が県教委の事務局へ行き、県教委要綱(令和5年4月13日施行)を閲覧した。その結果、
 - ①調査結果は県教委へ報告する(遺族へはなし)、②調査委員は心理の専門家、弁護士、教育の専門家の3人、③遺族が要望した「児童思春期を専門とした精神科医」が含まれていない、④調査対象が学校関係者と限定的であることから、遺族母親が改訂要望をメールした。
- (ウ) さらに遺族母親は4月19日(水)に、「岡山県立岡山操山高等学校生徒の自殺に関する第三者委員会設置要綱」を参考に、改訂希望のメールを送信した。
- (エ) 広島県のウェブサイト「県政提言」から知事あてに、知事部局による第三者調査委員会設置を要望するメールを送信した。

イ 令和5年(2023年)4月27日(木)

13時～13時30分、県教委からの要望で、県教委と知事部局職員と遺族

両親が面会した。県教委からは、「豊かな心と身体育成課」課長、担当職員、教育指導監、知事部局からは、総務局総務課長が出席。事前に「遺族の思いを伝えてほしい」と言われていたことから、遺族両親が「『遺族の思い』記述書」を読み上げ、医療従事者からの首長部局に第三者調査委員会を設置する「嘆願書」と、事案発生後、それぞれ体調を崩していたため遺族両親それぞれの「診断書」を総務局総務課長に手渡した。遺族両親側は「県教委の方を全員信用できなくなっている。知事による調査委員会設置をお願いする」と伝えた。

(9) 令和5年(2023年)5月の動き【災害共済給付をめぐるやり取り】

ア 令和5年(2023年)5月25日(木)

母親は日本スポーツ振興センターの災害共済について県教委にメールで問い合わせる。県教委からは翌日、必要書類として①医療等の状況(別紙3(1))、②高額療養状況の届、③死亡診断書又は死体検案書(原本)が必要であるとの連絡が入る。

なお、遺族はこの時点まで、本件学校及び県教委から日本スポーツ振興センターの災害共済についての説明を受けていない。

イ 令和5年(2023年)7月31日(月)

遺族は、日本スポーツ振興センターに請求した死亡見舞金共済の手続きについて、豊かな心と身体育成課にメールで問い合わせ、同日返信があった。それによると、日本スポーツ振興センターからは、7月28日(金)に県教委へ返事があり、「第三者による調査委員会の設置準備中と書かれているため、調査報告書を作成し、再申請してほしい」、「時効は中断されている」ことを確認した。

(10) 令和5年(2023年)8月の動き【一周忌をめぐるやり取り】

ア 令和5年(2023年)8月21日(月)

14時00分～15時00分、F校長、2年学年主任(当時)、E教諭、G教諭、学年教諭1名、生徒15名で遺族宅を弔問に訪れた。1グループを7名とし、3グループに分かれ弔問を行う。三つ目のグループ終了後、卒業アルバムについて本件学校から遺族に説明を行う。個人写真の掲載については、業者と構成について連携を行いながら実施していくとした。

この弔問は、遺族の要望で行われた。この日まで、遺族は本件学校のA

さんの友人たちとは会えていなかった。Aさんが参加していた部活動の部員たちは、「予定が合わず不参加」だった。

イ 令和5年(2023年)8月23日(水)

- (ア) D教頭から遺族あてに、新学期が始まる8月24日に、学期に向けた学年集会を行うこと、その際、3学年の学年集会ではAさんを偲んで黙とうを行いたいとの申し入れが入る。遺族は生徒への説明内容を含めこれを了承した。
- (イ) 翌24日、学年集会が開かれた。記念日反応が起きるかもしれないとの懸念からSCSVのI氏が派遣されている。なお、記念日反応とは、「大切な人の命日、誕生日、または災害や事故などの節目の時期に、心身の不調や気分の落ち込みが自然と生じる現象」をいう。
- (ウ) SCSVのI氏の記憶によれば、本件学校との直前の相談の結果、Aさんのための黙とうであることは生徒に告げなかった。

(11) 令和5年(2023年)9月の動き【卒業式に向けてのやり取り】

ア 令和5年(2023年)9月28日(木)

本委員会を設置する本設置要綱が、施行される。

イ 令和5年(2023年)10月24日(火)

18時00分～18時30分、D教頭とE教諭が遺族宅を訪問。①卒業アルバムについて、E教諭のクラスの最後に名前のみ入れることを確認、②卒業証書について、他の生徒と同様の様式のを渡すことを確認。いつ、どこで、どのように渡すかは今後検討するとした。

卒業証書授与式への参加について、遺族両親は豪雨災害で亡くなられた子供のいる他校の事例を参考に「『卒業証書授与式』と『黙とう』に関する要望書」を手渡し、令和4年9月21日に亡くなったMさん・Nさん(黒塗り)の保護者にも配慮を要望。遺族父親が保護者説明会の開催と、その会への遺族の参加を要望した。

なお、本件学校は、本報告書作成時に至るまで、Aさんの事案及びMさんNさんの事案についても保護者説明会を開催していない。

ウ 令和5年(2023年)10月25日(水)

25日、母親が県教委へ「『卒業証書授与式』と『黙とう』に関する要望

書」をメールで提出。本件学校への指導を要望した。

エ 令和5年(2023年)10月30日(月)

遺族がAさんの友人たちへ(令和4年9月に)贈ったはずの「形見のキーホルダー類(15個)が、生徒たちの手に渡っていないことが判明。本件学校へ問い合わせ、返還を求めた。

オ 令和5年(2023年)11月7日(火)

10月30日の問い合わせに対して、D教頭よりメールの返信あり。「形見は手紙とともに本件学校で保管している。21日に返還し、経緯と、卒業証書授与式等に関する説明を行う」とのことだった。

カ 令和5年(2023年)11月21日(火)

18時00分～18時40分、F校長とD教頭が遺族宅を訪問。

- ①本件学校は、「『卒業証書授与式』と『黙とう』に関する要望書」の回答6点について説明した。卒業式は2年次担任だったE教諭のもつクラスに席を用意し、『分身ベア(茶)』を置く。遺族の出席と卒業証書授与は可能。高校での黙とうと卒業式については未定。
- ②「保護者説明会をご遺族の意向で開かない、とは言っていない。県知事部局の許可があればそれに従う」とのことだった。遺族は、合理性を欠いたこの説明に不信感を抱いた。
- ③遺品のキーホルダー(15個)が生徒たちの手に渡っていなかった経緯について説明した。「開封していない。卒業の際に生徒に渡そうと考え保管していた」とのことだった。このキーホルダー類は、遺族に引き取られた。

キ 令和6年(2024年)3月末

D教頭が異動。遺族対応窓口は、V教頭となった。

(12) 令和6年(2024年)4月以降の動き【本委員会の稼働】

ア 令和6年(2024年)4月12日(金)

令和6年4月教育長定例記者会見において、県立学校児童生徒の死亡事案に係る第三者調査委員会についての記者からの質問に対し、教育長は「児童生徒が亡くなられたことに対しまして、非常に重く受け止めております。

ご遺族のご希望に最大限配慮するといったことで、寄り添って対応することが必要だと思います。その中にご遺族が希望されたものがこういった第三者調査委員会の設置による、詳細な調査ということであると承知しておりますので、そのご意向に最大限寄り添って対応していきたいと思っております」と発言している。

「背景調査の指針」では、詳細調査は、すべての事案について実施することが望ましいとしており、これが難しい場合は、少なくとも、学校生活に関係する要素が背景に疑われる場合、遺族の要望がある場合、その他学校の設置者が必要と判断した場合には実施すべきものである。「遺族の希望に寄り添って実施する」とも受け止められ得る発言は、ミスリードと言える。

イ 令和6年(2024年)4月14日(日)

14日、第三者調査委員会、第1回会議開催。

ウ 令和6年(2024年)8月23日(金)

本件学校の高等部1年学年集会にて、Aさんへの黙とうが行われたが、名前は呼ばれなかった。

エ 令和6年(2024年)9月18日(水)

本件学校の創立20周年記念行事開催。式典プログラムに「物故者への黙とう」とあり。AさんMさんの名前は呼ばれなかった。

オ 令和6年(2024年)10月8日(火)

(ア) 18時30分から遺族の要望により説明会が実施された。本件学校からの出席者は、F校長、S元教頭、E教諭、B教諭。遺族はC教諭の参加を求めたが、出席はなかった。主に「基本調査報告書」(令和4年10月13日付け)、令和3年10月19日に遺族両親が電話相談した際のS元教頭の記録文書、B教諭がまとめた「当該生徒の課題提出に係る記録」、令和3年11月のhyper-QU、令和4年6月のhyper-QUの内容に基づいて遺族が質問を行った。

(イ) 遺族によれば、元1年次担任であるB教諭はまるで「なぜ呼び出されたのか分からない」様子であった。「誠意をもって完璧にしる」等の具体的な発言については、「言葉一つひとつを思い出すのが難しい」と。

「iPadの無断持ち帰り」などの質問には答えず。

なお、「iPadの無断持ち帰り」とは、本件学校が作成した「課題提出に係わる記録（英語）」中の「iPadの不正使用（無断持ち帰り）」を指すもので、Aさんが「興味のあることに対しては没頭しすぎてしまう時があるという側面」の例として記載されている。しかし遺族によれば、リモート授業や課題のために持ち帰ったiPadの返却を忘れたことが2度ほどあるが、無断で持ち帰ったものではないという。

- (ウ) 中学校2年5月のhyper-QUで、Aさんが「要支援群」に入っていたことについて、元2年次担任であるE教諭は「7月の三者懇談前に結果を知り、学年団で共有した」と説明した。
- (エ) 中学1年生の2回のhyper-QU（6月と11月）の結果と、遺族父親が令和3年10月に電話で相談したことが「基本調査報告書」に書かれていない理由を、S元教頭とF校長は答えなかった。
- (オ) 詳細調査についての説明がなかったことについて、F校長は「お伝えしていなかった」と答えている。

2 本件自殺後のSCによる心のケア

(1) SCの緊急派遣

本事案発生翌日の令和4年（2022年）8月25日（木）から9月2日（金）までの7日間（うち、1日は本件学校SCの通常勤務日）県教委から5名（延べ8名）のSCの緊急派遣が行われた。派遣に際しては、県教委担当者から、直接個々のSCに日程が空いているかの打診があり、空いていると回答したSCが派遣される形であった。なお、事案が発生した8月24日（水）は、本件学校SCのH氏の勤務日であった。昼休みに事案が発生したことが伝えられたものの、午後も予約が入っていた生徒のカウンセリングに従事した。

ア 8月24日（水）H氏（本件学校SC）

事案発生当日8月24日は本件学校SCのH氏の勤務日であった。本事案のために、列車が一つ手前の駅で止まっていたため、H氏は自身の遅刻を気にしながらタクシーで出向いている。到着時には、本件学校も生徒や教職員の遅刻対応等に追われていたほかは平常通りであったという。いつも通り予約のカウンセリングを行ったが、昼休みに校長室に呼ばれて、生徒の死亡を知らされた。このときは、特にこういう事案後の心のケアについて、SCとして意見を求められたというよりも県教委の対応方針を知らされ

た。当日は生徒には事案について伝えられておらず、午後は、引き続き予約のカウンセリングを行った。翌日に予定されていた生徒への伝達やその後の心のケアについて、特に意見を求められたことはなかった。

イ 8月25日(木) J氏([] 本件学校に [] 勤務)

[] 本件学校 SC として勤務していた J 氏が派遣された。前日県教委から直接電話で空いているかを尋ねられ、都合が付けられたために出向いた。本件学校からは、「これから同じ学年の生徒に亡くなったことを伝えるため、カウンセリングを希望する生徒がいたら話を聞いてほしい」と依頼された。J 氏自身、それまでの緊急支援の経験から、飴玉や飲み物の準備があった方がいいと思って持参し、話を聞いた後に低血糖を起こしたり泣き崩れたりした生徒がいた場合に、気持ちを落ち着ける部屋を準備してほしいと依頼し、飲み物を準備して待機した。次々に生徒が来室し、しばらくして教室に戻った。当日 SC の派遣は1名であったが、J 氏としては一人では不十分だと思い、県教委にその旨を伝えた。

ウ 8月26日(金) H氏 K氏

本件学校から依頼された生徒のカウンセリングに従事。本件学校の記録によれば、プロジェクト会議において、寮生を含む不安定な生徒対応について助言を行ったとある。

エ 8月29日(月) L氏

L 氏が派遣された。L 氏は、当時 SC 1 年目で緊急派遣は初めての経験であった。職員朝礼で紹介されたのち、依頼された生徒の個別カウンセリングが中心であったが、本件学校から空き時間には職員室や教室を回ってほしいとも言われた。職員室では D-Life への「生徒の心配な記載」への対応について質問されることがあったが、教員は全体として毅然とした印象が強かった。教室を回った際には、刺激になってはいけないと廊下から見る程度にとどめた。相談内容の中には、「もっと頑張らなければいけないけど頑張れずにしんどい」と言った本件とはかかわりがないものもあった。最後には関係教員との情報共有の機会があり、気付いた点についてのコメントを求められた。

オ 8月30日(火) J氏

本件学校側の記録によると、30日には、当日電話での遺族からの「Aさんが仲が良かった生徒に形見のようなものを渡したい」との要望を受けて、派遣 SC の J 氏に相談し、県の SCSV から電話で「形見のようなものを学校を介して相手に渡すことは控えた方がいい、自宅に焼香に来た保護者や生徒に直接渡していただくのが良い」という助言を受けたということになっている。ただ、J 氏はこの件について明確に相談を受けたとの認識はない模様であり、また、県の 2 名の SCSV いずれからもそのような内容は語られなかった。

カ 8月31日(水) H氏(通常勤務) 午後 G氏

当日は午前から通常勤務の H 氏、午後からは G 氏が派遣された。

G 氏は、本件学校 SC の H 氏から様子を聞いてから勤務に入りたいと思っただが、H 氏は通常の予約のカウンセリングに入っていてなかなか会えず、管理職から話を聞いた。生徒については担任が全員面接などをして対応しており、担任については学年のほかの教員がサポートする体制がとれているので、いずれも SC が直接かかわる必要がなく、「急に面接を希望した人が出た場合に対応してほしいので待機してほしい」とのことだった。生徒の様子を見たいと言うと、「がっつり見ると動揺させるため通りかかるような感じで」という要望だった。結局カウンセリング希望者はいなかった。職員室にも出向いてみたが、あまり話したくないような雰囲気であったし、1 日だけの派遣であるためあえて声はかけなかった。本件学校 SC に何か役割があればと申し出たが、特に依頼はなかった。緊急派遣の折に用いる健康チェックの質問紙を準備し持参していたので、H 氏に使ってくださいと渡した。

管理職からは「いてもらうだけで助かる」と言われたものの、G 氏は必要だと思う支援ができず、不全感を抱くことになった。

キ 9月2日(金) L氏

依頼されたカウンセリングのほか、教室を見て回ったりした。SC の緊急派遣はこの日までとなった。

(2) SCSV のかかわり

県教委には SCSV が 2 名配置されており、主に県東部と西部を担当している。基本的な業務としては、① 1 年目の SC に対して、困りごとの助言や学

校との調整を行うこと、②1年目に限らず SC が問題を抱えた際に相談に乗ること、③県教委の SC 担当課について SC 活用に関する助言を行うことであり、その一環として各学校の管理職や SC 担当教員へ SC 業務について説明し活用を依頼することである。そのために、年間6時間×35週が割り当てられており、2名で分担することになっている。緊急派遣の際には、派遣 SC として県教委から打診があることもあるほか、派遣された SC からの相談を受けることがあるが、すべての事案にかかわるわけではない。事案によっては、事前に SCSV に支援体制について意見が聞かれることもあるが、事案発生について常に報告を受けることになっているわけではない。

ア I 氏 (SCSV)

I 氏は、直後の緊急派遣時にはかかわっていなかったが、記念日反応を懸念する本件学校からの依頼で1年後令和5年8月24日の中学3年生の学年集会に立ち会った。I 氏の記憶では、当初、A さんの名前を出して黙とうをするという話であったが、直前の生徒の様子を見て取りやめられたことがあった。生徒は平常通りに見えたが、教員は非常に緊張しており、その緊張感を生徒が察知しているような印象を受けた。その日の対応について、事前に相談を受けることはなかった。

I 氏に自死事案後の心のケアについて標準的な活動について尋ねたところ、「自死事案の場合は、なるべく生徒へ事案発生を知らせる前に学校に入り、どういった形で生徒に伝えるのかということについて管理職に助言できるようにする。可能であれば、生徒に伝える場面に立ち会って生徒の様子を見守り、不安定になっている生徒の対応が迅速になされるようにする。保護者説明会が必要な場合には、参加して家庭での心のケアについて説明をする。各学級を回って心理教育を行うことや、教員研修を行うこともあるが、ある程度経験がある SC でないと難しく、多くは不安定になっている生徒の対応が中心となっているのでは。」ということであった。また、「多くの SC が教員研修をできるように、SC 対象の研修会においては、教員研修の資料を配布しており短時間でも行うようにと伝えている」とのことであった。

イ H 氏 (SCSV)

本件事案の支援にはかかわりがなかった。令和4年9月21日に起きた事案に関して、自ら県教委に申し出てかかわることにした。その事案は本件

学校と同地域の公立中学校の2校にかかわる事案であったため、人員配置の調整を行うとともに、かかわることになるSCに呼び掛けて、オンラインでのミーティングを複数回実施した。

なお、本件学校側の記録では、SCSVから「(Aさんの)形見を学校経由で渡すことは控えた方がいい」との助言があったとのことだが、両氏からはそのような話はなされなかった。

(3) 学校保健委員会

本事案やその後のSCによる心のケアについては、学校保健委員会*1に出席した2名の校医から以下のような指摘がなされている。

本事案発生後の令和4年11月11日に学校保健委員会が開催されたが、出席した2名の校医から、この事故について取り上げるように要請があったにもかかわらず、F校長から「本件は伏せる」と言われて取り上げてもらえなかったとのことである。また、事後のSCによる心のケアについて、件数のみの報告にとどまらず、担当したSCからその実際について学校保健委員会に出席して直接説明してほしいと求めたが、学校保健委員会のメンバーではないとのこととこれも実現しなかったとのことである。

*1 学校保健委員会とは、学校における健康問題を研究協議し、健康づくりを推進する組織。児童生徒の心身の健康状態を把握し、健康教育や健康相談、疾病予防などの活動を行っている。学校保健委員会の主な構成員は、校長、養護教諭、栄養教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などであり、保健主事が中心となって運営されている。学校保健委員会の主な活動は、健康診断への協力、朝の健康観察の報告、歯みがき調査、健康相談、疾病予防、感染症予防、救急処置などである。

3 本件学校の本件自殺後の対応について

本件学校の本件自殺後の対応のうち、以下では、基本調査の在り方と遺族への対応について、それぞれ検討する。

(1) 基本調査の在り方について

ア 基本調査報告書の内容における問題点（実体上の問題）

(7) hyper-QUの結果が一部記載されていないこと（特に教師との関係）

hyper-QUは中学校1年次に2回と中学校2年次に1回の計3回実施されているところ、基本調査報告書には、中学校2年次のもの（令和4年（2022年）5月17日実施）しか記載されていない。

しかも、「教師との関係」という項目が最低であったにもかかわらず記載されていない。遺族は、自己情報開示請求を行わなければ「教師との関係」が最低であったことを知ることができなかった。遺族は、基本調査報告書が県教委へ提出され、詳細調査を行うかどうかを決定する基になる重要な報告書であるにもかかわらず、本件学校がこの基本調査報告書に「教師との関係」について記載しなかったことを意図的であり、明白な隠蔽であると感じているところ、遺族がこのように感じてもらうを得ないといわざるを得ない。

(イ) 1年次の課題提出をめぐる問題についての記載がないこと

Aさんは、1年次の1学期から課題提出の遅れがあったことは、学年教員団では認識されていた。令和3年（2021年）10月初旬、コロナの予防接種の副反応のための欠席で課題を遅れて提出した際にC教諭に強く叱責され、さらに後日「受け取っていない」と言われ、その後B教諭から、保護者あてにほかにも未提出の課題が複数あるという連絡がなされた。同月中旬には、Aさんが遅れていた課題を提出しようとしたものの受け取ってもらえないという出来事に遭遇していた。

その後、遺族両親がD教頭に配慮を求めた一方で、家庭でも課題提出への支援が開始された。これらについて全く記載がない。

イ 基本調査の実施プロセスにおける問題点1～そもそも調査を尽くしていたのか

(7) 基本調査の位置付けについて

背景調査の指針9ページでは、『基本調査は、あくまで事実関係を整

理するため、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものである。得られた情報を踏まえた、自殺に至る過程や心理の検証は、「詳細調査」において行う』とされている。

基本調査においては、あくまで迅速な情報の収集・整理が重視され、基本調査によって収集・整理された情報を用いた、自殺に至る過程や心理の検証は詳細調査において行う、という役割分担が明確に示されている。

(イ) いじめがないとされたことについて

遺族によると、本件発生から僅か9日後である令和4年9月2日には、「同級生と教職員に確認したところ、生徒間にいじめはない」旨の説明が学校からなされたとのことであった。

令和4年10月13日付で学校が県教委に提出した基本調査報告書における基本調査期間は、令和4年8月26日～同年8月31日とされている。

他方、当委員会の調査によると、令和4年9月2日までに、学校が同級生全員を含む全学年の生徒と面接を実施したのは、8月25日の1限から3限の時間を使ったものであり、それ以外に、同級生全員に対する質問紙票を用いた調査や同級生全員から聴き取った内容を整理したものなどの聴取記録は確認できなかった。

教員の聞き取り調査の結果によると、同日の面接では、主に生徒の心身の状態を把握することに重点が置かれており、Aさんに関する情報収集はほとんどなされていなかったことがうかがわれる。

そうすると、基本調査期間後ではあるものの、そもそも9月2日時点において、「生徒間にいじめはない」と説明し得るほどに、学校が基本調査を尽くしていたか疑問なしとしない。

イ 基本調査の実施プロセスにおける問題点2～遺族への情報提供の観点から

(7) 背景調査の指針の存在・内容の説明不足

本件は、少なくとも「自殺が疑われる」事案であったことからすると、背景調査の指針という、「確固たるマニュアルに基づく体系的な背景調査」が行われるべき事案であったと言える。

従って、本件学校としては、適宜のタイミングで、「背景調査の指針」

及び「背景調査の指針に記載された体系的な背景調査のあらまし」について遺族に概略を説明した上、背景調査の指針に基づいて調査を行うこと、背景調査の指針に基づく調査としては「基本調査」と「詳細調査」の二つがあることや両者の関係性について、背景調査の指針を印刷するなどして遺族に渡した上で、それを見せながら具体的に説明を行うべきであった。

この点、本件学校が、「基本調査」「詳細調査」という、指針上の用語を適切に用いる形で説明を行っていなかったことは、本件学校の教員や県教委職員の聞き取り調査の結果からも明らかになっている。

このような事情からも、背景調査の指針の存在・内容に関する適切な説明自体が本件学校から遺族に対し適切な形でなされていなかったことがうかがわれる。

(イ) 基本調査の経過及び整理した情報等の説明について

背景調査の指針 11 ページにおいては、「学校及び学校の設置者は、…とりまとめられた基本調査の経過及び整理した情報等について適切に遺族に説明する。」とされている。

しかし、本件では、基本調査の経過及び整理した情報等の説明があったかについて、本件学校及び県教委の認識と遺族の認識とに齟齬が生じている。

すなわち、本件学校及び県教委は、背景調査の指針に基づき、遺族に基本調査の『結果』を説明したとしている。

しかし、遺族は、基本調査報告書が提出された令和4年(2022年)10月13日から3か月以上経過した令和5年(2023年)1月24日に、県教委にメールを送り背景調査の指針に基づく背景調査が行われているかを問い合わせしており、本件学校による基本調査の結果の説明を受けた認識がなかったことがうかがえる。

このような齟齬が生じていることからして、基本調査の結果の説明が十分であったとは言い難い。

このような齟齬が生じている要因として、本件学校が基本調査の結果を「口頭」で説明していることが指摘できる。

(ウ) 遺族との信頼関係構築の観点からも基本調査報告書の内容を丁寧に説明すべきであったこと

本事案発生から約1か月経過した令和4年9月21日に、MさんNさん■が亡くなるという事案（以下「別件」という。）が発生した。

遺族が、別件の遺族から入手した情報によると、本件の基本調査報告書と別件の基本調査報告書の記載のうち「今後の取り組みについて」という項目の約半分の記載が同じであり、両遺族は「学校は一人ひとりの生徒の死に真摯に向き合っていない」と感じ、深く傷ついたとの訴えがなされた。

基本調査報告書における記載の意味・意図について、学校が遺族に、報告書を示しながら読むなどの方法により丁寧に説明していたのであれば、このような訴えがなされることはなかったであろうと考えられるのであって、遺族との信頼関係の醸成という見地からも、学校には、基本調査の結果を遺族に対して丁寧に説明することが求められる。

(2) 遺族への対応について

ア 心理的サポートについて

遺族から県教委あての令和5年（2023年）1月30日付けメールにおいては、「学校の先生たちには弔問をいただき、これまでに数回お会いしています。その際息子の学校生活の様子や、同級生たちの現在の様子などについてはお話を伺っています。自殺直後に教職員と生徒に行った聞き取り調査では、生徒間のいじめはなく、息子から悩みを打ち明けられた人はいなかった、と聞いています。8月25日以降の在校生と私たちに対する心理的サポートについては、不満はありません。」とされている。このメールの文面からは、本件学校の遺族への対応については、遺族も一定の評価をしていたことがうかがえる。

イ 遺族の思いをくみ取った対応が不十分である

ただ、生前のAさんとかかわりをもっていた同級生やその保護者との関係という観点から本件学校の対応を検討すると、遺族の思いをくみ取った対応が十分でなかったと言わざるを得ない。

(7) 弔問について

Aさんの遺族からは、学校の教員以外の方による弔問がなかなか実現しなかったこと、特に、本事案発生から約1年が経過した令和5年8月21日になって、ようやく、Aさんの同級生による弔問が実現したこ

とについて、Aさんの死後「長らく孤立した状態にさせられた」という訴えがあった。

a 「長らく孤立した状態にさせられた」という点について

この点について、遺族は、PTA会長などの第三者から「遺族の意向で弔問を断っていると学校関係者から伝えられた」という話を聞き、学校に対して強い不信感を抱いていることが認められる。

このような不信感を招くような事態に至ったこと自体が、学校対応として問題である。

b 同級生やその保護者による弔問の機会を早期に確保することの重要性

我が子を自死で亡くした遺族には、喪失感を埋め合わせるために、生前のAさんの様子を知る同級生やその保護者との交流の機会を持ちたいと考える場合も少なくない。

他方で、自死遺族が、同級生やその保護者の連絡先を知ることが事実上困難な状況にある。

その意味で、自死遺族と、自死生徒の同級生やその保護者との懸け橋的な役割を学校が果たすことが、遺族に寄り添った対応として重要になる。

c 学校に求められる対応

学校としては、遺族から積極的な意思表示がなくても、学校から、遺族の連絡先を同級生等に対して伝えることを提案し、遺族からの了解を書面等で確認の上、了解を得られた場合には、速やかに同級生やその保護者に遺族宅（弔問先）の情報を伝えることにより、同級生やその保護者が望む場合には遺族宅を弔問できる機会を作ることが、遺族に寄り添った対応として求められる。

(イ) キーホルダーについて

令和4年（2022年）9月9日に遺族が生徒たちに渡してほしいと本件学校に預けた形見のキーホルダー15個が、1年以上経過した令和5年（2023年）10月30日になって、本件学校に保管されたままだったことが判明し、遺族が返還を求める事態になっている。このような本件学校

の対応が遺族の心情を傷つけたことは言うまでもない。

1年以上も形見のキーホルダーを本件学校が預かる理由はなく、本件学校としては、直接生徒に渡すか、直接渡すことが難しいと判断したのであれば、その旨説明した上、生徒の同意をとって遺族に連絡先を伝えて遺族から渡してもらうなど、速やかに適切な対応をすべきであった。

(ウ) 保護者説明会について

遺族が要望していたにもかかわらず、保護者説明会が一度も開催されていない点も、Aさんの同級生やその保護者との関係を大切にす遺族の思いを考えると、望ましい対応とは言い難い。

ウ 日本スポーツ振興センター災害共済給付請求について

そのほかにも、遺族に対し、日本スポーツ振興センターの災害共済給付請求についての説明をしなかったことなど、本件事案発生後の本件学校の対応には、不十分な点があった。

エ 第三者委員会設置後に、遺族が本件学校に対して行った各種要望に対する学校の対応について

(7) Aさんの自殺の背景事情に関わる過去の事実経過に関して、遺族が本件学校に対して質問状の形で説明を求めたことに対する本件学校側の対応について、本件は、自死の原因が学校側にあるのではないかという観点から第三者委員会による調査が要望されたケースであり、学校と遺族の間に緊張関係が存在することは否定できない。

第三者委員会が設置された後は、調査主体は第三者委員会であること、緊張関係が存在する中では、遺族からの質問に対し、直接回答することは必ずしも期待しづらい面もあるから、直ちに不適切とまではいえないと考える。

(1) 他方、このことは、第三者委員会が設置された後は、学校が遺族に対する対応をしなくて良いということの意味するわけではない。遺族が、弔問や、生徒ないし保護者に対する対応（保護者説明会の開催）を求めた場合には、学校として適切に対応すべきことは言うまでもない。

4 県教委の本件自殺後の対応について

(1) 本件自殺後の経緯

本委員会による聞き取りの結果や、県教委と遺族とのメールでのやり取りの内容からすると、本件自殺後の対応に関する県教委の認識の概要は以下のとおりと考えられる。

なお、県教委には、生徒指導や人権教育、健康教育、学校保健、学校安全、学校給食、学校体育を管轄する「豊かな心と身体育成課」があり、本件事案のような事案が発生した際には、同課が担当することになっている。本件事案においても同課が担当し、中でも生徒指導に係る企画調整、生徒指導の推進を担う生徒指導係が担当している。

ア 令和4年(2022年)8月24日本件事案発生日

(7) 事案発生連絡を受けての県教委職員の派遣

本件事案が発生した令和4年(2022年)8月24日、豊かな心と身体育成課は、次のような経緯で、本件事案の発生を知った。

第一報は、「豊かな心と身体育成課」と同室内の隣にある学校経営戦略推進課(当時、2023年度まで学校経営戦略推進課であり、2024年度以降は学校経営課)が受け、学校経営戦略推進課の職員が豊かな心と身体育成課に飛び込んで来て、連絡を受けた。豊かな心と身体育成課は警察に連絡をとり確認した結果、「事故があったこと」と「所持品から、本件学校だということを警察が知り、本件学校に連絡をしたということ」を聞いた。その日の午前中(聞き取りでは9時か10時であったと記憶しているとのことであるが、午前中であることは確かである。)に警察署員の担当者が本件学校へ来ることになった。そこで、本件学校へ派遣する2名(総括指導主事と同課担当職員)に対し、同課長より、「緊急対応の手引きに沿って動くために、まずこれを本件学校へ周知すること」、「それに沿った動きができるような体制整備」、「(緊急対応の手引きに)書いてあるとおり情報収集する段取り」について説明し、説明を受けた総括指導主事と同課担当職員の2名が本件学校へ向かった。

この時点では、第一報のみであったことから、自死事案かどうかははっきりしなかったが、同課としては、「子どもが亡くなったという事実が確認できた」ため、さまざまな可能性があることを考え、緊急対応の手引きといじめ重大事態に関するガイドラインを意識し、また、仮に自死事案だとした場合、背景調査の指針などについても本件学校へ派遣さ

れた2名には説明した上で派遣した。「いじめ防止対策推進法に基づく重大事案にかかる対応と併せて考え」、いじめによる事案の可能性もあるという前提で臨んだ。

(4) 県教委の基本的な職員派遣体制

県教委では、本件事案のような事案が発生した場合、本件学校に対し豊かな心と身体育成課から1名と総括指導主事1名の計2名を派遣するのが基本的な体制である。本件事案の場合、総括指導主事は学校経営の支援を担うため主に校長の支援にあたり、生徒事案にかかわる対応は豊かな心と身体育成課の生徒指導係が担うことにした。

学校経営戦略推進課には学校経営支援を担当する総括指導主事が在籍している。県教委にいる総括指導主事は全部で5名であり、いずれも校長経験者である。県教委の各課が進める施策について、先輩校長としての立場から、現職の校長に対し助言、指導などをし、本件事案のような事案が生じたときは、総括指導主事が学校へ駆けつけ、サポートや助言、指導をしている。本件事案においても、Aさんが亡くなったという連絡があった日に本件学校へ総括指導主事が赴いている。

総括指導主事の業務内容は、担当する学校を定期的に訪問し、助言をすることと、学校側から話を聞き県教委に報告することである。学校運営に関する事項（悩みなども）について助言できるときは助言し、助言できない場合でも共有するようにし、校長の相談役のような役割を担っている。

(5) 県教委職員の学校支援のねらい

豊かな心と身体育成課では同課担当職員を本件学校へ派遣しているが、当該職員は、本件事案発生連絡を受け列車事故があったと聞き、まず命は大丈夫かと考え、事実確認や子どもが亡くなったときの対応について、文部科学省の資料を使ってこれまでも対応してきたため、そのように対応することを考えた。また、通学時間の列車だったため、本件学校の生徒への影響も考えなければならぬと上司と相談しながら、本件学校をどう支援するかを協議している。この協議は、豊かな心と身体育成課の中だけではなく、県教委の幹部、教育長まであがった。本件事案のような緊急事態の場合、上司、部長、教育次長、教育長に報告するようになっており、8月24日の午前中には、「こういうことが起きてい

ます」ということを報告し協議している。

豊かな心と身体育成課としては、文部科学省の資料を見ながら進め、初期目標の例を確認することや、遺族の気持ちに寄り添うこと、フォローやケア、マネジメントをしてほしいということを校長からも言ってもらうこと、プロジェクト会議も管理職だけでなく参加している人たちが主体的にかかわることができるように、情報共有ができるようホワイトボードに心配な生徒や時系列を書きながら協議できるようにした。どの学校でも起こることではないので立ち上げの支援をした。生徒たちのことを知っている先生たちが主体的に動けるようプロジェクト会議がうまく立ち上がるように支援するのが、一番大事なことだと認識していた。

(I) 豊かな心と身体育成課による派遣職員への指示

豊かな心と身体育成課では、本件学校へ派遣した総括指導主事に対しては校長への支援を、同課担当職員に対しては生徒事案に関する対応を、それぞれ行うよう指示した。同課長が本件学校へ派遣した2名に対し指示した具体的内容は次のとおりである。

文部科学省の緊急対応の手引きにのっとり本件事案に対応することとし、本件事案発生時はまだ自殺かどうか分からない段階であったが、いずれにしても、プロジェクトチームを作り、初期の対応、遺族への対応、生徒の対応と、本件事案に関する基本調査に必要な資料収集を行うよう指示した。通常、この段階で、それぞれの学校が実施しているいじめに関するアンケートを確認させている。本件事案の場合、Aさんが在学中のいじめに関するアンケートを確認するよう指示し、実際に確認した結果、いじめに関する記述がないことが分かった。そのため、背景調査の指針に基づく対応のうち、いじめの重大事態に係る対応ではない対応をすることで進めることにした。

本件学校側の記録からも明らかなように、8月24日からプロジェクト会議を開き打ち合わせなどを行っているが、プロジェクト会議を開くことも県教委が指示したものである。また、同日、本件学校では一部の生徒から聞き取りを実施しているが、これについても、県教委が指示したものである。生徒の動揺など現地である本件学校でなければ分からないこともあるため、できる範囲で聞き取りをするよう指示したとされる。8月24日に実施された生徒への聞き取りでは、夏休み中の出来事などについて、Aさんが所属していた部活動の生徒に聞き取りを実施しており、

その際、Aさんが亡くなったことを伏せて聞き取りをするという配慮をした。

また、8月24日の時点では、いじめが原因ではないということを確認した上で資料等を集め対応した。

(オ) 派遣された県教委職員による学校への支援

本件学校へ派遣された豊かな心と身体育成課の担当職員は、本件学校へ行く前にF校長と電話で話をしている。そのとき電話で話した内容は、できるならば遺族の方と連携をするように、(遺族と)お会いできるのであれば(お会いしてください)というものであった。

本件学校へ派遣された総括指導主事と豊かな心と身体育成課担当職員の役割分担は、明確に分かれていたわけではないが、おおむね次のようなものだったという。自死事案に直接対応するプロジェクト会議の設置やプロジェクト会議での検討の進め方についての段取りは、豊かな心と身体育成課担当職員が主に担当し、校長への支援は総括指導主事が主に担当する。本件事案について言えば、生徒、教職員の直接的な対応を校長に進言したり、確認したりするのが豊かな心と身体育成課で、それ以外の部分つまりPTA(会長)への対応やマスコミへの対応のような部分についての校長への支援は、総括指導主事が担っていた。

8月24日の14時30分から15時までプロジェクト会議が開かれているが、プロジェクト会議の開始前に、F校長、D教頭、総括指導主事、県教委担当職員の4名で打ち合わせが行われている。14時30分からのプロジェクト会議では、F校長から、遺族に寄り添うこと、連鎖を防止すること(生徒の自殺連鎖の防止)、基本調査のもと(基礎)になるような情報を収集することについての発言があった。基本調査に関する情報収集についてはアンケートその他の情報を収集することになった。また、マスコミ等への対応はF校長に一本化すること、生徒への伝え方についても遺族と連携してから(遺族と連絡をとりながら)検討することが話し合われた。

県教委としては、本件事案発生の本件学校に限らず、同様の事案が発生したときは、どの学校で起きたときも、校長等に初めに会う際、背景調査の指針及び緊急対応の手引きを持参し説明している。本件事案においても、本件学校へ派遣された県教委の担当職員が背景調査の指針及び緊急対応の手引きを複数持参し(F校長やD教頭に)渡している。当該

県教委担当職員は、基本調査をしなければならぬため、できることから始めましょうという話をしたが、その説明は、本件学校へ派遣された県教委の担当職員が全教職員に説明したのではなく、本件学校のF校長とD教頭に説明したものである。8月24日の本件学校における第1回プロジェクト会議において、背景調査の指針及び緊急対応の手引きが資料として配布されたかどうかについては、県教委担当職員が見ているところではなかったが、(当時のことを振り返ると)本件学校の教職員の中に、背景調査の指針及び緊急対応の手引きをあまり認識していない者が結構いると県教委担当職員は感じたそうである。

プロジェクト会議終了後、2年次担任(E教諭)が遺族に電話をし、遺族と連絡をとることができた。それまでも遺族に連絡をしたがなかなかつながらず、遺族と電話ができたのはプロジェクト会議終了後になった。遺族への連絡は、本件学校の管理職、県教委の担当職員がそばにいる中、E教諭が校長室から電話した。E教諭からは遺族宅への訪問を希望する旨話したが、遺族からは「今は」(訪問しないでほしいという辞退の意向)を示されたため、その日直接の訪問はできなかった。電話では、生徒に(Aさんが亡くなったことを)どのように伝えるかについて遺族の意向を尋ね、遺族からは、事故で亡くなったという話にしてほしいという要望があった。また、生徒に配布する文書(校長名で生徒の保護者に事情を説明する文書)について、E教諭がその内容を読み遺族との間でやり取りをしたという(もともと、遺族によると、E教諭が当該文書の内容を読み、その点についてやり取りをした記憶はないという)。県教委担当職員によると、当該文書の内容については次の日(8月25日)に最終確認をしたという。

8月24日のプロジェクト会議終了後、16時15分に本件学校の高等部も含めた全職員が集合し、F校長からAさんが亡くなった事実の報告があり、16時30分から中学校教職員の打ち合わせが行われている。一方で、県教委によると、同日夕方、生徒にどう対応したら良いかという点についての、教員を対象とした研修を、SCに行ってもらったというが、当該SCによるとそのような研修は実施していないという。この職員会議終了後、校長室に関係する職員が戻り、翌日(8月25日)生徒たちにどのように伝えるか、本件事案についてどのような体制にするかを打ち合わせ、生徒全員に面談をすることになった。

8月24日の職員会議後、上述のように、Aさんと同じ部活動だった生

徒に対し、Aさんが亡くなった事実を伏せて、聞き取りを実施した。それ以外の生徒には、24日のうちに聞き取りはしていない。

イ 令和4年(2022年)8月25日 本件事案発生2日目

(ア) Aさんの死の報告と生徒支援

本件事案発生の翌日、8月25日、県教委から8月24日と同じ2名が本件学校へ派遣されている。2名は午前7時30分ごろ本件学校へ到着した。7時45分から管理職の打ち合わせがあり、生徒への説明や個別面談などについて検討された。検討の結果、8時50分から10分刻みで、中学校2年生、3年生、1年生の順番で学年集会を行い、学年集会では初めに黙とうし、その後F校長からの説明をすることや、今後のスケジュール(クラスごとの個別面談の実施、その時間中は授業を行わないこと)について説明することとなった。本件学校の高等部については、集会ではなく、F校長が話した内容をまとめたものを担任に渡し、朝のショートホームルームで伝えるという段取りになったという。

学年集会においてF校長から本件事案の説明があり、学年集会終了後は生徒が各教室に戻り、各クラスの担任が話をし、その後、生徒に対する個人面談を行った。総括指導主事は、生徒の状況を見るため、校舎内を何度も歩いて回ったという。担任による生徒への個別面談は、他の生徒たちが教室にいるため、面談時の話が直接他の生徒に聞こえないようにするという配慮から、廊下で行った。廊下に机と椅子を用意し、担任と生徒が話をしていた。生徒たちはびっくりした感じであり、少しシクシクしている(涙を流している)生徒もいたが、大きく乱れる子は特になかったという。本件学校の生徒は感情を一生懸命コントロールしようとしたのではないかと感じられ、県教委担当職員としては、その分、SCも含めて(本件学校において)生徒たちをしっかりと見ていかなければならないと思ったという。

(イ) SCの緊急派遣と生徒支援

本件学校では8月25日にAさんが亡くなった事実を生徒に伝え、個人面談を実施することにしてきたため、県教委は本件学校に対しSCを緊急派遣しており、動揺した生徒たちをどのようにして落ち着かせるかをSCに相談しながら、そのための部屋を確保していた。担任が生徒と個人面談を行っている間も、他の生徒から必ず目を離さないようにし(他の

生徒については担任以外の者が教室で見ている。)、気になる生徒がいた場合は SC がいる部屋に連れて行くことにしていた。

個人面談が終了した後、13 時 30 分からプロジェクト会議が開かれた。プロジェクト会議では、生徒の状況について報告があった。プロジェクト会議が終了し、その後のことについて協議した後、16 時 10 分に F 校長が PTA 会長に連絡したという。PTA 会長には、その日に行ったことを述べた上で、保護者への配布文書の内容を説明し、今後も見守りを続けていくことを伝えた。

生徒については、8 月 25 日の午前中に個人面談を終え、その後、昼から授業を実施した。夕方下校するにあたり、生徒には保護者あての文書（校長名で作成された、生徒の心の支援についての文書）を持ち帰らせた。寮もあることから寮の生徒のことも本件学校は心配し、寮の職員とも連携して、寮生の見守りをお願いしていたという。

なお、保護者への配布文書の内容については、同日 12 時 50 分（本件学校側の記録では 12 時 40 分ごろとなっている）に 2 年次担任（E 教諭）から遺族に連絡し電話で読み上げ、遺族からの了解を得ている（この点についても、遺族によると、そのようなやり取りをした記憶はないという）。また、県教委によると、本件学校から生徒や保護者に対する説明について、県教委から適宜指示し、保護者あての文書についても、県教委の方で文面を確認したという。

ウ 令和 4 年（2022 年）8 月 26 日 本件事案発生 3 日目

(7) 県教委からの派遣職員の活動

8 月 26 日、県教委から本件学校へ同じ 2 名が派遣されている。派遣された期間は当該事案が起きた 8 月 24 日（水）の当日から週末にあたる 8 月 26 日（金）までの 3 日間である。派遣期間が 3 日間であったことについて、県教委としては、後は本件学校に任せるという趣旨ではなく、県教委から職員を派遣し、派遣された職員がずっと本件学校にいるのは、本件学校に対してプレッシャーを与えることになるため、必要に応じて支援することを判断したという。本件のような事案が発生した場合、通常 3 日から 1 週間ぐらい県教委から派遣しており、（派遣が）1 日や 2 日で終わることはないと思うという。

派遣された 2 名は 8 月 26 日も早めに、午前 7 時 30 分ごろ、本件学校へ到着した。SC が、教室などを見て回ったり、生徒の心の状況を見てい

たりしたため、県教委担当職員も一緒に見ていた。SCは前日の25日から派遣されており、これも県教委で判断した。本件学校の記録によると、SCの派遣は9月2日までであり、本件学校の状況に応じて緊急派遣されたものである。

本件事案発生から間もない初期であり、リスクの高い（心身面で心配な）生徒もたくさんいたため、心配な生徒については、各クラス担任が保護者に連絡し、その状況についても、プロジェクト会議で共有できるよう本件学校に助言したという。F校長からの質問に、県教委担当職員だけで判断できないものについては県教委と連携をとりながら指導助言をしていた。

(4) プロジェクト会議での確認内容

8月26日のプロジェクト会議では（学校側の記録では11時50分から）、ケアや見守りが必要な生徒の状況などについて話し合った。また、8月26日は金曜日であり、翌27日から週末の土日曜になるため、寮のこと（寮生のこと）も話し合っている。その日に（心身面での）反応が出なくても、日にちがたって（反応が）出る生徒もいるため、心配な生徒については、土曜、日曜の様子を見守ってもらうようにしたり、寮生（広く生徒）への個別のケアについて話し合ったりした。

総括指導主事は、基本的には校長室に在室し、マスコミ対応の話をしたり、教室を見て回ったりしていた。SCの配置についても話をし、プロジェクト会議においてSCの配置状況も確認されたという。

県教委からの2名の派遣は、本件事案に関しては、8月26日までであり、週明けの8月29日以降、本件学校へは赴かず、F校長らの報告を受けながら、県教委から対応した。3日間の派遣終了後の1週間程度はほぼ毎日F校長から報告を受けた。報告はD教頭からのときもあった。「1週間程度」という期間が適切であるかどうかは不明ながら、SCの緊急派遣をしている間は、SCの緊急派遣の必要性や活動を確認するためにも、その1週間は毎日状況を確認していた。

SCの緊急派遣が終了した9月2日以降も、本件学校との間で連絡をとりあい、調査に関するやり取りを継続していた。そのやり取りをする中で、本件学校から遺族に対して行われた説明の状況等についても、本件学校から報告を随時受けていた。

(ウ) 県教委職員派遣期間中の把握内容

県教委から本件学校へ派遣されていた3日間で（3日間のうちの正確な日付は覚えていないが）、Aさんが亡くなる前日の様子についての話がされており、亡くなる前日まで夏休みの課題をしていたこと、課題があるから（終わっていないため）部活に行けないことを友達にメールか電話か何かで連絡していたことが話題になっていた。その話題の際、Aさんは1年生のときに課題がなかなか出なかったが（課題が提出されなかったが）、その後指導があり、きっちり出るようになった（課題を提出するようになった）、そういう点では問題はない生徒だったということが、派遣されていた3日間の中で話題になっていたと思うという。そして、その3日間の後に本件学校を訪問した際、F校長から、保護者の方が中学校の先生方の指導に不満をもたれているという話を聞いたという。

また、本件学校の記録にあるとおり、SCの緊急派遣は、令和4年（2022年）8月25日から9月2日までの期間であり、9月2日が最後だった。しかし、それで緊急派遣が終わりというわけではなく、必要があればいつでもSC派遣の支援が可能であることを本件学校には伝えていた。

(2) SCによる事案発生後の心のケアの現状と課題

これまで県教委の認識を述べてきたが、ここで、本件学校に派遣されたSCらからの聞き取り調査の内容も踏まえ、SCによる事案発生後の心のケアの現状と課題について指摘しておく。

ア SCSVの活用について

本事案については、事案発生翌日の8月25日から9月2日までSCの緊急派遣がなされた。県には東部地区、西部地区担当のスーパーバイザー（SV）が配置されているが、このような事案発生時には、SVも一緊急対応要員として、派遣についての問い合わせがあることはあるが、SVとして連絡を受けたり緊急派遣の体制やプログラムについて相談を受けたりすることはないということであった。今回派遣されたSCはすべて、県教委からの電話で動ける日程を尋ねられ、該当日に動ける場合には中学生の死亡案件ということのみ伝えられたとのことであり、ほかに誰が派遣されるか、どのような役割が期待されているかなど、全く分からない状況であり、当時SCとして1年目であったL氏も単独で入るように求められることに

なっていた。

今日多くの自治体が SCSV を配置しているが、その役割としては、緊急事態への支援が 77.0%となっている（日本臨床心理士会、2022）。教育委員会からまず SV に連絡があり、当該事案についての緊急派遣の体制（派遣される SC の数、期間等）について相談を受けるほか、可能なところではまず SV が当該学校に出向いて学校の状況に応じて、派遣 SC の数、派遣期間、具体的に実施するプログラム等について、教育委員会関係者、当該学校管理職等との協議の場で、専門家として意見を求められることも多い。

しかしながら、本事案については、SCSV へは連絡がなされなかったのみならず、当日通常勤務で出校した本件学校 SC に対しても事案発生のお知らせと可能なら翌日以降の緊急派遣に応じてほしいという話はあった（実際には、スケジュールの都合で通常勤務以外には 26 日に半日入ったのみであった）ものの、本件学校で事後の心のケアとして実施すべきプログラムについての相談やそのために必要な SC の人数などについて相談を受けることはなかった。また、緊急派遣 1 日目の 25 日の時点ですでに J 氏が、複数配置を具申したものの取り入れられることはなかった。

イ 緊急派遣 SC の活用状況について

生徒の自殺後の心のケアは、次なる自殺を起こさないことを最大のねらいとする予防活動の一環であり、本件学校の教職員や SC のみではなく、外部からの専門家の支援が欠かせない（福岡県臨床心理士会、2005；文部科学省、2010）。本事案では SC の緊急派遣は行われていたものの、先述したようにその体制やプログラム内容について、専門家としての SC の意見を求めることなく、県教委と本件学校主導で動いている。本件学校の日常的な SC 活用が、教職員から見て気になる生徒の個別支援が中心であったことが影響しているのか、緊急派遣時においても、SC の活用は本件学校から依頼された生徒への個別カウンセリングが中心であった。生徒に限らず、教職員、保護者を含む学校コミュニティ全体が大きく揺れているこのような事案発生後は、動揺が激しい構成員への個別ケアが必要であることは言うまでもないが、それに加えて、教職員への生徒対応についての研修や個々の生徒対応についてのコンサルテーションを含む教職員へのケア、生徒へのこのような事態で生じるストレス反応と対処方法についての心理教育、保護者会での生徒の状態の理解とかかわり方についての情報提供な

どの支援も重要である（福岡県臨床心理士会、2005）。それによって、個々の構成員のセルフケアが促進されるほか、友人や教員、保護者などが身近な支援者として、動揺が大きくても自ら SOS を出すことが難しい生徒に適切にかかわることが可能になる。

しかしながら、本事案では事案発生から1週間後になると、「生徒は担任が、E教諭については学年主任がケアしており、サポート体制があるので SC は直接かかわる必要はない」と待機を求められたほか、教室を回る際にも「刺激とならないように」と言われるなど、外部からのかかわりに対して消極的な姿勢がうかがえる。担任のみで学級の生徒を抱えることは自身も大きな衝撃を受けている教員にとっても大きな負担であり、自身の辛さから生徒の話をも十分に受け止められない可能性もある。そのような意味で、事後の心のケアにおいては、SC は生徒支援の直接的な担い手である教員への支援を重視されている（福岡県臨床心理士会、2005 ほか）。

ウ 事後の心のケアの実施体制について

このような生徒の死亡事案については、通常、SC もチームで学校に入り、教育委員会、管理職などとの協議の場（本事案におけるプロジェクト会議）で具体的に実施するプログラム内容を検討すること、引き続き会議の中で遺族への対応、保護者向け文書の内容などについて必要な助言を行うこと、平行して担任、部活動顧問など大きな衝撃を受けている教員への個別ケアを行うこと、生徒への報告場面に立ち会って全体的な生徒の状況を把握すること、学級での担任から再度の報告とその後の生徒の様子を見守ること、心の健康調査票などのアンケートやそれをもとにした担任による生徒面談の結果について各学級担任と確認しその後の対応を検討すること、その折担任自身の状態も見立て支援すること、保護者会において生徒の理解と対応についての情報提供を行うこと、など、多くの役割が求められるため、SCSV など経験豊富な SC をリーダーとするチームでの関与が必須となる（福岡県臨床心理士会、2005）。しかしながら、本事案では、一部を除いて1名体制での派遣にとどまっていることから見ても、県教委は、このような事案発生時に必要な心のケアプログラムについての認識が十分であったとは考え難い。本件学校の管理職自身、「複数来られてもこちらは大変、違う人に来られると今の状況を説明するだけでも大変」と述べているが、SCSV など経験豊富なリーダーが全体を把握し、生徒をはじめとする学校全体の見立てに応じて個々の SC が役割分担して臨むチーム

体制であれば、そのような懸念は問題にならない。

SCSV の I 氏は、支援体制についての県教委からの相談を受けたり、死の伝え方について管理職に助言するほか、保護者会での生徒の心のケアについての説明や学級での心理教育、生徒対応についての教員研修など、前述したような学校全体を対象とする支援を行うこともあると述べているが、そのような支援が可能となるのは自治体や担当者によるものであり、また SCSV など経験豊富な SC でないとこのような支援は難しいだろうということであり、必要な支援について県教委としての共通認識に至っておらず、そのための人材育成も十分でないことがうかがえる。

(3) 基本調査と遺族への対応

ア 県教委から本件学校への基本調査実施に関する指導

背景調査の指針では基本調査について学校が行うことになっているため、県教委としては、本件事案が発生した 8 月 24 日あたりから、本件学校に対し基本調査をするよう指示していた。総括指導主事は主に学校経営の側面から本件学校の（特に校長への）支援を担っており、背景調査の指針等を配付し、基本調査について本件学校を指導したのは、豊かな心と身体育成課である。

本件学校から県教委に基本調査報告書が提出されたのは、令和 4 年（2022 年）10 月 13 日である。

基本調査報告書によると、調査期間は 8 月 26 日から 8 月 31 日までとなっている。本件事案発生の日 8 月 24 日が調査開始日となっていないことについて、県教委は次のように説明している。すなわち、当初いじめ重大事態の可能性も考慮していたが、A さんの死亡について、いじめが原因とは考えにくいこと、自殺の疑いが強いことがおおむね確定したのが 8 月 26 日であったことから、基本調査にかかる調査を 8 月 26 日から開始した。

イ 基本調査に関する遺族への説明についての県教委の認識

基本調査について遺族に説明したか否かについて、県教委は次のような認識を示している。すなわち、遺族の感情に配慮する必要があり、遺族に直接接している本件学校が、適宜説明するものだと認識していたため、基本調査報告書の書面自体を遺族に見せているとは認識していない。ただ、

（基本調査報告書に書かれている）内容については、このようなことが分かりました、このようなことを調査しています、という話を、その後の遺

族とのやり取りの中で触れていたと思う。そのやり取りの中で、遺族からは、こういうことを調べてほしいという要望を受けていたことを覚えている。そして、遺族からの要望に対する回答も、本件学校から返させていたと思う。しかしながら、後から、遺族の言われていることを聞き返すと、基本調査についての説明を受けていないと受け止められていたことが判明し、そのように受け止められたのは残念だったと思っている。県教委の側の意図が伝わってなかったということが、後で分かった。つまり、県教委の側の認識によれば、県教委としては（本件学校が）遺族との面会の際に基本調査の説明をしていたと受け止めていたが、遺族はそのように受け止めていなかったと後で分かった。この点について、申し訳ないと思っている。

県教委は、基本調査報告書を必ずしも遺族に見せなければならないものではないと認識しており、その理由として、背景調査の指針には基本調査報告書を遺族に見せることが書かれていないことをあげている。もっとも、県教委としては、基本調査報告書を遺族に見せてはいないものの、基本調査報告書に書かれている内容を、遺族と面会する際に適宜説明すれば良いと考え、事実そのようにしてきたと述べている。（背景調査の指針には、基本調査報告書を遺族に見せるとは書いていないのは確かであるが、遺族に何らかの形で説明しなければならないと書かれている。）県教委としては、遺族の感情に直接接していた本件学校と連携しながら対応してきたと認識していたため、遺族への説明が不十分であったという感覚を年明けまで全然もっていなかったという（「年明け」について具体的には明示されていないが、令和5年（2023年）1月24日に、遺族の認識や意向などが書かれたメールが送られていることから、遅くとも1月24日には遺族への説明が不十分であったことを県教委側が認識したと考えられる）。

県教委としては、本件学校が基本調査の内容をもとに遺族に説明しているということは聞いていたが、本件学校による説明は口頭によるものであり、また、基本調査の内容を書面で遺族に渡すという仕組みにはなっていなかった。県教委にそのような仕組みに関する何らかのルールがあるわけでもなく、県教委が本件学校に対し、基本調査の内容を文書で遺族に渡すようにとの指示も出していない。

また、県教委は本件学校に対し、基本調査をまずしなければならないこと、さらに調べてほしいことがあるかどうかを弔問など遺族との面会などの際に、遺族に聞くよう指示をしたが、背景調査という仕組みがあること

について遺族に説明するよう、「背景調査」という言葉を用いて明確に指導することはなかった。やり取りの中で遺族の気持ちや要望などを聞きながら、県教委又は本件学校の方から、さらなる調査を提案することもあると思うが、本件事案の場合は「そこまでいっていなかった」というのが当時の県教委の認識であった。

なお、県教委によると、遺族との直接の面談や家庭訪問の日程については、遺族の意向に沿うように、本件学校が動いた（調整した）と思うという。

(4) 基本調査から詳細調査への移行

ア 詳細調査への移行に関する県教委の判断

基本調査は、上記のとおり、令和4年（2022年）10月13日、本件学校から県教委へ提出された。背景調査の指針によると、今後さらに詳細調査をすべきか否かについての判断を、学校ではなく、学校設置者がすることになっている。本件事案は県立学校の事案であるため、学校設置者である県教委がその判断をすることになる。

本件学校から提出された基本調査報告書を受けた県教委は、詳細調査をするかどうかの判断を「いったん保留」にしたとされている。その理由について県教委は次のように説明している。すなわち、本件学校から県教委に基本調査報告書が提出された後も、遺族からの質問が本件学校に届いておりそれに回答していたのであり、それが継続することもあるため、県教委としては通常、この時点で、詳細調査に移行するか否かという判断はしていない。詳細調査をするか否かの判断は、本件事案に限らず、他の事案でも、直ちに行わないということになっている。また、本件事案の場合、遺族からの質問に本件学校が回答していたことは今述べたとおりだが、本件学校の認識として、遺族からの質問に回答し、遺族には分かっていたというようなことがあったため（遺族からの質問に回答していた本件学校が、遺族には、回答した内容を分かっていたという認識をもっていたため）、その時点では、詳細調査の方へ移行することは考えていなかった。

なお、県教委側の記録「遺族との協議記録」（令和5年（2023年）3月1日）には、同日に広島県西部畜産事務所において行われた面談（後述）において、遺族が「県教委は、基本調査を見て、詳細調査不要と判断していたということか。」と問うたところ、県教委は「そうである。1月24日、

30日のメールによって移行を判断した。」と回答していることが記録されている。

イ 詳細調査への移行の経緯と決定時期

詳細調査への移行を判断するまでの期間については、背景調査の指針にも示されていないのだが、遺族の意向が変わることがあるため、県教委としては、ケースバイケースであると認識している。本件事案では、令和5年（2023年）1月24日に遺族から、詳細調査にしてくださいという趣旨のメールを受け取り、直ちにその意向を受けて、詳細調査の準備を始めた。

同日付けメールで遺族から詳細調査を要望する意向が示される前に、本件学校や県教委から、遺族に対し、詳細調査をするか否かについての意向を尋ねることはしなかった。その理由として、県教委は、詳細調査をするか否かを遺族に尋ねることが背景調査の指針に書かれていないことをあげる。基本調査を行い、その後（基本調査報告書提出後に）、遺族から質問を受け、それに対して回答するというのを続けていく中で、遺族から詳細調査への移行についての要望を受けた（これが同日の遺族からのメールだった）。もっとも、この点については、別の説明をする県教委職員もいた。その職員によると、県教委から本件学校のF校長に対し、何か調べてほしいことがあるかどうか、（遺族に）聞いてくださいと（言ってきた）。詳細調査の意向の確認というはっきりした言葉としては言っていないが、遺族がもっと調べてほしいとか、そのような要望があるかは聞いてくださいということは（F校長に言ってきた）という。これは、さらなる詳細調査への移行について遺族の意向を本件学校側から聞いてもらおうとしたものであるが、遺族から詳細調査を求めるような要望はないと県教委は受け取っていた。

(5) 遺族と県教委との直接のやり取りの開始

ア 令和5年（2023年）1月24日遺族から県教委へのメール

県教委が遺族との間で直接連絡をとるようになったのは、令和5年（2023年）1月24日のメールが最初である。同日付けメールでの遺族の意向を踏まえ、「いったん保留」にしていた詳細調査について実施する方向で進めることにした。遺族とのメールのやり取りについて、県教委担当職員がメール文案を作成し、直接の上司である担当課長やさらに上の上司にも確認した上で遺族にはメールを送っている（書類上の決裁権限は担当課長にあ

るが、上司の承認も得ている。)

同日のメールでは、遺族が県教委に対し、背景調査の指針に基づく基本調査が行われているかどうか、を問い合わせるものであった。このメールから推測すると、遺族は、この時点まで基本調査が行われたかどうかについてよく分かっていなかったのではないかと思われるが、この点について県教委担当職員は、県教委として本件学校に対し、「基本調査」という名称を出して説明しているかどうかを確認していなかったため、遺族がそのように不安に感じたのだらうと思ったと述べている。

イ 令和5年(2023年)1月26日 県教委からの返信メール

遺族からの1月24日付けメールに対し、1月26日、県教委は「弔問の際に、本件学校は基本調査の結果に基づいて、生徒の状況とかをお伝えしているというふうに聞いています」という趣旨のメールを返信した。県教委が「基本調査」という言葉(文部科学省指針で用いられている正式な名称)を用い、文部科学省の背景調査の指針に従って調査を進めていることを伝えるためには、「基本調査」という正式な名称を使った方が分かりやすいと考えられるが、その点について、当該担当職員は、本件学校に対し、背景調査の指針に基づき「基本調査」を行っていることを、その正式名称を用いて説明するよう指導できなかったことについて心を痛めるどころであると述べている。

なお、1月26日に県教委豊かな心と身体育成課から遺族に返信されたメールは次のとおりである(一部抜粋)。「関係学校においては、弔問等の際に、基本調査結果をもとに、関係児童生徒の学校での様子等についてご家族とお話しするなどの対応を行っております。」「〇〇中学校においても、基本調査が行われており、弔問及びご家族が学校に訪問された際に、基本調査結果をもとに、学校での様子等についてお話ししていると報告を受けています。」「また、学校は、ご家族の心情に寄り添い、そのご要望・ご意見を伺いながら、できる限りの配慮と説明を行いたいと考えておりますので、ご家族がより詳しく知りたいとお思いのことについては、遠慮なく学校へお伝えください。それを受けて、さらなる聞き取り等、より詳しい情報の収集・整理を行ってまいります。」このメールに対し、1月30日に遺族より返信があり、背景調査の指針に基づく詳細調査を要望することが、その理由とともに記されている。この中で、「思春期の子供の心理及び精神疾患に精通した専門家による、詳細な調査」を要望し、最後に、2019年

に自殺した熊本市の中学校1年生に関する事案をめぐる詳細調査報告書をあげ、「あのレベルの調査報告がいただけることを、期待しています」と書かれている。

ウ 令和5年(2023年)3月1日 広島県西部畜産事務所における面談

令和5年(2023年)3月1日、広島県西部畜産事務所において、県教委担当職員、本件学校のF校長が遺族と面談した(県教委からは指導監も出席している。)。県教委と遺族が初めて直接対面で面談した。県教委によると、遺族から直接要望を聞かせていただく機会を設けさせていただき、詳細調査をするという前提で話をさせていただいたという。遺族の要望や意向を聞き、遺族に寄り添ったものにしようという意図があった。遺族は他県などの事例を調べていたように推測され、詳細調査を担う委員についての要望を述べた。これを聞いた県教委は、遺族が「第三者」性を求め、(各領域の)専門家に委員になってほしいと希望していると受け止めた。遺族が要望した「専門家」については、(当調査委員会としては遺族が児童、思春期専門の「精神科医」の意見を聞きたいと言ったとも聞いているが、)県教委側の記録「遺族との協議記録」(令和5年3月1日)によれば、「児童、思春期専門の専門家の意見を聞きたい」という要望であったことが記録されている。

このような経緯で遺族の要望を踏まえ、県教委は、詳細調査を行うため、第三者委員会の立ち上げの準備をするようになった。なお、令和5年(2023年)4月以降は県教委の担当職員が交代し、引き継ぎを受けた当該職員が以後は対応するようになった。

なお、令和5年(2023年)3月31日から4月1日にかけてB教諭とC教諭が本件学校からそれぞれ別の他校へ異動となっている。詳細調査開始前の両教諭の異動について、遺族は不信感をもったという。

(6) 詳細調査を行う第三者委員会の設置要綱

ア 県教委要綱に関する経緯

遺族からの要望を受け、県教委では、県教委要綱を制定し、令和5年(2023年)4月13日から施行された。これは課長決裁であるが、上司にも報告相談しながら制定されたものである。上司による事実上の了解を得て、同日施行となった。

県教委は、同日の施行前に、遺族に対し、県教委要綱の文案を見せるこ

とはしなかった。同年3月1日の面談時（遺族、県教委指導監及び担当職員並びにF校長）に受けた遺族からの要望に沿った要綱を制定したと県教委としては思っていたが、遺族から完全に否定され、非常に残念な思いをしたという。

このような調査委員会の設置要綱の制定にあたっては、遺族の要望を踏まえたものとするため、遺族に要望を尋ねることもありうると考えられるが、県教委としては、遺族に要望を尋ねるよりも、早く調査をしなければならないとの思いで動いていたため、3月1日の面談を受け、さっそく調査委員会の委員の候補を探す必要があったことから、関連する職能団体を候補としてあげた。他県の事例や本県（広島県）の過去の事例を参考にしながら調査委員会の設置に向けて準備を進めてきた。同日の面談以降、事前に職能団体にあたりたりしており、設置要綱を早く作らなければ、当該職能団体に公式に依頼もできないと考えていた。また、職能団体の方でも、当該団体の中から誰を委員として推薦するかを決めなければならないことを考慮し、調査委員会の設置に向けて急いで動いていた。つまり、県教委としては早く対応しようという気持ちから、結果として、県教委要綱について遺族に見ていただく時間をとるよりは、むしろ早く県教委要綱を制定・施行して、早く調査委員会を立ち上げた方が遺族の意向に沿うのではないかという気持ちで進めてきた。もう少しで委員が決まり遺族に説明できる状況だったと思うが、委員が完全にそろわない状況だった。

なお、県教委では、職能団体に交渉するにあたり（職能団体から委員を推薦してもらおう交渉にあたり）、事前に委員候補者についてあたりを付けていなかった（県教委の方で、委員候補者を事前に考えていたわけではない）。というのも、県教委が委員候補者に内々にあたりを付けると「第三者」性が失われるからである。職能団体の候補はあったが、委員の候補は職能団体に任せることにしていたため、職能団体が誰を委員候補として推薦するかについて、県教委として関知することではなかった。遺族からは、職能団体に推薦依頼をするにあたり、県教委が、事前に委員の候補者を、いわゆる「一本釣り」のようにしていたのではないかと不信を抱いているようだが、県教委によると「それは絶対にない」という。

令和5年（2023年）4月13日に施行された県教委要綱では、調査委員が3名であり（同要綱3条）、内訳は、心理の専門家、弁護士、教育の専門家となっているが、これについては、遺族からの要望を受けたからであり、「これを外せないということ」だった。そして、選任された委員から、調査

の内容や、調査の進行状況により、ほかにも別の専門家が欲しいとか、他の職能団体に依頼してはどうかと言われれば、その段階で、(委員を)追加する予定で検討していた。すなわち、県教委としては、急いで調査委員会を立ち上げる必要があると認識していたため、まずは3名を選任して、委員会でさらに追加が必要であれば委員を追加するということも考えていた。委員の選任については臨機応変に動けるように考えており、遺族の要望に沿って柔軟に進めていくつもりであった。

イ 県教委要綱に関する県教委の認識

3月1日に遺族と面談した際、遺族としては(調査委員として)児童思春期を専門とした精神科医を要望したつもりだったが、(要望した精神科医が)入ってなかったことを主張している。県教委側の説明によると、県教委要綱において3人の調査委員のうち一人に精神科医を入れていなかったのは、「職務団体の関係だと記憶」しているという。つまり、事前に相談した段階で精神科医には委員を引き受けてもらえなかったのではないかと記憶していると言い、(明確に思い出せないとしながらも)遺族の要望に応えようとしていたのは事実であるが、要望に十分応えることができなかった部分があり、その結果、委員が3人になったのではないかと記憶しているという。事前の相談で適任の精神科医が見つかりそうになかったこともあり、県教委要綱では、心理の専門家、弁護士、教育の専門家という表現にせざるを得なかったということであり、県教委要綱に従って、まず選任された3名の委員から要望があればその要望に応じて、他の専門領域の委員を追加して選任するなどの対応ができるようにしていた。

また、同じく3月1日に遺族と面談した際、遺族からは調べてほしいことを記した具体的なペーパーを受け取っており(遺族提供資料:「調べていただきたいこと 令和5年3月1日現在」)、そこで要望を聞いていた。遺族は(令和4年度(2022年度)から令和5年度(2023年度)へと)年度が変わることで担当者が変わり記憶が薄れてしまうのではないかとということに心配していたため、県教委としては、遺族から提出された要望書などをもとに、柔軟性のある大きな枠組みを示した要綱を制定しようと考えた。県教委要綱は遺族の要望を踏まえた上でのものだったと県教委では認識しており、制定にあたり参考にしたものとして、岡山県立操山高等学校の事例、熊本市立中学校の事例、奄美市立中学校の事例、そして広島県内における事例があり、併せて5件か6件は見たという。

ウ 県教委要綱に対する遺族の反応

遺族は、令和5年(2023年)4月18日、県教委事務局に赴いた際、県教委設置要綱を閲覧している。県教委の説明によれば、委員の選定について同設置要綱のように進めており、それが決まってから遺族には説明するつもりでいたという。すなわち、職能団体への推薦をお願いしていた段階であり、各団体からの推薦委員が決まってから遺族に説明するつもりでいたという。同日に遺族が県教委へ来られたときに、設置要綱を見せてほしいと言われたため、設置要綱を遺族に見せた。そもそも同日に設置要綱を遺族に見せるという予定は「全然なかった」が、その日遺族が県教委に来て、設置要綱を見せてほしいと要望したためそれに応じた。予期していなかった要望であったことから、説明できる体制にもなっていなかった(なお、遺族は、同日朝、県教委に電話をしてから午後訪問の上、閲覧しており、そのことが県教委側の対応記録にも記されている。)。その日、生徒支援係の者ではなく管理係の者2名が応対したが、お母様から納得はできませんという言葉があり、遺族の要望が調査方針に全く反映されていないという趣旨のことを言われたという。県教委の側としては、3月1日の面談時に受けた遺族からの要望に応えたつもりだったが、結果として遺族には「全く受け入れられず」、県教委が作成した設置要綱と遺族の要望との間にどのような違いがあるのか分かりかねると感じた。

第三者委員会を立ち上げて詳細調査するにあたり、遺族としては県教委要綱の制定段階から自分たちがかかわりたいという意向だったのではないかと推測されるが(この推測は本委員会によるものであり、遺族によると、県教委要綱の制定段階から自分たちがかかわりたいと思っていたわけではなく、県教委要綱を閲覧するまでは、遺族の要望に沿った詳細調査が行われると信じていたという。)、県教委としては、そのように受け止めていなかったという。3月1日の面談の時点では、遺族がそこまで要望していたとは全く受け止めてなかったため、4月18日に遺族が県教委に来られ、上記のようになったことについて驚くと同時に、遺族がもっている調査委員会のイメージをその日初めて認識した。遺族による調査委員会のイメージは、岡山県立岡山操山高等学校の事案であり、これが遺族から示され、県教委の担当者としては、そのとき初めて遺族がイメージしていたものを認識したという。

なお、遺族から提出されている資料によると、4月18日に県教委要綱を

閲覧した後、遺族から県教委豊かな心と身体育成課にあてメールが送られている。遺族は、このメールの中で、背景調査の指針を踏まえながら、3月1日に面談した際「児童思春期を専門とする精神科医を調査委員に入れてください」と要望したにもかかわらず調査委員の中に精神科医が入っていないことが納得できないことや、調査対象が「学校関係者」となっていること（県教委要綱6条）をめぐり調査対象が限定的になり多角的な視点からの調査にならないことなどが述べられている（遺族提供資料：遺族から県教委にあてられた令和5年（2023年）4月18日付けメール）。

県教委では設置要綱を制定するにあたり、全国の事案を探りながら、他県のさまざまな要綱を参考にしていた。その中に、調査対象を「学校関係者」とする先例があり、それも参考に県教委要綱を作った。もっとも、調査対象を「学校関係者」と限定的な定め方にしていて遺族が懸念されていたこと（遺族や、亡くなった生徒の友達、生徒の保護者などが調査対象から除外されることによる真実への接近が不可能になることへの懸念）をめぐっては、4月18日に遺族が県教委要綱を閲覧した際に、細かな説明をすることができなかったことが大きな問題ではなかったかとの認識を示した県教委職員もいる。当該職員によると、県教委としては、県教委要綱に定められていた調査対象を「学校関係者」とする文面について、狭く考えるつもりはなく、遺族が述べているように、遺族本人、亡くなった生徒の友達、生徒の保護者も含めて広く「学校関係者」に含まれるという認識をもっていたという。しかし、遺族はその文面について狭くとらえ、遺族と県教委との間の認識の違いを説明する機会がなかった。どこまでを調査対象者とするのかについて、遺族と県教委の間ですり合わせて調査を進めていきたいと考えていたが、その点をめぐる誤解が生じてしまった。

エ 県教委要綱についての遺族からの具体的な要望

令和5年（2023年）4月19日、遺族から、県教委に対し、メール及び電話により、県教委要綱の改訂について下記のとおり要望があった。

記

- ① 事案発生後の学校と県教委の対応について検証する内容にしてもらいたい。
- ② 4月18日に閲覧した県教委要綱の中身は、遺族の要望に配慮していない。心情を侮辱している。

- ③ 直ちに（県教委要綱の）施行を停止し、5月2日までに改訂案を見せてもらいたい。
- ④ 遺族の要望が配慮されていると認めるまでは、県教委要綱の施行、調査委員の選定を中止し、委員を推薦してもらおう職能団体の候補についても示してもらいたい。

県教委は、その日は遺族の要望を聞くに止め、回答はしなかった。

なお、遺族は、同日、知事部局による詳細調査を求める県政提言メールも送信している。

オ 遺族からの県教委要綱停止の要望とそれを受けての面談

令和5年（2023年）4月21日、遺族から県教委に連絡があり、「県教委要綱を即時停止してほしい」という要望が示された。県教委としては遺族にお会いしたい（面談）という話をさせてもらい、日程の候補日を提示し、その後、4月27日13時から13時30分ごろまで、広島県西部畜産事務所で、遺族と面談した。この日は知事部局からも出席した。出席者は、遺族両親、広島県側からは総務局総務課長、県教委豊かな心と身体育成課長、指導監、担当職員の4名、合計6名である（F校長ら本件学校からは参加していない。）。

4月27日の面談では、県教委の側から県教委要綱制定に関し遺族の要望を聞かせてほしいと伝えたかったが、遺族が「要望書」を持参し（令和5年（2023年）4月27日付け「遺族の思いを伝えよ」で始まる文書）、その場で読み上げた。県教委としてはあらためて県教委要綱の説明をさせてほしいと伝えたが、遺族は、意向に全くそぐわないものであったと繰り返し言っていた。これに対し、県教委としては、委員の選定や調査対象者のこと、そして、県教委要綱が確定したものであるとは県教委としては認識をしていなかったことも含め、遺族に説明し、どのような調査をすることが遺族の意向に沿ったものになるのかという説明をしようと思っていたが、それがなかなかかなわなかった、遺族には全く話を聞き入れてもらえない状況だったという。

遺族からは4月18日から27日の間に、知事部局にも、何通かメールをいただいております、それへの対応をしながら、知事への説明もその後必要であることから、急いで4月27日の面談の設定をした。遺族からは、上述の要望書（「遺族の思いを伝えよ」で始まる文書）や知事あての嘆願書（同

日付嘆願書)などを預かった。遺族からはそれらを知事に見せてほしいとも希望されたため、預かって帰った。

遺族の要望は、県教委ではないところで第三者委員会を立ち上げてほしい、知事部局の方で第三者委員会を立ち上げる動きをしてほしい、すでに制定されている県教委要綱については書き換えるのではなく破棄してほしいというものであった。県教委要綱は、令和5年(2023年)5月22日に県教委要綱を廃止する要綱が施行されたことにより廃止された。

なお、設置要綱の施行日を令和5年(2023年)4月13日とした点については、県教委の内部で承認された日付を入れたものであり、対外的に効力を発揮するという意味合いではなく、そのような意図ではなかったと県教委の担当職員は説明している。

4月27日の面談においては、すでに県教委の担当者だけでは遺族に面談するのが難しい状況にあったため、総務局総務課長が同席し、県教委による県教委要綱の説明もできないままに、遺族は知事部局での調査をお願いしたいとの意向を示した。4月21日の遺族からの連絡(電話)を受け、「知事部局の人が同席しなければ会わない(県教委の担当者とは面談しない)」と言われたため、総務局総務課長が同席し、県教委としての意向を伝えた。すなわち、県教委の担当者だけでは遺族に面談することが難しい段階になっていたため、知事部局の職員(総務課長)に同席してもらったものであり、知事部局で調査をするかどうかまでは県教委としては分からなかった。とはいえ、4月21日の時点で、遺族からは、知事部局による詳細調査を要望することが伝えられていた。

(7) 第三者委員会の設置が知事部局に移ってからの対応

第三者調査委員会による詳細調査に関する件が知事部局に移ってからは、県教委としては、遺族からの自己情報開示請求への対応、日本スポーツ振興センターの死亡見舞金の請求手続き、本件学校及び県教委に対する要望への対応をしている。日本スポーツ振興センターの死亡見舞金の請求手続きについても、同じ課(県教委豊かな心と身体育成課)の担当であり、同課の健康教育係が担当している。県教委では時効についての問い合わせを同センターに行うなどしている。

(8) 県教委の現在の認識

本委員会では、聞き取りをした県教委の関係者に対し現在の認識を尋ねて

おり、被聴取者からはおおむね下記のような認識が示されている。

記

- どの案件においても遺族の思いを受け止めながら進めている。遺族の思いはどこかで変化することがあるのではないかと感じており、その時々において、本件学校に対しては、どの案件でも同じように、遺族との対応はどうだったかということ聞き取りながら進めている。時間がたつと人の気持ちはどのように変化するか分からないため、そのような「構え」（心構えや準備、柔軟な対応）ができていないと、遺族の気持ちをくみ取ることにはできないだろうと思っている。本件事案においても、県教委としては、遺族の思いを受け止める（くみ取る）ような動きをずっとしてきたが、今回このように、遺族の思いをくみ取ることができていなかったことについて、とても残念である。
- 本件学校における対応について、校内体制を作るに際しては本当に一生懸命行っていた。すごく大きなミスがあるというよりむしろ先んじて、平常に戻っていくような体制を作っていたと思う。職員も最初の職員会議では暗い顔をしていたが、本件学校の先生は、責任感が強く、プロジェクト会議で、しんどそうな先生もいたが、前向きに取り組んでいたように思う。（遺族との間の）ボタンのかけ違いの部分が、どこでどうなったか具体的には分かっていないが、本件学校として極めていい加減な対応をして、結果的にこのようになったというようにはとらえていない。本件学校は一生懸命対応したが、どこかでずれていったところがあり、それがなかなか修復できずにいたと感じる。

(9) 県教委の対応に対する評価

上記の県教委による対応等の中で、本委員会は、特に次の諸点について問題があったと考えている。

ア 基本調査報告書に課題提出遅れに関する記載がないことについて

県教委から職員が本件学校へ派遣されていた令和4年（2022年）8月24日から26日までの3日間において、（3日間のうちの正確な日付は覚えていないとのことであるが、）Aさんが亡くなる前日の様子についての話がされており、亡くなる前日まで夏休みの課題をしていたこと、課題があるから（終わっていないため）部活に行けないことを友達にメールか電話か

何かで連絡していたことが話題になっていた。その話題の際、Aさんは1年生のときに課題がなかなか出なかったが（課題が提出されなかったが）、その後指導があり、きっちり出るようになった（課題を提出するようになった）、そういう点では問題がなかった、問題はない生徒だったということが、派遣されていた3日間で話題になっていたと思うという。

この点について、Aさんが中学校1年生のときに課題を提出できなかった件と、その件をめぐり保護者（遺族）が当時本件学校へ電話をし、D教頭らに対応していたことは、本件学校として「大きな出来事」としてとらえていたはずである。そうであるならば、その後の指導により課題を提出できるようになった、その点では問題がなかった、問題はない生徒だったと認識したとしても、本件学校はそれらについて基本調査報告書に書くべきであり、県教委から職員が派遣されていた3日間において、派遣先の本件学校においてその話題を聞いたのであれば、県教委として、本件学校から提出された基本調査報告書に、そのことが書かれているかどうかを確認する必要があった。

イ 基本調査の結果に関する説明の仕方について

遺族に対する基本調査の説明について、本件学校は基本調査報告書の書面自体を提示しながら遺族に説明したのではなく、基本調査の内容をもとに口頭で説明していた。県教委としては、本件学校が基本調査の内容をもとに遺族に説明しているということは聞いていたが、基本調査報告書を書面で遺族に渡す仕組みにはなっていなかった。県教委は、基本調査報告書の書面自体を必ずしも遺族に見せなければならないものではないと認識しており、その理由として、背景調査の指針には基本調査報告書を遺族に見せることが書かれていないことをあげている。つまり、県教委は、背景調査の指針で基本調査報告書を遺族に見せることが明記されていないことを理由に基本調査報告書を遺族に見せず、本件学校が遺族と面会するときに口頭で説明すれば良いと考えていた。

この点について、確かに、背景調査の指針では、基本調査報告書を遺族に見せるとは書かれていない。しかしながら、同指針は基本調査の内容を遺族に何らかの形で適切に説明するよう明示している。この場合、遺族に対し、基本調査報告書が存在することを知らせ、遺族が基本調査報告書の閲覧を希望した場合はそれに応じるなど、遺族の希望に沿った説明の仕方をすることも考慮に入れるべきである。基本調査報告書自体ではなく、基本調査報

告書に「書かれている内容」を弔問その他面談の際に適宜説明したという本件学校の対応は、遺族の希望に沿ったもの、心情に寄り添ったものとは言い難く、県教委及び本件学校の対応は、遺族が基本調査の説明を受けていないと認識した原因になったと言える。また、基本調査の内容を口頭で説明したことをめぐっては、県教委において、基本調査の内容を遺族に書面で渡す仕組みになっていないことも理由としてあげているが、遺族が詳細調査への移行を希望するかどうかを判断するには、遺族に基本調査報告書を閲覧させもしくはその写しを提供するか、又は、基本調査の内容を書面にして遺族に提供するなどして、その内容を正確に、体系立てて遺族に伝える必要がある。弔問その他の面談の際に基本調査報告書に書かれている内容を口頭で説明されたとしても、遺族としては、その内容を正確に、体系立てて理解することは、直には困難だったであろう。しかも、その説明が本件学校から県教委に提出された基本調査報告書の内容と一致しているかどうかを確認することすら、遺族にはできなかつたはずである。これでは、遺族が県教委及び本件学校に対し不信感をもったとしてもやむを得ない。

ウ 詳細調査への移行の判断を「いったん保留」にしたことについて

背景調査の指針 13 ページでは、「アンケート調査や聞き取り調査を実施する場合、これらは詳細調査において、専門的な見地から適切かつ計画的に実施されるべきである一方で、アンケート調査や聞き取り調査は可能な限り速やかに開始することが望ましい」「このため、設置者は、学校から基本調査の結果の報告を受け、詳細調査への移行を判断する際に合わせて、詳細調査の組織の設置まで更に 1 週間以上を要するなど時間がかかる場合には、この時点で詳細調査に先行して、アンケート調査や聞き取り調査を実施するかどうかを速やかに判断する」とされている。

この内容からすると、学校の設置者たる県教委は、基本調査の報告を受けた後は、速やかに詳細調査を行うか否かを判断することが求められていると考えられる。

この点で、本件学校が県教委に基本調査報告書を提出した令和 4 年(2022 年) 10 月 13 日から、遺族が県教委に詳細調査を要望する旨のメールを送った令和 5 年(2023 年) 1 月 24 日までの 3 か月以上もの間、上記の判断を「いったん保留」にしていた県教委の対応には疑義がある。「遺族の要望がある場合」(背景調査の指針 12 ページ)には、詳細調査に移行すべきとされている以上、県教委としては、速やかに「遺族の要望」の有無を確

認の上、詳細調査を行うか否かの判断を行うべきであったと考えられる。

エ 詳細調査への移行に関する説明について

県教委は、基本調査報告書が本件学校から提出された後、詳細調査を行うかどうかの判断を直ちに行わなかった。これは本件事案に限ったことではなく、他の事案についても同様であるという。確かに基本調査報告書が学校側から提出された後、直ちに詳細調査への移行を判断することはまずないであろう。というのも、提出された基本調査報告書を分析するのに一定の時間がかかるであろうし、県教委が説明したように遺族の意向が変わることがありうるからである。また、県教委は、本件学校（のF校長）に対し、「何か調べてほしいことがあるかどうか遺族に聞いてください」と言ってきたが、詳細調査を希望するかどうかの意向を確認するよう明確な言葉では言わなかったという。

しかしながら、背景調査の指針を知っている保護者はほとんどいないことが容易に想像でき、本件事案に係る情報量が県教委や本件学校と比べると圧倒的に少ない遺族に対しては、県教委又は本件学校が基本調査や詳細調査について、また、基本調査から詳細調査への移行について、丁寧に説明しなければならないはずである。特に、遺族の希望があれば詳細調査へと移行することが背景調査の指針には明記されていることを考えれば、遺族が詳細調査を実施してほしいとの希望を表明するかどうかを判断する際の基礎的な資料となる基本調査を、上記のような形で、その内容を口頭で説明しただけでは不十分であり、遺族が詳細調査への移行を希望するかどうかを判断することを困難にさせた不適切な対応であったと言わざるを得ない。また、県教委は、基本調査や詳細調査について「行政的な言葉」を使って説明することを最初からはしないと説明しているが、むしろ、背景調査の指針を遺族に丁寧に説明し、基本調査や詳細調査について、指針に書かれている用語をそのまま使い、「行政的な言葉」で難解な用語があれば分かりやすく説明した方が、背景調査の指針に沿って調査が行われていることを遺族に理解していただけるであろう。背景調査の指針が長文かつ難解で分かりにくいという保護者のために、（指針には「概要」が付されているが、）保護者向けの分かりやすい概念図やフローを示すなど県教委独自の取り組みも期待されるところである。

オ 調査委員会に関する遺族の要望への対応について

県教委が制定した県教委要綱（令和5年（2023年）4月13日施行のもので後に廃止された）では、調査委員が3名しかいない。県教委としては早急に調査委員会を発足させる必要もあり、まずはこの3名で調査委員会を発足させ、その後、当該3名の調査委員が他の専門分野の委員も必要であると要望したら追加的に他の専門領域の委員を調査委員会に加えるということを考えていた。

しかしながら、遺族が多角的な視点からの調査を求めていることを踏まえるならば、調査委員が3名であることに遺族が納得できなかったことも無理からぬことである。また、背景調査の指針において調査委員会を構成する委員として「精神科医」が例示的に明記されていることから分かるように、県教委要綱において精神科医（遺族が委員として要望したのは、児童思春期を専門とする精神科医である。）が含まれていないことに対する遺族の指摘は不合理なものではない。この点、県教委は調査委員会の設置を急ぐあまり、遺族の要望を十分に考慮しなかったものと言える。

第7 再発防止に関する対応策及び改善策等の提言

提言を行うにあたって、前提となる当委員会の認識を以下に示す。

【再発防止策提言の前提としての事実】

第1から第6において、本委員会の2年間にわたる活動経過、調査及び検討してきた内容を詳述した。本委員会が認定した事実や考察内容を要約する。

1. Aさんは乳幼児期から小学校時代にかけて、心身の発達は順調であり、学業成績も優秀で、友人関係も良好であった。自己主張が多少苦手だったが、日常生活や学習に支障をきたすほどではなかった。
2. Aさんは、令和3年(2021年)4月に本件学校に入学した。間もなく、Aさんの学校適応に困難が生じた。5月の連休明けから、朝起きがうまくいけなくなった。家族に「だるい」という発言が増え、トイレにこもっている時間が長くなった。6月には本件学校でhyper-QUが行われており、その結果からは学校不適應のサインが読み取れる。
3. 本委員会が行った生徒と保護者アンケートにおける、選択肢回答では、課題の多さについては、「多い」「どちらかといえば多い」が、生徒、保護者とも回答者の半数以上だった。課題をこなせる生徒が一定数存在する一方で、課題の量が多いと感じている生徒も相当数存在した。
4. 中学校進学後、Aさんの学校適応に困難が生じた。背景因子としては急に大量の課題(特に英語・数学では課題量が多く)をこなさなければならなくなり、その結果、やむなく生じたミスに対して、教員からの厳しい指導が加わって恐怖が募り、課題へ向き合うことがますます困難になったと考えられる。こうしたストレス負荷により心身症状が出現し、次第に抑うつ状態へ移行し、ときに希死念慮が生じるようになった。
5. 課題提出の遅れについて、本件学校からは連絡がなく、家族はこの事実を把握していなかった。10月には課題提出の遅れをめぐる問題が立て続けに起きた。教員らは、Aさんに対して非難や叱責を加えるだけで、支援的なかかわりを行った形跡は見られない。父親が本件学校に対し、指導の仕方についての配慮を求めた後も、教員らの対応には変化が見られなかった。

6. 令和4年(2022年)1月、家庭科の課題プリントが出ていないと担任から電話連絡があったとき、Aさんは半ばパニックになってプリントを探し回った。10月までのエピソードによって生じたAさんの恐怖は、表面的には見えにくくなっていたが、実際は小さな刺激でパニック化するほど重篤な状態で続いていた。
7. 中学校2年次も、英語と数学はAさんが恐怖を感じる教員が担当であった。食欲は十分あり、体重も増えているのに、体調が改善しないことを母親は心配していた。
8. 本件学校では中学校1年次の6月、11月に続き、中学校2年次の5月17日にhyper-QUが実施された。Aさんは「要支援群」に分類され、「教師との関係」項目が最低であった。担任はこの結果を「自分が現場復帰したばかりで勝手が分からなかったから」と解釈したため、本当の原因の究明はなされぬままとなった。1年次と同様、本件学校から保護者へのhyper-QUの結果の説明はなかった。
9. 8月17日に夏休みの宿題を大幅にやり残していた事実が判明し、母親に「落ち着いて一つずつやるように」と指導されている。最終的に父親の励ましもあって宿題は完成している。
10. 8月24日の始業式の朝、Aさんはいつもよりスムーズに起床した。「宿題はできた？」と母が問うと、「うん！」とうなずいてサムズアップのポーズを示した。朝食を食べ、午前7時10分ごろ家を出て、父が自宅の最寄り駅まで自動車で送った。その後、Aさんは40分歩いて現場の踏切に行き、午前7時59分ごろ列車と衝突したことにより死亡した。
11. 10月5日、警察署員が本件学校を訪れた際、「Aさんは、親から宿題をしなければならぬので部活に行ってはいけないと言われたことについて、部活にずっと行くことができないものと誤解し、絶望してしまったのではないかと、2日ぐらい前から心境の変化があったのではないかと」の見解を伝えている。

以上を踏まえ、再発防止に関する対応策及び改善策等として、以下では、Ⅰ日頃からの教育・指導・生徒支援の在り方、Ⅱ事案発生後の対応に分けて提言する。

なお、背景調査の指針3ページに「自殺に至る過程を丁寧に探ることではじ

めて、自殺に追い込まれる心理の解明や適切な再発防止策を打ち立てることが可能となる」とあるように、事案発生後の対応は同様のことを繰り返さないための重要な取り組みである。

また、Ⅲ各提言を実行するための計画を作成し、進捗状況を確認・公表することも、各提言の実効性を確保するために必要かつ重要である。

I 日頃からの教育・指導・生徒支援の在り方について

1 生徒が「一人の人間として大切にされている」と感じられる指導・教育の実現（提言1）

文部科学省が令和4年（2022年）12月に公表した生徒指導提要改訂版（文部科学省、2022。以下「生徒指導提要」という。）では、児童生徒一人ひとりを丁寧に理解し、その個性や状況に応じた指導を行うことの大切さが繰り返し示されている。学習の習熟度だけでなく、興味・関心、学習意欲、授業への参加の様子、つまずきの背景など、多面的な理解が求められている（2. 2. 1）。

また、授業そのものを「すべての児童生徒を対象とした発達支持的な場」ととらえ、児童生徒が「自分は大切にされている」と感じられるかかわりを積み重ねることが重要であると述べており、自己肯定感や自己有用感を育む工夫が求められている（2. 2. 3）。

さらに105ページでは、「大声で怒鳴る」「生徒の言い分を聞かない」などの実例を7つあげ、児童生徒が圧力として受け止めかねない指導への注意が促されている。これについては、平成29年（2017年）10月20日に文部科学省が発出した「池田町における自殺事案を踏まえた生徒指導上の留意事項について（通知）29初児生第28号」でも、「児童生徒の特性や発達の段階を十分に考慮することなく、いたずらに注意や叱責を繰り返すことは、児童生徒のストレスや不安感の高まり、自信や意欲の喪失、自己評価、自尊感情の低下を招き、児童生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねないことに留意すること。」としている。

しかし、本件学校では、こうした文部科学省の要望が十分に実践されていたとは言い難く、生徒の個別性に寄り添わない指導が見過ごされてきた状況が確認された。

そこで、この提言Iでは、すべての教員が日々の実践の中で留意すべき視点を、以下に整理した。本件学校の教員に限らず、すべての学校教員が大切すべき内容である。

- ① 自分が課した課題等を生徒が達成できないとき、その背後には生徒がおかれた環境の問題や個人の認知特性など、多彩な原因が考えられる。「怠惰」などと一律に決めつけてはならない。
- ② 威圧的な言葉や態度によって生徒が良い方向に動いたとしても、それは「脅されれば従う」という誤った学習にすぎない。長い目で見れば生徒の成長を妨げる。
- ③ 乱暴な言葉遣いなどの、極端な指導を「熱心さ」「親しみやすさ」と受け取る生徒はごく一部であり、他の生徒に適用できるとは限らない。
- ④ 他の教員の不適切な言葉遣いを「その人の性格・癖」として放置することは、その言葉遣いの容認である。周囲の教員が気付き、声をかけ合うことが重要である。
- ⑤ 生徒の心の健康を支えるのは、日常的にかかわる教員である。養護教諭やSCは、その取り組みを支える立場にあることを理解する。
- ⑥ 生徒の心を支えるには、教員自身が心の余裕をもつことが欠かせない。感じたこと、困りごとを同僚と率直に話し合える時間を大切にする。

2 教育相談体制の拡充について（提言2）

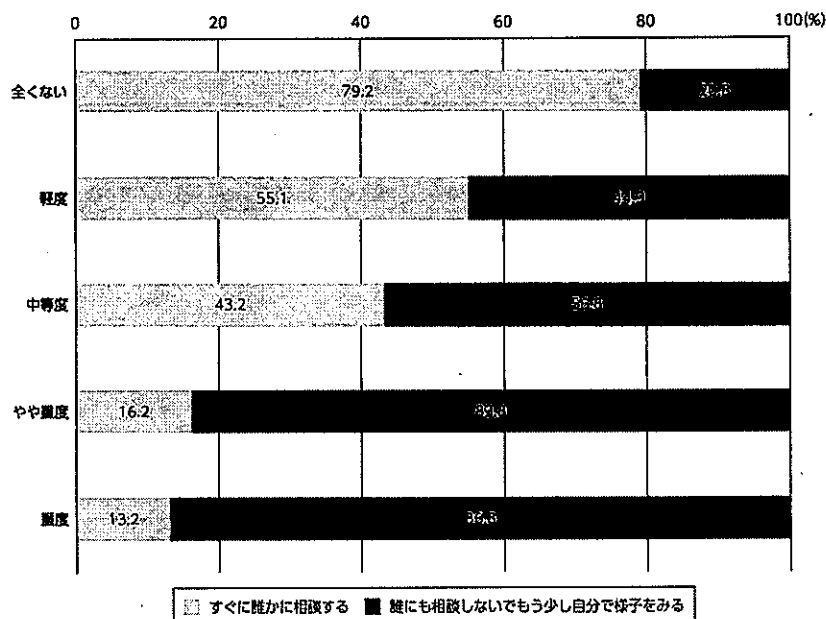
(1) 自ら援助を求めることが難しい生徒への支援に向けて

本件学校においては、一定以上の教育相談体制がとられていたにも関わらず、当該生徒の悩みや不安を把握し、支援するために機能することができなかつた。児童生徒の自殺予防の取り組みとして、改正自殺対策基本法の制定・施行（平成28年（2016年））を受けての自殺総合対策大綱の策定（平成19年（2007年））以降、「SOSの出し方に関する教育」の実施が提言されている。これは、児童生徒に「悩みを抱えた際にはSOSを出すように」という働きかけをするものである。さらに、児童生徒の自殺の深刻な状況を受けて、令和5年（2023年）の子どもの自殺対策緊急強化プランにおいてもすべての児童生徒が年1回以上「SOSの出し方に関する教育」を受けられるように記載されている。しかしながら、「2021年度新型コロナウイルス感染症流行による親子の生活と健康に関する実態調査」（国立成育医療研究センター コロナ×こども本部、2022）において、回答者の抑うつ状態の程度と、抑うつ症状が見られる際に誰に相談するかどうかという、援助希求の関係を検討した結果では、両者の間に明確な反比例の関係が見られている。すなわち、抑うつ症状の程度が重症であるほど、抑うつ症状が見られてもすぐ相談

する割合が低く、90%近くが誰にも相談しないでもう少し自分で様子を見ると回答したという結果となっている。

第2-3-16図② 【重症度別】抑うつ症状がみられる際の援助希求

Q.もしあなたが太郎君と同じような状態（※）になったら、誰かに相談しますか？



※典型的な抑うつ症状を呈した「太郎君」を描写した文章を読んだ後に回答してもらった形式で集めたもの。

資料：「2021年度新型コロナウイルス感染症流行による親子の生活と健康への影響に関する実態調査」より
国立成育医療研究センターコロナ×こども本部作成・提供

実際に不安や悩みを抱え、抑うつ状態に陥るなど、早急な援助が必要と考えられる生徒に対しては、相談窓口の紹介や呼び掛けといった働きかけが、支援につながることは難しいことが分かる。Aさんの両親は、意識的に相談の呼び掛けに関する資料等をAさんの目に頻繁に触れるところに掲示していた。しかし、Aさんは、本件学校においては、友人に教員に関する愚痴を若干こぼすことはあっても、不適切な指導を受け続けて教員を信頼できなくなっていたこともあって、教員に対しては一切SOSを出そうとせず、相談につながることはなかった。まず、支援を必要としている生徒ほど、SOSを出し難いという事実を十分理解しておく必要がある。

その上で、SOSを出さない生徒の悩みや不安、困りに気づき、支援につなげていくための体制を整えることが求められる。

(2) SCの配置拡充

ア SCの配置時間増

先に述べたように現状では、SCの配置は週に1回7.5時間となっている。本件学校では限られた配置時間を最大限有効に活用する体制がとられているものの、自ら相談を希望した生徒や担任、養護教諭等が気になる生徒として相談を勧めた生徒の個別支援の枠すら十分確保されない状況である。

生徒指導提要には、対象、課題性、時間軸に応じて軸（常態的・先行的―即応的・継続的）、3類（発達支持的生徒指導、課題予防的生徒指導、困難課題対応的生徒指導）、4層（発達支持的生徒指導、課題未然防止教育、課題早期発見対応、困難課題対応的生徒指導）の重層的支援構造が示された。同書において、すべての支援段階でチーム学校の一員として位置付けられているSC、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）等、心理・福祉の専門家の活用が推奨されている。しかしながら、SCの配置時間が限られている状況においては、本件学校のようにすでに問題が顕在化している困難課題対応的生徒指導を優先せざるを得ない。

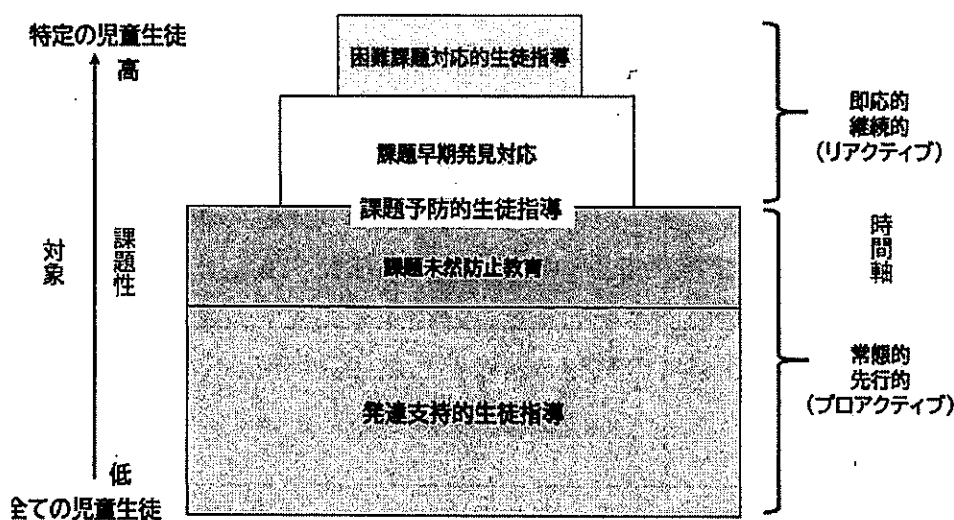


図2 生徒指導の重層的支援構造

※文部科学省「生徒指導提要（令和4年12月改訂版）」19ページから引用

中学校を対象とした調査において、SCの配置時間と相談件数、長欠生徒への関与人数、生徒・保護者・教員への助言、居場所活動、校内の会議への参加率や会議での専門的助言、専門職や学外機関との連携などの関係が示されており、当然ながら配置時間が長いほど、充実した活動が行われて

いることが調査結果からも明らかである（日本臨床心理士会、2024）。現状は週に1回7.5時間の配置であるが、中学校高校計 ■■■ 名の生徒数を考えれば、少なくとも現状の倍、週に2回程度の配置への拡充が求められる。

イ SCの活用方法の拡充

SCの配置時間増がなされたとしても、生徒の自発来談や関係教職員が気になる生徒として相談を勧めた生徒への困難課題対応的生徒指導の対象が広がるだけでは（現状でも予約がいっぱいで本来必要な頻度での相談が難しい状況のようであるが）、AさんのようにSOSを出さず、自ら援助を求めようとしない生徒の支援にはならない。先にも述べたように、抑うつ状態に陥り早急に援助が必要な生徒ほど、援助を求めようとしないことから、これらの生徒たちを早期に発見し、支援を行うためには、困難課題対応的生徒指導にとどまらないSCの活用方法の拡充が必須となる。

(7) 全員面接

その一つとして効果的だと考えられるのが、一部の小中学校では取り入れられている全員面接である。特に新入生を対象に、一人10分～15分の短時間であっても全員がSCと話す時間を設定することで、小学校から中学校、中学校から高校への移行に伴う生徒の戸惑いや困り感を早期にとらえて支援につなぐ可能性がある（課題早期発見対応）ほか、実際にSCと話す機会をもつことでSCへ相談することへの抵抗感を下げ、その後何らかの悩みを抱えた際の相談を促進する効果があることが知られている。すべての生徒を対象としたSC利用への広報としての意味も大きい。

(4) 学級単位の心理教育の実施

本件学校においても、年に1回程度全校生徒及び学年単位でSCを講師とする心の健康に関する講話が行われているが、学級単位で実施することで、演習などを含むより参加型の形式での実施が可能となり、心の健康に関する知識やスキルの定着が期待されるほか、SCの人となりを知ってもらい、気軽な相談を促す効果もある。SCが担任とのチームティーチングでかかわることで、担任自身への啓発となり、生徒の担任への相談を促すことも期待される。先の調査でも、SCの心理教育を受けた生徒ほ

ど、SC への相談経験が多いという結果が示されていた。

(ウ) SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防教育の実施への支援

先にも述べたように、児童生徒の自殺の深刻な状況を受けて、平成 28 年(2016 年)に改正された自殺対策基本法を受けて翌年に策定された「自殺総合対策大綱」には、当面の重点施策の一つとして、子ども・若者の自殺対策のさらなる推進が掲げられ、SOS の出し方に関する教育の推進があげられている。令和 7 年(2025 年)2 月には、児童生徒の自殺者数が過去最高となったことを受けて、文部科学省から出された通知においても SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防教育の実施が記載されている。

SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防教育の実施によって、生徒が自身の心の状態の変化や危機に気づき、危機の際に他者に相談することの意義を知って周囲の大人に援助を求めやすくすることを目指している。さらに、自身の危機だけではなく、友人の危機に気付いた際の対処について理解を促すことも重要なねらいである。苦しんでいる生徒自身が SOS を出せないことを踏まえると、友人の苦しみに気付いた生徒がゲートキーパーとして声をかけ、信頼できる大人につなぐことができるようになることの意味は大きい。自殺予防教育に関する SC の活用について、日本臨床心理士会が文部科学省の委託を受けて都道府県政令市の教育委員会を対象に実施された調査(日本臨床心理士会、2022)では、教職員研修(65.5%)、教員とチームティーチングで授業実施を支援(47.5%)、授業の実施方法に関する助言(37.7%)の順となっていた。学級単位の心理教育の一環として SC を活用した SOS の出し方に関する教育の実施にも期待したい。

ウ 学校全体の教育相談機能の拡充

(7) 定期的な担任等による教育相談の実施

SC の配置拡充には現時点では限界があることもあり、(2)で記した対応がなされたとしても、生徒にとって最も身近な存在は担任等の教員である。最低学期に 1 回の担任等による教育相談の実施が求められる。現在も生徒が求めれば随時相談に乗る体制は準備されているものの、A さんのような自ら相談を求めない生徒が一定割合存在することが想定されることを考えれば、定期的に生徒全員を対象に個別に話を聞く機会をもつ

ことが必要だと考えられる。その際、いじめアンケートや hyper-QU の結果が出た後に教育相談が設定され、アンケートに表現されていた困りについて尋ねられれば、その辛さが語られる可能性もある。なお、Aさんのように担任を含む複数の教員らとの間に安心して相談できる関係が構築できていない生徒がいることを考えれば、担任もしくは副担任、学年主任など数名が担当し、生徒がいずれかを選択できるといった工夫も必要であろう。

(イ) 教員の多忙の緩和

本件学校は、県立の中高一貫校であり、寮が設置されていて県内全域から選抜されてきた生徒が入学してきている。保護者からの期待も強く、受験指導には力を入れており、国公立大学や有名私立大学等への進学実績が示されている。それにとどまらず、さまざまな研究指定を受けた授業開発・改善の取り組みが盛んになされている。

グローバル化時代に必要な「論理的な思考力・表現力」を身に付けさせていくためのが設置され、教科横断的な教育が実施されている。そのため、教員は一般の中学校に比べて授業研究・授業準備により多くのエネルギーを注ぐことが求められる。さらに、中学校においても入試に関する業務も加わり、多忙を極めていることがうかがえる。

このように教員が業務に忙殺されている状況の中では、教員が生徒の小さな不調に気付いたり、生徒が気軽に教員に話を聞いてもらおうと申し出たりすることには限界がある。すでに「チームとしての学校の在り方」に関する答申（2015）において、教員の多忙を緩和し、一人ひとりが力を発揮できる環境の整備が謳われている。教員の業務の見直し、SC、SSW を含む多様な専門性をもつ職員との連携・協働が進むことが望まれる。

3 学校・県教委から独立した、生徒の相談（事実確認・報告・提言）窓口の設置（提言3）

子どもの権利条約に基づく、学校における不適切な校則・指導・ハラスメントに関する、県教委から独立した相談・報告・提言窓口を設置すること。この窓口は、問題の報告を受けて、事実関係の確認と解決のための提言を県及び県教委に行うものとする。

付言すれば、この提言は本委員会設置の背景を踏まえ、県立学校を想定して行うものであるが、提言の内容は少なくとも全公立学校教育を対象とすべきものである。

(1) 提言の趣旨

この提言は、以下の趣旨に基づいて行うものである。

ア 学校において、校則や教員の指導は教育目的のために行われるものである。しかし、こうした指導が子どもの尊厳や権利を侵害している事例が後を絶たない。不合理な校則、人格を否定する指導、威圧的言動、過度な叱責や懲罰的指導、沈黙を強要する対応などは、子どもの心身に深刻な影響を及ぼすものである。

イ 日本が批准している子どもの権利条約は、子どもを「保護の客体」ではなく権利の主体として位置付けており、学校教育においてもこれを具体化する制度が不可欠である。

そこで、本提言は、生徒本人及び保護者が、安心して問題を報告できることを前提に、この報告に対して事実確認と改善提言までを行う、県教委から独立した窓口の設置を求めるものである。

(2) 窓口の基本的役割

この窓口が対象とする事案は、以下の具体例を含む、子どもの権利侵害が疑われる事案とする。

[例]

不合理・過度な校則の運用
人格否定的・威圧的・差別的な指導
罰的・懲罰的指導、見せしめ指導
ハラスメント（パワハラ、セクハラ等）
意見表明や相談を妨げる対応
問題報告後の不利益な取り扱い

(3) 窓口の主な機能

ア 相談・報告の受付

生徒本人・保護者・元生徒（一定期間内）

イ 事実関係の確認

当事者双方からの聴取

記録・資料の収集

必要に応じた第三者ヒアリング

ウ 評価・判断

子どもの権利条約・国内法に照らした評価、教育的妥当性の検証

エ 改善・是正に向けた提言

学校・県教委への是正勧告、校則・指導方針の見直し提言、再発防止策の提示

オ 提言後の対応

提言後の対応状況の確認、必要に応じた追加提言

(4) 実効性を確保するために不可欠な条件

ア 学校・県教委からの独立性

当該学校や指導系統から独立した機関とする。

イ 子どもが安心して利用できる仕組み

分かりやすい言葉による案内、多様な相談方法（オンライン・電話等）を整備する。さらに、匿名相談を可能とする。ただし匿名相談の場合、事実関係の確認に支障をきたす恐れがあるため、何らかの連絡方法を確保する必要がある。

ウ 保護者及び子供に対する説明

調査結果については、保護者への説明及び子どもに対する丁寧な説明を行うものとする。

エ 学校・県教委の義務

学校・県教委は、提言を真摯に受け止め対応しなければならない。提言対象となった教職員については、児童生徒と接触しない部署への異動なども含め、速やかな対処を行うものとする。

(5) 不利益取り扱いの厳格な禁止

相談・通報を理由とした不利益な扱いを明確に禁止、報復的指導があった場合の是正措置を制度化する。

(6) 専門性と多職種性の確保

教育現場の論理だけで完結しないよう、窓口組織のメンバーは子どもの権利や教育法に精通した法律専門家や心理職・福祉職、教育実践経験者、その他、必要に応じて外部専門家によって構成するものとする。

(7) 透明性と説明責任の確保

窓口組織は、個人情報に配慮しながら月次・年次報告書を公表し、相談件数・類型・改善事例の可視化を行う。同時に、制度の形骸化を防ぐ検証体制を構築するものとする。

本提言で示した窓口は、学校や教員等の言動を一方向的に抑制するためのものではなく、教育を子どもの尊厳と権利の上に再構築するための制度である。

子どもが安心して学び、意見を述べ、尊重される学校教育の実現のため、本提言の速やかな制度化を強く求める。

II 事案発生後の対応について

1 児童生徒の自殺等が起きたときの総合的な対応マニュアルの整備（提言4）

(1) 本委員会の初会合は令和6年（2024年）4月14日であり、本事案発生の日から600日目にあたる。「背景調査の指針」に基づく詳細調査の開始がこれほど遅れた要因には、①本件学校が「背景調査の指針」に関して遺族に説明しなかったこと、②県教委が詳細調査への移行が不要と判断したことなどをあげることができる。いずれも同指針の目的とする「再発防止」の観点からは消極的にすぎる判断である。

この事実からは、本件学校も県教委も、背景調査の目的及び趣旨を十分には認識していなかったことがうかがえる。今後の対応を十全なものとするために、過不足なく速やかな対応が行えるよう対応マニュアルを整備することを提案する。

(2) このマニュアルには、事案発生から時間が経過することにより遺族の思いが変化することを踏まえ、調査に対する希望の確認、調査範囲や手法に関する確認など、常に説明・確認・合意形成を行うステップを盛り込むこと。

(3) 県教委は、「自殺又は自殺が疑われる死亡事案」が発生した場合に、必要な対応をもれなく実行できるよう対応マニュアルを整備すること。これを、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（令和7年（2025年）12月改訂）」（以下「背景調査の新指針」という。）だけでなく、「学校事故対応に関する指針」、「いじめ防止対策推進法」及び関連する通知やガイドラインを踏まえ、いじめ、自殺、学校事故のすべてに対応した「総合型」にまで拡大することが求められる。

ア 一般に事案発生直後の遺族への対応として、例えば「遺族の心情に配慮」、「要望・意見の聞き取り」などの項目が考えられるが、それぞれ何をすべきなのか、何をしてはならないのかというレベルまでの具体化が必要である。

イ さらに、「背景調査の新指針」、「学校事故対応に関する指針」、「いじめ防止対策推進法」及び関連する通知やガイドラインを踏まえ、いじめ、自殺、学校事故のすべてに対応した総合型とすることで、事案発生直後の混乱の中でも、それぞれの法や通知等が求める正しい初期対応を行えるよう、手順を示す必要がある。具体的には、基本的な情報収集等の初期対応、被害家族・遺族への対応、原因又は背景の調査手順、児童生徒・教職員に対するカウンセリング等に関する手順等を明記した、いわば「事後対応総合マニュアル」としての整備が求められる。

(4) 制作したマニュアルは、学校現場への周知は元より、保護者への周知、県の Web サイト等で一般市民も周知を図ることが求められる。これは、学校事故・事件等に関する市民の権利を明確にする意味でも重要である。

2 背景調査の適切な実施（提言 5）

本件事案のような事案が今後発生した場合、県教委においては以下のような対応をするよう提言する。

(1) 背景調査の指針の内容に即した対応

背景調査の指針においては「基本調査の経過及び整理した情報等について適切に遺族に説明する」とされている。確かに、同指針の文面上は、基本調査報告書を遺族に閲覧してもらうことやその写しを提供することは必須とされてない。また、説明の方法について具体的に示されているものではない。しかしながら、「適切に遺族に説明する」と書かれている以上は、遺族の心情に配慮しつつ、遺族の要望に添った説明の仕方をすることが求められる。基本調査は「学校がその時点でもっている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの」であることから、事案発生から短期間のうちに遺族の要望をうかがうことが難しい場合やうかがうことを控えた方が良い場合もあろうが、遺族の心情に寄り添いながら、基本調査の説明の方法について、書面自体の閲覧も含む複数の選択肢を示し、遺族の要望に添った方法で説明することが求められ、県教委は、基本調査を行う学校に対しそのように指導することが求められる。

(2) 基本調査の結果の遺族への提供の在り方

本件では、基本調査の結果の提供が遺族に適切な形でなされていないことが浮き彫りになった。そのこのような齟齬が生じている要因として、本件学校が「口頭」で報告していることが指摘できる。

背景調査の指針は、遺族が希望する場合には原則として詳細調査を実施するとしているところ、詳細調査に移行するか否かの希望を遺族が適切に述べる前提として、基本調査の結果が遺族に正確に伝えられることが必要不可欠である。

また、背景調査の指針においては、背景調査を進める上で、遺族の心情に寄り添うことが重要であると位置付けていることや後日のトラブルを回避する趣旨でも、基本調査の経過や結果を報告するについては口頭ではなく書面によることが望ましく、仮に基本調査報告書が完成している場合には、個人情報保護の措置を施した上で、その写しを交付することが望ましい。もっとも、基本調査報告書を遺族に閲覧してもらうことやその写しを提供することが難しい場合は、閲覧又は提供の対象とすることが困難な記述や情報だけを一部墨消しして、その他の箇所を、可能な限り遺族の要望に沿った方法で、閲覧又は提供することが求められる。

なお、本件でも、基本調査の結果は令和4年(2022年)10月13日にF校長から遺族に口頭で報告しているところ、本件学校が県教委に提出した「基本調査報告書」も同日付けである。そうだとすると、基本調査報告書自体は、遺族への報告の際には完成していたことになるから、本件学校が、基本調査報告書の写しを、個人情報保護の観点からの措置を施した上で、遺族に提供し、それに基づいて説明することは可能であったことを指摘しておく。

(3) 基本調査の説明方法(日程設定)

基本調査報告書に書かれている内容について、弔問その他面会の際に遺族に説明すると、説明された内容が断片的になりやすく、基本調査の全体像を体系的に理解することが困難になることが予想される。従って、基本調査について説明する日時を別途調整した上で、当該日時に遺族に説明することが求められる。

(4) 背景調査の全体像の適切な説明

遺族に対し、背景調査の仕組みを分かりやすく説明し、基本調査と詳細調

査の違いや、基本調査から詳細調査へ移行する場合の条件や手続き等についても同様に分かりやすく説明する必要がある。また、遺族に対しては、基本調査や詳細調査について背景調査の指針に書かれている用語をそのまま使い、その上で分かりやすく説明した方が、遺族も、背景調査の指針に沿って調査が行われていることを理解でき、学校や県教委への信頼感にもつながるだろう。

(5) 背景調査の指針の概要パンフレットの作成

学校関係者以外に、背景調査の指針を知っている者はほとんどいないと予測されるため、背景調査の指針を概念図やフローで示すなど、誰が見ても分かりやすくする必要はある。県教委においては、誰が見ても分かりやすいパンフレットを作成し、県内全学校の児童・生徒の保護者に配布することも検討する必要がある。なお、このパンフレットは紙刷りのものを配布することとし、県教委のWebサイトに掲載するだけにとどめてはならない。

(6) 全件、詳細調査を行うことを基本とすべきであること

背景調査の指針がすべての事案について詳細調査を行うことが望ましいとしていること、人命に勝る価値はないこと、事実関係をもとに自殺に至る過程や心理を検証するには、詳細調査に移行することが必要不可欠であることからすると、あまりに自死案件の発生が多すぎて、予算等の制約があるような例外的な場合を除き、全件、詳細調査を行うべきである。

(7) 第三者委員会設置要綱制定の際の遺族からの要望の反映

詳細調査を行う第三者委員会を設置する際の設置要綱を作成するにあたっては、遺族の要望を可能な限り反映させることが求められる。

(8) 遺族への情報提供の仕組み構築の検討

県教委や学校がもっている情報量と比べると、遺族がもっている情報量は圧倒的に少ない。遺族が自身で情報公開制度や個人情報保護制度を通じ県教委や学校がもっている情報を入手するだけでも多大な時間と労力がかかるわけであるから、情報入手をめぐる遺族の負担を軽減するためにも、遺族からの開示請求を待たず、県教委や学校から遺族に対し一定の情報を提供する仕組みを構築することを検討されたい。例えば、本件事案のような事案が発生した場合は、遺族に提供する資料をあらかじめ何らかの形で定めておくこと

が想定される。

なお、令和7年(2025年)12月に改訂された背景調査の新指針では、一般的な背景調査の流れを明確にするため、背景調査全体のフロー図が記載されており、また、遺族への背景調査等に係る説明を確実に実施するため、背景調査の内容・災害共済給付・相談窓口を記載した説明様式が示されている。さらに、基本調査の結果がまとまった段階で、所定の様式を用いて基本調査の結果を遺族に説明すること(詳細な説明を控えてほしい等の遺族の意向がある場合は、調査結果の概要を用いるなどの対応も考えられること)が明記され、遺族に対する詳細調査に係る意向確認書も所定の様式として整備されている。

背景調査の新指針では、平常時からの学校及び学校設置者での「備え」も書かれており、ほかにも改訂された点がいくつもあることを本委員会として確認している。県教委においても背景調査の新指針を実効性あるものとして扱うことが求められる。

3 自殺事案における警察の情報提供の在り方について(提言6)

(1) 学校への情報提供について

本件においては、Aさんが線路内に進入して亡くなったことについて、警察による捜査が行われた。

警察は、本件学校の関係者からも事情聴取等を行っているところ、その際、警察署員から、本件学校の関係者に対し、Aさんの自死の原因・背景について伝えられていたことが判明した。

背景調査の指針にあるように、『事実関係をもとに自殺に至る過程や心理を検証するには、「詳細調査」に移行することが必要である』とされている。

警察が捜査の過程において知りえた情報は断片的であることが多い点を踏まえると、警察署員が、(たとえ一つの可能性と断りを入れていたとしても)学校等に警察の見解を伝えると、それが独り歩きをした結果、学校に予断を与え、適切な背景調査がなされなくなる可能性が否定できない。

従って、警察においては、学校関係者から情報収集を行い、事件性の有無を判断するにとどめるべきであり、背景事情についての警察の見解を学校等に伝えることは慎むべきである。

むしろ、警察の見解その他、警察が知りえた情報については、(2)で述べるとおり第三者調査委員会に対して提供されることが望ましい。

(2) 第三者調査委員会への情報提供について

本件は、Aさんが線路に進入し、轢死したという事案であり、警察が実況見分などを実施しているようである。

本委員会は、警察に対し、実況見分調書等の提供や捜査にあたった捜査官との面談を要望したが、応じてはいただけなかった。

本件は、当日のAさんの行動その他の状況からして、Aさんが事故死ではなく自殺である可能性が高いと考えられるため、結論としては大きな支障はなかったものの、事案によっては事故死か自殺かが深刻に問題となる事案が生じる可能性も否定できない。

そのような場合には、警察作成の資料の収集・検討が必要不可欠である。現に訴追を予定して捜査中であるというような事案であればともかく、事件性が否定される自殺・事故案件においては、第三者調査委員会に資料を提供することに現実的な支障は考え難い。

警察が収集した各種証拠も税金を用いて収集されたものであり、公共財としての性格を有するとも考えることからしても、背景調査のために提供されることが望ましい。

警察が保有する資料や情報を第三者調査委員会に提供して背景調査に活用できるような制度を構築するため、例えば、広島県警を通して必要性を警察庁に伝えていただくなどして、その具体化を目指し取り組んでいただきたい。

4 事後の心のケアの体制整備（提言7）

(1) 日頃からの備え

ア 研修の実施・受講勧奨

児童生徒の自死を含む学校危機はいったん生じると学校は大きく混乱し、管理職を中心として教員が果たすべき役割は非常に大きい。ただ、このような事案はそれほど頻繁に生じるものではないため、事後対応の経験を実際にもつ教員は少なく、多くの教員が初めて遭遇することになる。

管理職は、あらかじめ、危機対応の研修を受講し、事後対応の流れや留意点について一定の知識を備えておくことが望まれる。県教委主催の研修のほか、自死事案の対応については、毎年全国10か所で開催されている文部科学省主催の「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」はオンライン参加も可能であるため、広く受講が可能である。県教委は、管理職等の研修受講が可能になるように、県教委主催の危機対応研修を定期的に

開催するほか、文部科学省の普及啓発協議会について確実に情報提供し、参加を広げていただきたい。

イ 関係資料の準備・確認

児童生徒の自殺が起きた後の緊急対応について、文部科学省は背景調査の指針等を発行し、事後対応として求められる緊急対応と背景調査の方法や留意点を示している。生徒指導提要にも具体的に記載されている。これらの冊子は、ホームページ上に公開され、発行時をはじめ随時全国の教育委員会等を通じて学校に通知がなされているほか、前述の研修会の折にも紹介されている。しかしながら、本事案では、その記載に沿った対応がなされたとは考え難い面が多々見られた。県教委の担当者は、これらの資料の概要を把握し、事案発生時には資料に即して適切に学校をサポートすること、学校においても資料を準備し、常に閲覧できるようにしておき事案発生時には直ちに参照することなどが求められる。

なお、前述のとおり、背景調査の指針は、令和7年（2025年）12月に「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」として名称変更の上、改訂された。今回、問題となった基本調査の結果についての遺族への報告や、詳細調査への移行に関する意思確認などが確実になされるようにと、新たにそのための書式等が追加されている。今後は、この資料を十分精査した対応が求められる。

ウ 事案発生時の対応組織の確認

児童生徒の自死など学校危機に対しては、管理職、生徒指導主事、学年主任、教育相談コーディネータ、養護教諭、当該校 SC や SSW 等からなる校内連携型危機対応チーム及び、県教委、精神科医、緊急配備の SCSV、SSWSV 等の専門家からなるネットワーク型緊急派遣チームを組織して対応にあたることを求められている（生徒指導提要）。事案発生に備えて、メンバー構成やそれぞれの役割について、イで示した資料に即して確認しておくことが必要であろう。

(2) 児童生徒の自死後の心のケアプログラム実施についての合意形成と定式化

ア 関連資料の内容の精査と県としての実施方法・体制の整備

緊急対応の手引きにおいては、自死発生後の緊急対応の要点として、以下の5点を提示している。

(7) 危機対応の態勢

校長、教頭、当該学年関係者、部活動顧問等の関係教員、SC等、必要に応じて県教委職員を加えて校内危機対応チームを編成し、随時協議しながら進める。

(イ) 遺族のかかわり

校長、担任等で早急にコンタクトをとり、常に遺族の意向を確認しながら学校での対応方針を定める、葬儀後もかかわりを続ける。

(ウ) 情報発信等

積極的に情報を収集し、憶測による噂の拡散を防ぐために、精査した上で正確で一貫した発信を行う。

(エ) 保護者への説明

保護者に正確な情報を伝えることで噂の拡散を防ぐとともに、保護者が子どもに適切に接することができるよう、子どもへの接し方や校内外の相談先の情報等を伝える。

(オ) 学校活動と心のケア

子どもへの事実の伝え方、相談態勢、動揺した子どもへの対応態勢などを整えて学校で対応するとともに、当該学級においては喪の過程の進行に配慮し、卒業まで見守りを行う。

なお、喪の過程とは、「大切な人を失った現実を生きる中で、心身の苦しみを消化し、少しずつ再建していく心理的なプロセス」を指す。

また、「学校コミュニティへの緊急支援の手引き（福岡県臨床心理士会、2005）においては、児童生徒の自死を含む学校危機後の心のケアプログラムの概要として、①出来事についての事実の共有、②このような危機的な出来事に遭遇した際の心身の反応と対処方法についての情報提供、③各自のさまざまな反応を表現する機会の保障の三点をあげ、具体的な実施方法を示している。

今後、事案発生時に迅速かつ適切な支援ができるために、これらの資料をもとに県教委担当者とSCSVや経験豊富なSC等、心理職の職能団体の

関係者で十分に協議し、プログラム内容とその実施方法について定式化していただきたい。その中には、後述する SCSV や派遣された SC の役割も明記されることになる。

イ SCSV の役割の拡充

広島県においては、学校危機発生時に SCSV を適切に活用する体制となっていない。SC 派遣についてはすべて県教委の意向で進められていた。

しかしながら、先述したネットワーク型緊急派遣チームにおいては、専門家として SCSV が記載されている（文部科学省、2022）。児童生徒の自死などの学校危機発生時には、県教委は SCSV に連絡をとり、ネットワーク型緊急派遣チームへの参加を求め、心のケアの在り方（緊急派遣カウンセラーの人数、派遣期間、心のケアプログラムの内容など）について、専門家としての助言を求める体制を整えていただきたい。

そのためには、現在、年間6時間×35週となっている SCSV 配置時間を増やす必要もある。具体的な検討に際しては、県の臨床心理士会、公認心理師会等の職能団体との十分な協議を行っていただきたい。

ウ 派遣 SC の幅広い活用

児童生徒の自死など、緊急事態においては、SC もチームで学校に入り、県教委、管理職などとの協議の場（本事案におけるプロジェクト会議）で具体的に実施するプログラム内容を検討すること、引き続き会議の中で遺族への対応、保護者向け文書の内容などについて必要な助言を行うこと、平行して担任、部活動顧問など大きな衝撃を受けている教員への個別ケアを行うこと、生徒への報告場面に立ち会って全体的な生徒の状況を把握すること、学級での担任から再度の報告とその後の生徒の様子を見守ること、心の健康調査票などのアンケートやそれをもとにした担任による生徒面談の結果について各学級担任と確認しその後の対応を検討すること、その折担任自身の状態も見立て支援すること、保護者会において生徒の理解と対応についての情報提供を行うこと、など、多くの役割が求められるため、SCSV など経験豊富な SC をリーダーとするチームでの関与が必須となる（福岡県臨床心理士会、2005）。アでは、このような派遣 SC の活用を含めて心のケアプログラムの全体像を明確にしていきたい。

5 遺族支援の体制の検討（提言8）

(1) 学校・県教委と遺族との仲介機能

生徒の自死が発生した後は、当然ながら遺族は強い衝撃を受け、大きく動揺する。生徒の自死の連絡を受けた学校も同様である。深い悲しみと動揺の中、遺族は親族への連絡や通夜・葬儀の手配といった現実的な対応を迫られる。当該校は、構成員の心のケアや背景調査へ着手せねばならず、そのために、死因の伝え方や通夜・葬儀への学校からの参列などについて遺族に確認する必要がある。遺族へ寄り添うことの重要性は、緊急対応の手引きにも繰り返し記載されているが、悲しみのさなかにあり、混乱している遺族に寄り添いつつ、必要な確認を行うことは容易なことではない。

事案発生直後から、学校や県教委とは異なる第三者が遺族の悲しみと動揺に文字通り寄り添いつつ、現実的な対処についての情報提供や助言を行い、学校からの要請については、その趣旨を十分伝えて行き違いを防ぐといったことができれば、無用な行き違いの発生を防ぎつつ、必要な確認ができると思われる。そのような仲介機能について、県教委の総務部門など学校教育と直接かかわらない部署や知事部局/政令市の市長部局等がこのような機能を担う可能性について検討していただきたい。

(2) 遺族の心理的ケアの体制について

現状では、学校・県教委から遺族の心理的ケアを提供する体制はない。学校の SC や派遣 SC は県教委から雇用されており、学校の一員として基本的に当該校の児童生徒を含む学校全体の支援にあたる。亡くなった児童生徒のきょうだい児が他の学校に在籍している場合に、その学校の SC がきょうだい児のケアの文脈で遺族の心理的ケアにかかわることはあるが、限られた場合である。

犯罪被害者の場合、警察を通じて犯罪被害者支援センターの支援につながることはなっているが、自死遺族の場合、自ら動いて支援先を探し、医療機関等の場合はその費用を負担する必要もある。上記(1)で述べた仲介機能をもつ機関/人によって、早い段階で地域の実情に応じて精神保健福祉センター等遺族の心のケアを担う機関が紹介されるといった、遺族の心理的ケアの体制についても併せて検討していただきたい。

III 各提言を実行するための計画の作成と進捗状況の確認・公表

本章における再発防止のための各提言を、実効性のあるレベルで着実に実行す

るため、具体的な年次計画を作成し、その進捗状況を定期的に確認・公表する仕組みの構築を求める。

以上

おわりに

最後に2点、随感を添える。一つは事案を「我が校のこと」「我がこと」としてとらえることについて、もう一つは「Aさん」について。

1 「我が校のこと」「我がこと」としてとらえることについて

本委員会は、生徒の自死事案が発生したことがある学校での勤務経験をもつ者にも聞き取りを実施した。被聴取者は、一度でもそのような事案がある学校ではその事案のことを振り返り、二度と同様の事案が発生しないように教職員は常に意識しながら勤務しているが、そのような事案が発生したことがない学校では、生徒の自死を防ぐための取り組みにそれほど真剣になれないのではないかと、自分が勤務している学校ではそんなことは起こらないという気持ちがあるのではないかと、という趣旨のことを述べていた。この被聴取者の発言は極めて重要であると、本委員会は考えている。

生徒の自死（を含む死亡）事案が発生した場合に、当該事案が発生した学校のみならず、県内すべての学校が「我が校で発生した事案」としてとらえることができるよう、また、県内学校すべての教職員が「自分の教えている子どもたちが亡くなっている事案」すなわち「我がこと」としてとらえることができるよう、学校設置者のいかににかかわらず、広島県全体で目指すべきである。

2 「Aさん」について

本報告書では、個人情報保護の観点から、生徒を「Aさん」と記している。しかし、亡くなったのは、幸せになってほしいと願って名付けられた固有の名前をもち、私たちと同じ時間を生きていた一人の生徒である。本委員会の会合では、どの委員も生徒の本名を呼び、遺族より提供された写真と向き合ってきた。本名が載らない報告書を書きながら、委員たちには忸怩たる思いがあった。

その一方、学校現場の状況からは、誰もが「Aさん」になり得ると考えられる。その意味で、「Aさん」という表記は、個人が特定されるのを防ぐためだけでなく、同じ危うさの中にいるすべての子どもたちを象徴するものとして用いている。

私たちは、名前をもった一人の生徒の死を忘れない。そして、今後は誰ひとり「Aさん」にならない学校づくり・地域づくりを進めていかなければならない。

以上

文献リスト

- ・ 福岡県臨床心理士会編 窪田由紀・向笠章子・林幹男・浦田英範著 (2005) 学校コミュニティへの緊急支援の手引き 金剛出版
- ・ 河村茂雄著 (2006) 学級づくりのためのQ-U入門 図書文化
- ・ 国立成育医療研究センターコロナ×こども本部 (2022) 2021年度新型コロナウイルス感染症進行による親子の生活と健康への影響に関する実態調査
https://www.ncchd.go.jp/center/activity/covid19_kodomo/report/CxCN_repo.pdf
- ・ 厚生労働省 (2017) 自殺総合対策大綱
- ・ <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu/0000172329.pdf>
- ・ 三上克央 (2010) 発達障害の自殺. 精神科治療学 25 (2) : 199-205, 2010
- ・ 三上克央 (2015) 思春期自殺企図の精神医学的特徴. 児童青年精神医学とその近接領域 56 (1) : 6-13, 2015. 文部科学省 (2010) 子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き
- ・ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/08/13/1408018_001.pdf
- ・ 文部科学省 (2014) 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針 改訂版
- ・ https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/09/10/1351863_02.pdf
- ・ 文部科学省中央教育審議会 所長中等教育分科会 (2015) チームとしての在り方と今後の改善方策について (答申)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf
- ・ 文部科学省 (2022) 生徒指導提要改訂版
- ・ https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf
- ・ 文部科学省国立教育政策研究所 (2023) 令和4年度「全国学力・学習状況調査」資料
<https://www.nier.go.jp/22chousakekkahoukoku/index.html>
- ・ 文部科学省 (2024) いじめ重大事態ガイドライン 2024年8月改訂版
https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-1336275_3.pdf
- ・ 文部科学省 (2025a) 令和7年2月28日児童生徒の自殺予防に係る取組について

(通知)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414737_00015.htm

- ・ 文部科学省 (2025b) 児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針
https://www.mext.go.jp/content/20260109-mxt_jidou2-000046508-002-01.pdf
- ・ 日本臨床心理士会 (2022) 令和3年度いじめ対策・不登校支援等推進事業報告書「スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究」報告書
- ・ 日本臨床心理士会 (2024) 令和5年度文部科学省 いじめ対策・不登校支援等推進事業 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究
- ・ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/20241225-app_dev04_1.pdf
- ・ 日本精神神経学会 (監修、著) 高橋三郎・大野裕 (監修、翻訳) 染谷俊幸・神庭重信・尾崎紀夫・三村将・村井俊哉・中尾智博 (翻訳) (2023) DSM-5=TR 精神疾患の分類と診断の手引 医学書院
- ・ Reid M, Delgado D, Heinly J, et al. (2024) Suicidal thoughts and behaviors in people on the autism spectrum. *Curr. Psychiatry Rep.* 26:563-572, 2024
- ・ Santomauro DF, Hedley D, Sahin E, et al. (2024) The global burden of suicide mortality among people on the autism spectrum: A systemic review, meta-analysis, and extension of estimates from the Global Burden of Disease Study 2021. *Psychiatry Res.* 341:116150, 2024
- ・ 高橋祥友 (2006) 自殺の危険 新訂増補版: 臨床的評価と危機介入 金剛出版

